

全国福祉事務所長会議資料

平成21年5月29日
厚生労働省

目次

行政説明

- (1) 福祉事務所をめぐる社会福祉の動向について・・・ 1
- (2) 生活保護施策の重点事項について・・・・・・・・ 65
- (3) ホームレス対策について・・・・・・・・ 127

事例紹介

- (1) 子どもの育成相談と母等の就労支援のための取り組み
高槻市保健福祉部福祉事務所・・・・・・・・ 149
- (2) 社会参加推進のための取り組み
旭川市福祉保険部・・・・・・・・ 153
- (3) 委託型の求人セット型職業訓練・就職支援の取り組み
福岡県粕屋保健福祉環境事務所・・・・・・・・ 175

講演

- 二つの貧困ー北九州におけるホームレス支援と、新しい地域拠点の創造
NPO法人北九州ホームレス支援機構理事長 奥田知志氏・・・ 185

福祉事務所をめぐる社会福祉 の動向について

社会・援護局総務課

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

【主な内容】

I 地域における次世代育成支援対策の推進

①新たな子育て支援サービスの創設（児童福祉法等の一部改正）

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業（保育ママ）、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。

②困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化（児童福祉法等の一部改正）

- 里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親（養育里親）を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業（ファミリーホーム）を創設。
- 児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

③地域における子育て支援サービスの基盤整備（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

II 職場における次世代育成支援対策の推進

仕事と家庭の両立支援の促進（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

（施行期日）

- 原則として平成21年4月1日。（Iの③の行動計画策定指針の見直し等は公布の日から起算して6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日、家庭的保育事業（保育ママ）の制度化等は平成22年4月1日、IIの一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成23年4月1日）

児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)

○ 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。

- ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
- ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
- ③ 地域子育て支援拠点事業
- ④ 一時預かり事業

○ また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

(2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)

○ 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であつて、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。

○ 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。

○ 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

(1) 里親制度の改正 (平成21年4月施行)

○ 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。

○ 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業の創設 (平成21年4月施行)

○ 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

○ 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

○ 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとするとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

(5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

○ 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があつた場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

(6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備は平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

3 次世代育成支援対策推進法の一部改正①（地域における取組の促進）

(1) 国による参酌標準の提示（公布から起算して6月以内に施行）

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画（公布から起算して6月以内に施行）

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し（平成22年4月施行）

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 次世代育成支援対策推進法の一部改正②（一般事業主による取組の促進）

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（平成23年4月施行）

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

(2) 一般事業主行動計画の公表・周知（平成21年4月施行）

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③（特定事業主による取組の促進）

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務づけるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

3

子育て支援事業の定義規定のイメージ

1 乳児家庭全戸訪問事業

市町村内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、①子育てに関する情報の提供、②乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、③養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

2 養育支援訪問事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、これらの者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

3 地域子育て支援拠点事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

4 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

5 家庭的保育事業

保育に欠ける乳児又は幼児について、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

4

子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ

1 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の事業開始・指導監督の仕組み（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業）

～事業開始時～

事業の開始

都道府県知事へ事業開始の届出(※事後)

(事業開始から1ヶ月以内)

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、検査が可能

都道府県知事は、

- ・事業者が報告徴収・検査に応じない場合
 - ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
- 等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

2 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育事業の事業開始・指導監督の仕組み

～事業開始時～

都道府県知事へ事業開始の届出(※事前)

事業の開始

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、立入検査が可能

都道府県知事は、事業が基準に適合しない場合は、必要な措置を命ずることが可能。

都道府県知事は、

- ・事業者が命令・処分に違反した場合
 - ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
- 等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

※ このほか、第2種社会福祉事業として位置付けた事業(乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業)については、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定のほか、⑥消費税等の非課税措置の対象となる。

障害者自立支援法等の見直し等について

0

平成21年度障害福祉サービス報酬改定の概要

平成21年4月の障害福祉サービス費用(いわゆる報酬)の額の改定については、プラス5.1%の改定を行うこととし、新体系事業、旧法施設及び障害児施設について、次の基本的な視点に立った改定を行う。

1. 良質な人材の確保

障害福祉サービスにおける福祉・介護人材の確保が困難である現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供するためには、福祉・介護人材の処遇改善を進めることが必要であり、専門性のある人材の評価を高めること等を通じて、良質な人材の確保を推進する。

2. サービス提供事業者の経営基盤の安定

利用者へのサービス提供基盤を確保するためには、サービス提供事業者が安定して事業を運営していくことができる状況が必要であることから、それぞれの事業の実情を十分に踏まえた上で、サービス提供事業者の経営基盤の安定を図るための措置を講じる。

3. サービスの質の向上

重度者への対応を含め、各サービスの目的・機能に即した良質なサービスの提供を促進することが重要であり、障害特性へのきめ細かな配慮や医療的なケアへの対応など、障害福祉サービスの質の向上を図る。

4. 地域生活の基盤の充実

地域生活を支える各種サービスの基盤整備を更に進めることが必要であることから、グループホーム・ケアホームにおける支援体制の充実など、各サービスの地域生活支援機能を高める。

5. 中山間地域等への配慮

いわゆる中山間地域等においては、規模の拡大を図ることが困難である等の事情により厳しい経営環境にあることから、小規模事業所によるサービス提供や中山間地域等に居住している者に対する訪問系サービスの提供を評価することにより、地域におけるサービス提供体制の確保を図る。

6. 新体系への移行の促進

新体系事業に移行した事業所は全体の約3割(平成20年4月現在)であり、移行をより一層促進するためには、新体系事業の報酬について旧法施設における人員配置等も踏まえてその充実を図ることが重要であり、就労継続支援事業における支援体制の充実を図るなど、新体系への円滑な移行のための環境を整備する。

障害者自立支援法の見直しについて

1. 障害者自立支援法の3年後の見直し

附 則 (検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二章第二節第五款、第三節及び第四節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. これまでの経緯

○平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行 (同年10月に完全施行)

○平成18年12月 : 法の円滑な運営のための特別対策(平成18年～平成20年度の3年間で国費:1,200億円)
(①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置)

○平成19年12月 : 与党・障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書
(抜本的見直しの視点と9つの見直しの方向性の提示)

: 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

(①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進)

○平成20年4月～: 社会保障審議会障害者部会を開催し、3年後見直しに向け議論を行っているところ

(その他、障害児支援の見直しに関する検討会、今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会を併せて開催。)

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

① 利用者負担の見直し

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- 障害程度区分の名称と定義の見直し
(※ 障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し)

③ 相談支援の充実

- 相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け)
- 支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勸案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④ 障害児支援の強化

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など)
- 放課後型のデイサービス等の充実

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(個別給付化)

(その他)事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

施行期日:1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。(障害者の範囲は公布の日。障害程度区分、③、④は平成24年4月1日。)

4

① 利用者負担の見直し

利用者負担の規定の見直し

(課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

→ **法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。**
(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

※ 例えば、現在、通所サービスの場合、市町村民税非課税世帯の負担限度額は月額1,500円。

※ 利用者の実質負担率2.82%(H20.11国保連データ)

利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ **高額障害福祉サービス費について補装具と合算することで、利用者の負担を軽減。**

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

障害者の範囲の見直し

(課題) 発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

→ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、**発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。**

- ※ 発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。
- ※ あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

障害程度区分の見直し

(課題) 障害程度区分の名称・定義が、標準的な支援の度合を示す区分であることが分かりにくい。

→ **名称を「障害支援区分」とし、定義についても、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分であることを明確化。**

※ 法律上の規定の見直しと並行して、障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直す。

※ 支給決定に当たって、別途障害者を取り巻く環境を勘案することについても、法律上明確化。

6

③ 相談支援の充実

相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取り組状況に差がある。また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

→ 地域における相談支援体制の強化を図るため**中心となる総合的な相談支援センターを市町村に設置。**

→ **自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。**

- ※ 市区町村における地域自立支援協議会の設置状況65%。(H20.4.1現在。20年度中に更に20%が設置予定)
- ※ 平成19年12月の与党PT報告書においても、自立支援協議会の法令上の位置付けの明確化について指摘。

→ 地域移行や地域定着についての相談支援の充実。(緊急時に対応できるサポート体制等)

支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

→ 支給決定の前に**サービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。**

→ サービス利用計画作成の対象者を**大幅に拡大。**

※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は1,920人(H20.4)

7

④ 障害児支援の強化

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

→ 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。

→ 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

放課後等デイサービス事業の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

→ 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス事業」を創設。

在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』中での議論)

→ 18歳以上の入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、支援の必要な継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないよう附則に必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

8

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

(課題) 障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要。

→ グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設(利用に伴い必要となる費用の助成)。

※ 身体障害者について、グループホーム・ケアホームを利用できるようにする。(告示)

重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

(課題) 移動支援について、重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業(補助金)の中で行われているのみ。

→ 重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。

⑥ その他

事業者の業務管理体制の整備等

(課題) 障害福祉サービス事業の運営をより適正化することが必要。

→ 事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

(課題) 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進することが必要。

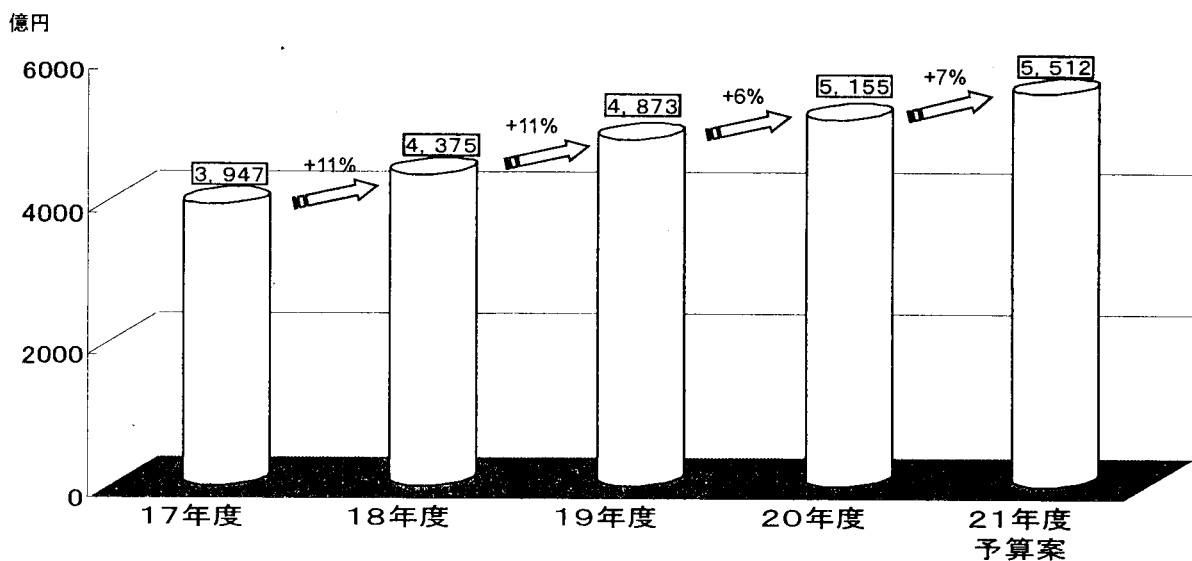
→ 都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け等。
【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】

→ 精神保健福祉士が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。
【精神保健福祉士法の改正】

10

障害福祉サービス予算の推移

障害福祉サービス予算は着実な伸びを確保している



(注1) 平成17年度については、自立支援法施行前の障害福祉サービス関係予算(支援費等)を積み上げたものである。

(注2) 平成18年度については、自立支援法施行前後の障害福祉サービス関係予算(支援費、自立支援給付等)を積み上げたものである。
(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注3) 平成19年度～21年度については、自立支援法に基づく現行のサービス体系における予算(平成20年度は補正後)である。

障害児支援施策の見直し

<< 障害者自立支援法 >>
(第2種社会福祉事業)

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

(第1種社会福祉事業(※を除く))

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設

・難聴幼児通園施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児通園施設(医)

※重症心身障害児・者通園事業(補助事業)

(第1種社会福祉事業)

知的障害児施設

・知的障害児施設

・第一種自閉症児施設(医)

・第二種自閉症児施設

盲ろうあ児施設

・盲児施設

・ろうあ児施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児施設(医)

・肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

<< 児童福祉法 >>

(第2種社会福祉事業)

【市町村】

障害児通所支援

・児童発達支援

・医療型児童発達支援

・放課後等デイサービス

○新・保育所等訪問支援

(第1種社会福祉事業)

【都道府県】

障害児入所支援

・福祉型

・医療型

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状

厚生労働省
社会・援護局



- 親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人。うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人。(平成18年法務省特別調査)
- 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後と、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(法務省特別調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)。
- 調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名。知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)

刑務所出所後、円滑に福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)へとつなぐための仕組みがないことから、**早期に再犯に至るリスクが高く、対策が必要**



刑務所入所中に、出所後円滑に福祉へつなぎ、社会生活に移行させるための支援ができていない。



再犯リスク大

地域で生活できない
↓
犯罪を犯し、再度、入所



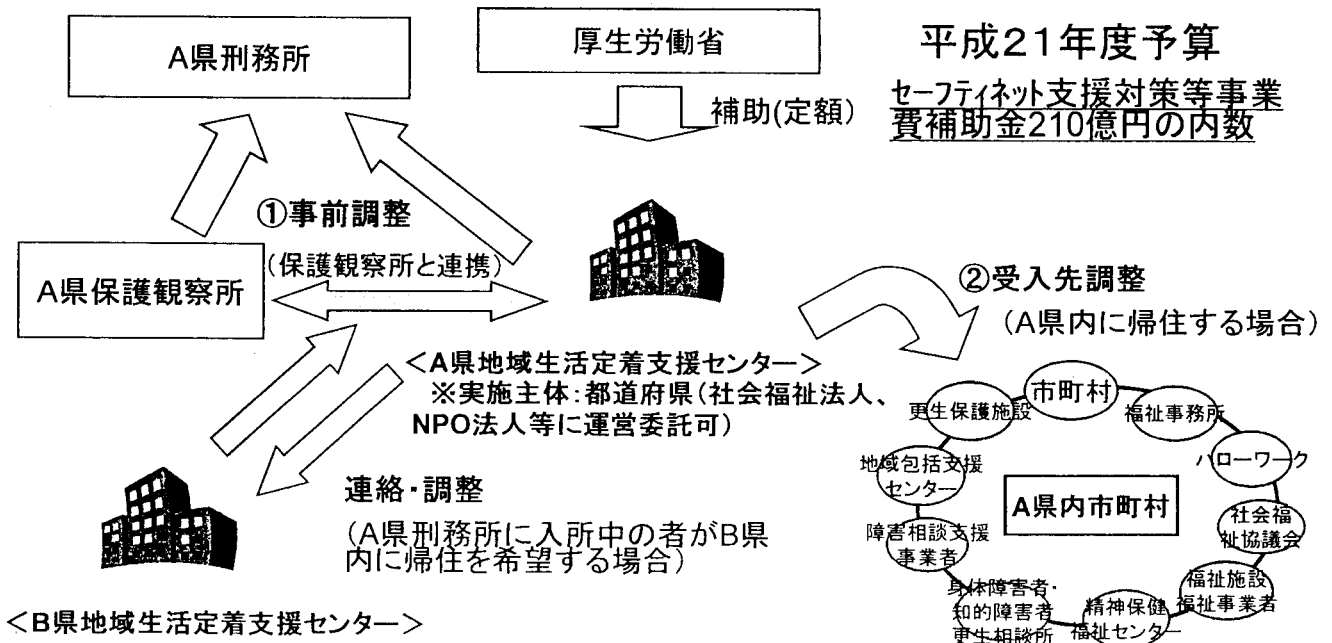
福祉サービス、住居の設定、就労の確保ができないまま出所



地域生活定着支援センターについて

出所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、**地域生活定着支援センターを、都道府県の圏域ごとに1か所設置する。**

地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う、刑事施設所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つ。



【事業概要】

① 刑務所所在地において果たす役割

- ・ 刑務所又は保護観察所からの連絡を受けて、保護観察所と共に刑務所内で受刑者と面接し、出所後に必要となる福祉サービスの聞き取りを行う。
- ・ 帰住予定地が他県である場合は、他県の地域生活定着支援センターに連絡し、対応を依頼。
- ・ 帰住予定先が県内である場合は、障害者手帳の発給など必要となる福祉サービスの申請の事前準備を支援するとともに、グループホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

② 帰住予定地において果たす役割

- ・ 他県の地域生活定着支援センターから県内に帰住予定の出所予定者がいる旨連絡が入った場合は、福祉サービスの申請の事前準備を支援するとともに、グループホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

「地域生活定着支援センター」の平成21年度予算の概要(新規)

- 予算案: セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
 - 実施主体: 都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)
 - か所数: 都道府県に各1か所、全47か所
 - 補助率: 定額(10/10相当)
 - 1か所当たり事業費: 1300万円(初年度実施、9か月分の所要額)
- (内訳)

① 体制費

- ・ 人件費(4名) ……社会福祉士などを配置

② 活動事務費

- ・ 活動旅費、機器等借料、通信運搬費、消耗品費、関係機関打合わせ会議経費

ひきこもり地域支援センター(新規事業)

[社会・援護局総務課]

【現状・課題】

「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査 等より

- ・ひきこもりに特化した相談窓口がないため、ひきこもり本人又は家族が相談に十分に結びついていないのではないか。
- ・ひきこもりの支援は長期間に及ぶことから、各段階に応じた対応が必要となるが、各関係機関のネットワークが十分でないのではないか。
- ・ひきこもり各関係機関における専門職員の知識や支援技術が十分でないのではないか。
- ・ひきこもり本人又は家族に必要な情報が届いていないのではないか。

といった問題が提起されている。

※ ひきこもりの状態にある者の推計 約32万世帯(「こころの健康科学研究事業」の地域疫学調査による推計)

【事業概要】

児童期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援

都道府県・指定都市に自立支援対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」を設置し、
 ①第一次相談機能としての役割を担う。②各関係機関のネットワークの連携強化を図る。③地域のひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する。

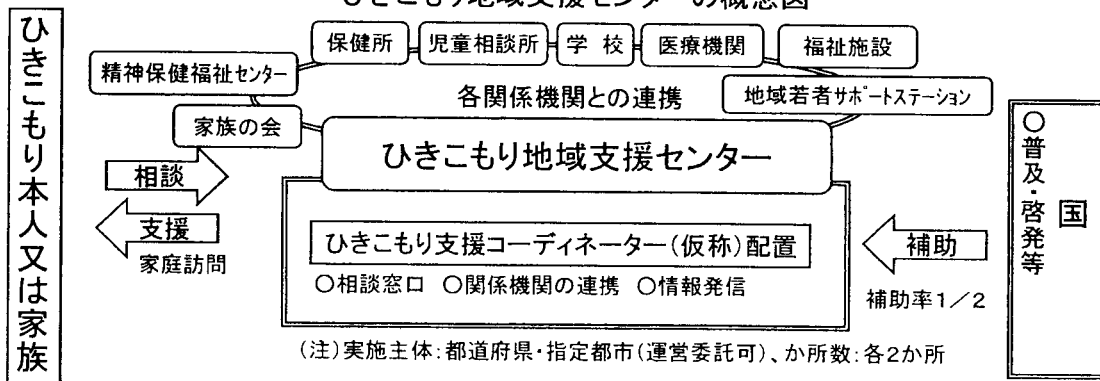
ひきこもり地域支援センターには、「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を配置し、以下の事業を実施。

- ①第1次相談窓口としての機能
ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。
- ②他の関係機関との連携
対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。
- ③情報発信
リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

「ひきこもり地域支援センター」の平成21年度予算の概要(新規)

- 予算案:セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
 - 実施主体:都道府県・指定都市(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)
 - か所数:都道府県・指定都市に各2か所(合計130か所)
 - 補助率:1/2(国1/2、都道府県・指定都市1/2)
 - 1か所当たり事業費:700万円(補助額350万円)
- (内訳)
- ①ひきこもり支援コーディネーター設置経費
・謝金(2名(専門職員(社会福祉士・精神保健福祉士等)、一般職員))・巡回指導旅費
 - ②関係機関連絡協議会経費
・委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料
 - ③普及・啓発経費
・企画検討委員会(委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料)
・リーフレット作成費

ひきこもり地域支援センターの概念図



青少年総合対策推進法案について

H21.3

背景

- ニートなど若者の自立をめぐる問題の深刻化
～不登校、中退、いじめ経験などの複雑な問題が背景に存在
- 児童虐待、いじめ、有害情報の氾濫、青少年による重大事件など一段と厳しさを増す青少年をめぐる状況

趣旨・目的

- 青少年育成施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
- ニート、ひきこもり等自立に困難を有する青少年を支援するためのネットワーク整備

青少年総合対策を推進するための枠組みづくり

〔 国 〕

〔 地方公共団体 〕

青少年総合対策
推進大綱

勸案

都道府県、市町村
青少年計画
(努力義務)

自立した社会生活を営む上での困難を有する青少年を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・関係機関等：各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
〔 社会生活適応のための相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善 修学・就業 知識技能の習得 等の支援 〕
- ・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
↳ 調整機関：支援状況の把握と連絡
- ・国：人材の養成等の支援

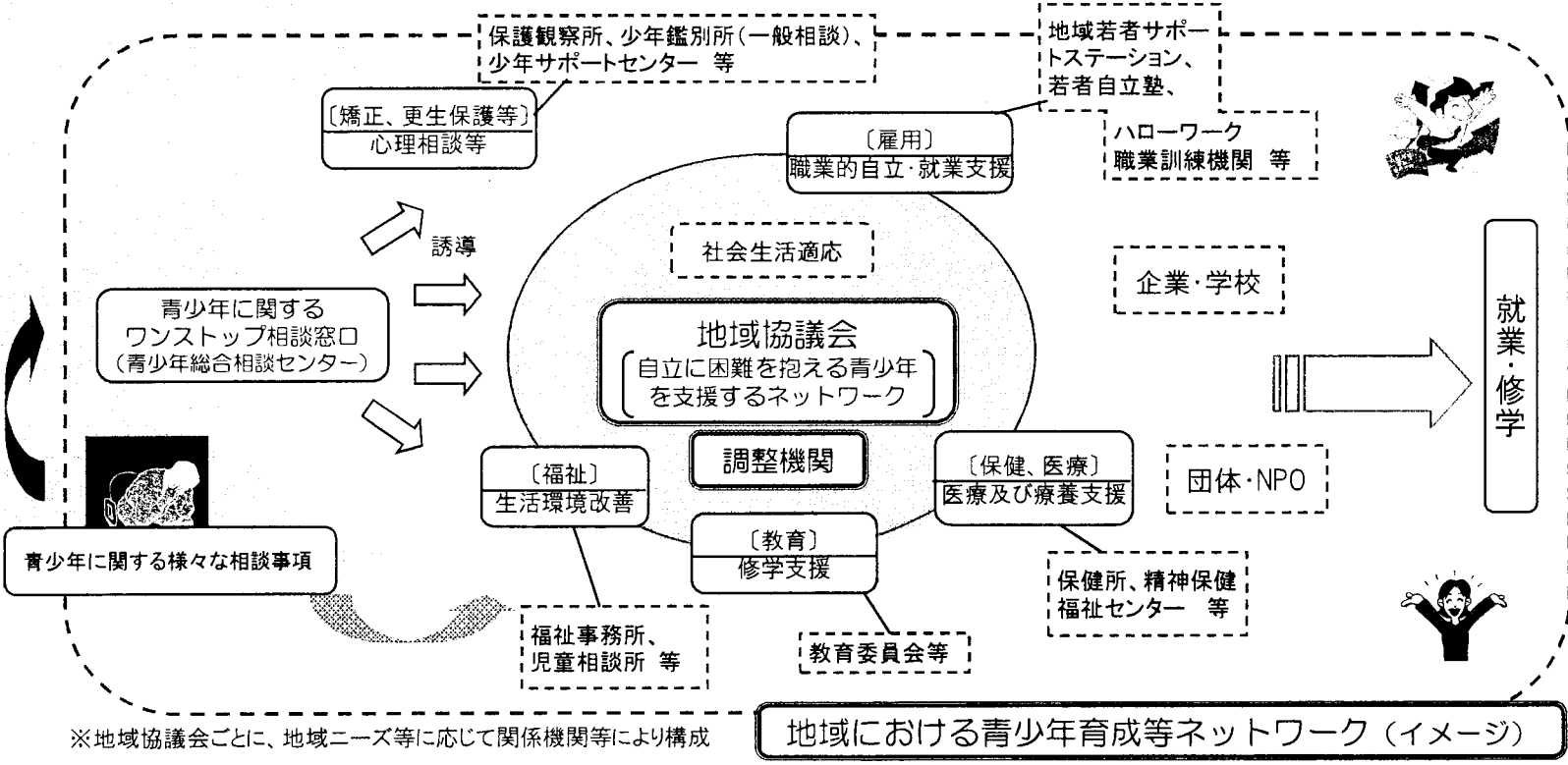
策定

青少年総合対策
推進本部
(本部長：総理)

基本理念

国の基本的な施策等

- ・各関連分野における施策の総合的な実施
- ・国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・社会環境の整備
- ・青少年総合相談センターの体制確保
- ・年次報告の作成公表





健総発第0130001号
 社援総発第0130001号
 障精発第0130001号
 平成21年1月30日

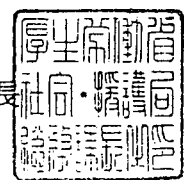
〔都道府県 政令指定都市〕	衛生主管部（局）長	} 殿
	精神保健福祉主管部（局）長	
	民生主管部（局）長	
中核市	衛生主管部（局）長	
	民生主管部（局）長	
〔保健所政令市 特別区〕	衛生主管部（局）長	

厚生労働省

健康局総務課長



社会・援護局総務課長



社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課長



現下の経済情勢を踏まえた自殺予防対策について（依頼）

自殺対策については、平成19年に策定された自殺総合対策大綱に基づいて取り組みを推進していただいているところであるが、現下の経済情勢により解雇

及び雇止めに伴い住居の退去を余儀なくされる者が新たに相当数発生するなど、自殺の社会的要因である失業や倒産、多重債務問題が深刻化する懸念があることから、別紙1（写）のとおり、平成21年1月23日付け府政共生第77号「現下の経済情勢を踏まえた自殺対策の推進について」により、内閣府自殺対策推進室長から、自殺対策の更なる推進を図るよう各都道府県知事・政令指定都市市長あてに依頼がなされたところである。

これを踏まえ、関係機関においては、自殺の発生は、健康問題のほか、失業等経済・生活問題、勤務問題、家庭問題等、様々な社会的要因が複雑に関係していることに留意し、下記の事項に取り組むとともに、さらに都道府県においては市町村にも周知し、一層の自殺対策を行っていただくようお願いする。

なお、大臣官房地方課長、労働基準局監督課長及び安全衛生部労働衛生課長並びに職業安定局総務課長より、都道府県労働局担当部長に対して、別紙2（写）の通り、通知したところであるので、了知方お願いする。

記

1. 相談活動の充実

健康問題、失業等経済・生活問題、勤務問題等の様々な課題に対する相談活動は、自殺対策の観点からも重要であることから、それぞれの課題に対応した相談機関においては、引き続き相談者の立場に立った、きめ細かい相談活動を着実に実施すること。

特に、自殺に至る可能性のある者は精神的課題を抱えていることが多いことから、保健所、精神保健福祉センター等、管下のメンタルヘルスに関する相談機関においては、可能な限り、相談機会の拡大、相談者が様々な課題を抱えているという背景を踏まえた相談活動の質の向上等、相談活動の充実を図ること。

2. 健康要因と社会的要因に対する関係機関の間での連携の強化

自殺に至る可能性のある者が抱える課題は多様であり、健康要因と社会的要因の課題を相互に関連しながら有する場合があることから、医療、福祉、労働分野等の関係機関間の連携も重要である。このため、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、労災病院、地域産業保健センター、メンタルヘルス対策支援センター、ハローワーク、労働基準監督署、総合労働相談コーナーはもとより、弁護士会・消費生活センター等多重債務に関連する相談機関、地域におけるその他の相談機関、自殺予防活動を行う民間団体との間で、連携を図ること。

具体的には、例えば、都道府県及び政令指定都市において実施している自殺対策連絡協議会を一層活用するとともに、相談者が他機関についても知る機会

を得られるよう、相談機関同士のポスター、パンフレット等の相互提供、必要に応じた相談者への他機関の案内、他機関との合同での相談活動を行うなどが考えられること。

3. 自殺総合対策大綱に基づく対策の実施

このほか、自殺総合対策大綱に基づき、研修、普及啓発等、自殺予防に資する取組について、引き続き充実を図ること。

写

各都道府県知事 殿
各政令指定都市市長 殿

内閣府自殺対策推進室長
(公印省略)

現下の経済情勢を踏まえた自殺対策の推進について（依頼）

現下の経済情勢については、今後、解雇及び雇止めにより住居の退去を余儀なくされる者（以下「離職退去者」という。）が相当数新たに発生するなど、自殺の社会的要因である失業や倒産、多重債務問題が深刻化することが懸念されます。

都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）においては、これまでも各地域において離職退去者に対する支援等を始めとする対策を実施していただいているところですが、自殺対策の担当部署においても、下記事項に留意した上で、自殺対策の更なる推進をお願いします。また、貴管下の市町村に対しても、自殺対策の実施状況について伝達されるよう宜しくお取り計らい願います。本通知については、関係府省の担当部局と協議済みである旨、申し添えます。

なお、「自殺対策を考える議員有志の会」から自殺対策を担当する野田内閣府特命担当大臣に対して別添要請がありましたので、参考までに添付します。

記

1. 関係機関との情報共有の強化、相談活動の充実

都道府県等においては、関係機関と連携して自殺対策を推進していただいているところですが、今後とも自殺対策連絡協議会の積極的な活用等を通じた関係機関との情報共有及び相談機関との連携を強化するよう願います。なお、都道府県等における相談機関の一覧については、国立精神・神経センター精神保健福祉研究所自殺予防総合対策センターのホームページ（<http://www.ncop.go.jp/ikiru-hp/ikirusasaeru/index.html>）に掲載されているので、御参照ください。

また、管下の精神保健福祉センター等で実施している相談活動については、例えば相談受付時間の延長など実施可能な範囲で充実を図るよう御留意ください。

2. 社会的要因に対する相談支援体制との連携強化

(1) 多重債務者に対する相談支援

「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日多重債務対策本部決定）に基づき、国及び地方公共団体等において、多重債務者に対する相談支援策が実施されているところです。都道府県等においては、関係機関との一層の連携強化を図ることにより、多重債務者が自殺に追い込まれることのないように相談支援体制の強化を願います。具体的には、相談者の中には精神疾患に罹患している者もあることから、都道府県等の多重債務相談窓口及び日本司法支援センター（法テラス）等と精神保健福祉センターやいのちの電話等の相談機関とで連携し、相互に利用者へ周知するよう依頼等するほか、多重債務問題に取り組む民間団体との連携にも配慮願います。

(2) 離職退去者に対する相談支援

離職退去者に対し、全国の公共職業安定所（詳細は、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/d1/h1212-4a.pdf> 参照）において、職業相談、職業紹介及び住宅確保等に関する相談が実施されています。また、住宅資金及び生活資金の貸付けとともに、廃止決定していない雇用促進住宅や公営住宅等の空家の活用を通じた離職退去者への支援が実施されているところです。

都道府県等においては、上記のような関係府省の取組を踏まえて、関係機関等と連携し、離職退去者が自殺に追い込まれることのないよう相談支援体制の強化を願います。具体的には、公共職業安定所等と精神保健福祉センターやいのちの電話等の相談機関とを相互に利用者へ周知するよう依頼するなど連携を図ることとしてください。

3. 自殺が多発する地域におけるパトロール活動等の実施

都道府県等において、管下に自殺が多発する地域を把握されている場合には、当該地域の警察署及び民間団体等と連携しつつ、必要に応じてパトロール活動等を実施することにより、自殺防止を図るよう御留意ください。

4. 地域の相談員を対象とした研修会の開催

都道府県等においては、地域で活動する民間団体との連携を図りつつ、自殺対策を推進していただいているところですが、民間団体等が地域で活動する相談員を対象とした研修会を実施する場合には、公的施設の供用その他可能な限り研修会の開催を支援するなど、積極的な御対応を願います。

また、内閣府自殺対策推進室においては、地域における自殺対策の推進を支援するため、民間団体等とも連携し、都道府県職員及び地域で活動する民間団体の従事者を対象に具体的な支援策等を紹介するワークショップの開催等を検討しています。詳細については、決定次第、別途連絡しますので、御承知おき願います。

平成 20 年 12 月 18 日

内閣府特命担当大臣

野田 聖子 殿

自殺対策を考える議員有志の会

自殺緊急対策に関する要望書

【主旨】

日本の自殺者数が 3 万人を超えたのは 1998 年。そのはじまりは「1998 年 3 月」である。1997 年の 11 月に三洋証券と北海道拓殖銀行が相次いで経営破たん陥り、さらに山一証券が自主廃業に追い込まれた。その年度の決算期、つまり 1998 年 3 月に完全失業率が初めて 4% を超え、倒産件数が 1990 年以降で過去最多を記録。この経済情勢の悪化に引きずられるようにして日本の自殺者数は急増しはじめた。私たちは、それを「98 年 3 月ショック」と呼んでいる。

そして今、そのとき以上の危機に直面していると思わざるを得ない。ご承知の通り、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機は日本を直撃し、いま全国で倒産そして失業者が急増している。当時よりも深刻なのは、派遣労働者をはじめとする非正規労働者そして外国人労働者が次々と契約を打ち切られていることである。「仕事がなくなると住むところもなくなる。失業保険などの社会保障も受けられない」など、解雇されると同時に生活基盤を失うことになる。雇用や住宅など緊急対策は取られようとしているが、究極の悲劇である自殺に対する対応が弱いと考える。

今年 7 月に民間の有志で作られた「自殺実態解析プロジェクトチーム」がまとめた「自殺実態白書 2008」に『自殺は、人の命に関わる極めて「個人的な問題」である。しかし同時に、自殺は「社会的な問題」であり、「社会構造的な問題」でもある』とある。国そして政治の最大の責任は「国民の命を守ること」だと考える。自殺対策の現場で活動する人たちからも「このままだと“09 年 3 月ショック”が起きかねない！」との声が数多く寄せられている。過去の教訓から学び、自殺に追い込まれる人を一人でも減らすために、そして国民の「いのち」を守るために、国を挙げて自殺対策に緊急的に取り組む必要がある。

すべての省庁および都道府県や市区町村などにも緊急要請を行うとともに、あらゆる関係団体および民間団体との連携を強化し、実効性と迅速性を上げる必要がある。また、そのために必要な経費の確保にも緊急対応をすべきだと考える。私たち『自殺対策を考える議員有志の会』は政府を挙げての自殺緊急対策を強く求めるとともに、直ちに次の「自殺緊急対策 5 項目」を実施することをここに強く要望する。

【自殺緊急対策5項目】

1、自殺実態の緊急公表

毎月の自殺者数を、翌月の早い段階で緊急公表すること。社会全体に警鐘を鳴らし、危機感を共有するとともに早急に具体的対応を実行すること。

※5カ月前の統計では具体的対策が打てない。警察庁は硫化水素自殺の統計を翌月に公表しており、不可能ではないと考える。

2、ハイリスク者への緊急支援策の実施

自殺実態から、それぞれの地域での職業や性別、自殺の要因などを分析し、ターゲットを絞った上で、緊急かつ効果的な対策を実施すること。

※「自殺実態白書 2008」から見えてきた自殺の危機経路（プロセス）を参考に、倒産や失業から連鎖が想定される要因への対策を重点的に行う。

3、緊急相談窓口の開設

「死にたい。もう生きられない」という状況に追い込まれた人たちに対して、包括的な支援を行う緊急相談窓口を全国の市区町村に開設すること。

また、自殺のハイリスク地（自殺の名所等）における水際対策（相談所の設置、パトロールの強化、相談所案内看板の設置等）の強化を図ること。

※切迫した状況に追いやられている人ほど自分を見失い、どういった問題で悩んでいるのかを把握できない傾向にある。まず相談できる窓口が必要であり、対策は様々な関係者と連携して行う。

4、行き詰まった時のシェルター（緊急避難場所）の開設

仕事も住むところも失って行き詰まった時に家族と一緒に駆け込める、社会的に「休息」できるシェルター（緊急避難場所）を各都道府県に開設すること。

※倒産と失業は男性の自殺者を急増させる。1998年では男性の自殺者が78.1%を占め、特に45歳から64歳までの中高年男性の増加が顕著である。男性が家族と一緒に駆け込める場所が必要と考える。

5、地域の相談員を対象とした緊急合同研修会の実施

行政や民間を問わず、地域の相談員の間で様々な支援策や相談窓口に関する情報を共有するための合同研修会を早急に実施すること。

※行政の縦割りや専門分野の壁に阻まれて、問題を多く抱えた人ほど支援策にたどり着きづらいという社会的ジレンマが生じている。支援策に関する情報を、あらゆる窓口で提供できる体制が必要である。

別紙2

写

地発第0130005号

基監発第0130001号

基安発第0130001号

職発第0130001号

平成21年1月30日

都道府県労働局

総務部長 殿

労働基準部長 殿

職業安定部長 殿

厚生労働省

大臣官房地方課長

労働基準局監督課長

労働基準局安全衛生部労働衛生課長

職業安定局総務課長

(公 印 省 略)

現下の経済情勢を踏まえた緊急の自殺予防対策について

自殺対策については、平成19年に策定された自殺総合対策大綱に基づいて取組を推進しているところであるが、現下の経済情勢により解雇及び雇止めに伴い住居の退去を余儀なくされる者が相当数新たに発生するなど、自殺の社会的要因である失業や倒産、多重債務問題の深刻化が懸念される。

については、自殺の発生は、健康問題（うつ病等）のほか、失業等経済・生活問題、勤務問題等、様々な社会的要因が複雑に関係していることを踏まえ、下記に留意の上、関係部署間はもとより関係機関との連携を図り、一層適切な行政運営に万全を期されたい。

なお、内閣府自殺対策推進室長より各都道府県知事及び政令指定都市市長に対して、別紙1（写）のとおり通知するとともに、それを踏まえる等して、健康局総務課長、社会・援護局総務課長及び社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長より都道府県担当部（局）長等に対して、別紙2（写）のとおり通知したところであるので、了知されたい。

記

1. 相談活動等に当たっての配慮

健康問題、失業等経済・生活問題、勤務問題等の様々な課題に対する相談活動等は、自殺対策の観点からも重要であることから、公共職業安定所、労働基準監督署及び総合労働相談コーナーにおいては、引き続き雇用問題等所掌事務に関する相談活動等を適切に行うこと。相談活動等に当たっては、相談者等の中に雇用問題を背景としたメンタルヘルス不調者も含まれること等に留意するとともに、相談者等の置かれている立場に意を払い、懇切丁寧な対応に努めること。

2. 健康要因と社会的要因に対する関係機関の間での連携の強化

自殺に至る可能性のある者が抱える課題は多様であり、健康要因と社会的要因の課題を相互に関連しながら有する場合があることから、医療、福祉、労働分野等の関係機関間の連携も重要である。このため、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、労災病院、産業保健推進センター、地域産業保健センター、メンタルヘルス対策支援センター等はもとより、弁護士会・消費生活センター等多重債務に関連する相談機関、地域におけるその他の相談機関、自殺予防活動を行う民間団体との間で、適宜連携を図ること。

具体的には、例えば、都道府県及び政令指定都市において実施している自殺対策連絡協議会を活用することとともに、相談者等が他機関についても知る機会を得られるよう、相談機関同士のポスター、パンフレット等の相互提供、相談者等から求めがあった場合等の相談者等への他機関の案内、他機関との合同での相談活動を行うなどが考えられること。

3. その他

このほか、自殺総合対策大綱に基づき、公共職業安定所の窓口における職業相談の実施及び失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談対応、その他研修、普及啓発など自殺予防に資する取組について、引き続き充実を図ること。

(参考)

1 メンタルヘルスに関する相談機関

① 保健所

地域保健法に基づき都道府県、地方自治法で定める指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区に設置された行政機関。精神保健を含め、地域の保健、衛生について企画、調整等を行うと共に、相談、訪問指導も行っている。

<http://www.ncnp.go.jp/ikiru-hp/ikirusasaeru/index.html>

(自殺予防総合対策センターのホームページ)

② 精神福祉保健センター

精神保健福祉法に基づき都道府県、政令指定都市に設置された精神保健福祉に関する技術的中核機関で、精神保健福祉に関する企画立案、普及啓発、調査研究等の他、複雑困難な相談指導についても行う。

<http://www.ncnp.go.jp/ikiru-hp/ikirusasaeru/index.html>

(自殺予防総合対策センターのホームページ)

③ 労災病院

(独)労働者健康福祉機構が設置・運営する医療機関。メンタルヘルスに関しては、精神科医師等によるストレス関連疾患を有する患者の診察等のほか、電話相談、カウンセラーによる対面型カウンセリング、インターネットによるメール相談等を実施している。

<http://www.rofuku.go.jp/jigyogaiyo/sisetuitiran.html>

④ 産業保健推進センター

(独)労働者健康福祉機構が各都道府県に設置・運営する施設。産業医等に対するメンタルヘルス予防等に関する研修、相談及び情報提供等を実施している。

<http://www.rofuku.go.jp/sanpo/>

⑤ 地域産業保健センター

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者に対し、各種健康相談、個別訪問による産業保健指導及び産業保健情報の提供を行うほか、長時間労働者への医師による面接指導の相談窓口を開設している。

お近くのセンターの場所については、都道府県労働局労働基準部安全衛生課(若しくは労働衛生課)又は労働基準監督署に問い合わせられたい。

※ 地域産業保健センターは委託事業として実施しているものの名称であり、委託先は年度ごとに変わる可能性がある。

⑥ メンタルヘルス対策支援センター

事業場に対し、国の基準に適合し登録されたメンタルヘルス相談の専門機関の紹介、メンタルヘルス対策の周知等を行う。

※ 「メンタルヘルス対策支援センター」は委託事業として実施しているものの名称であり、委託先は年度ごとに変わる可能性がある。

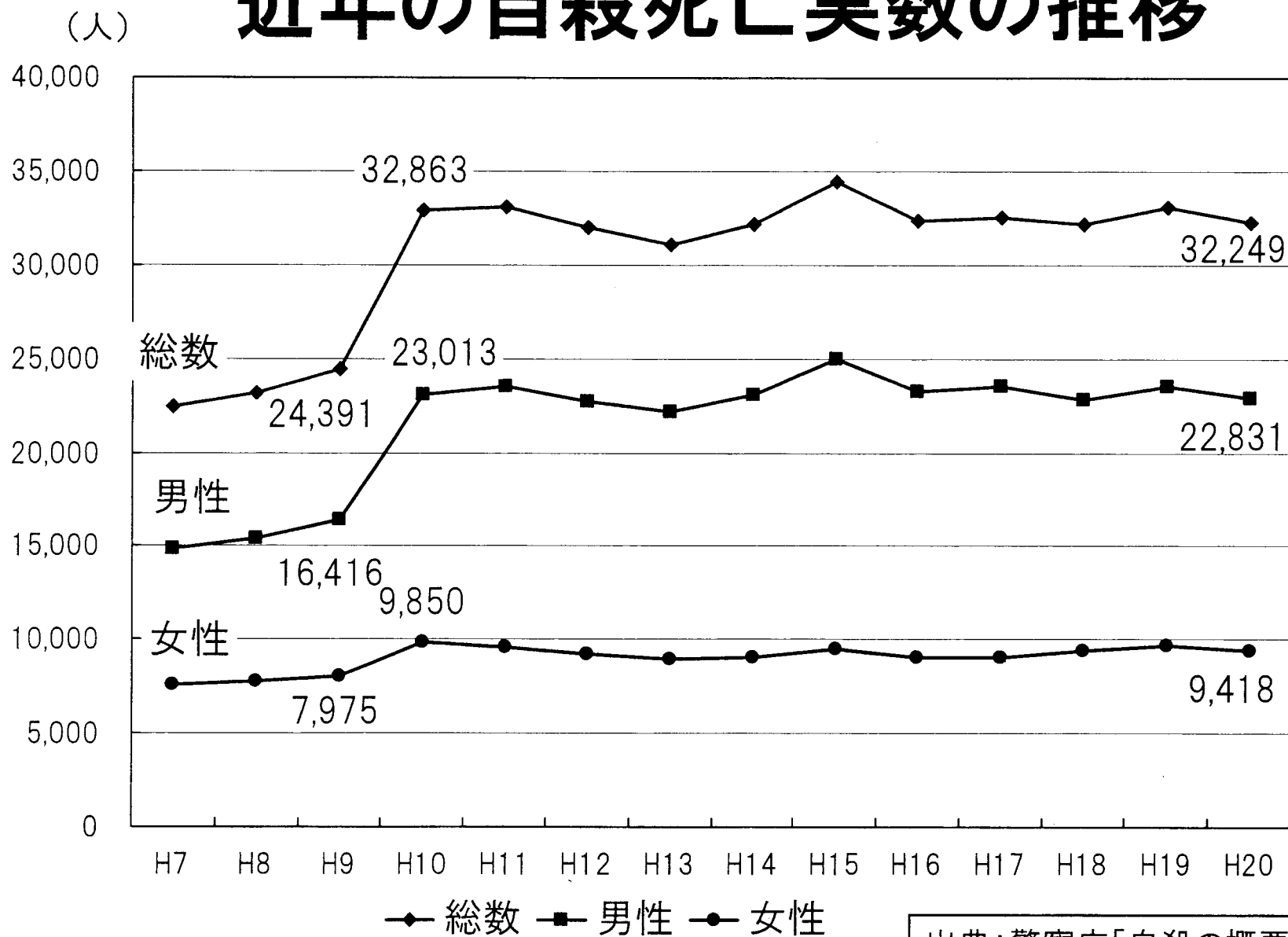
平成 20 年度にあっては、④産業保健推進センターに設置されている。

2 生活保護

① 福祉事務所

社会福祉法に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関であり、都道府県及び市（町村は任意）に設置されている。

近年の自殺死亡実数の推移



出典：警察庁「自殺の概要」



平成21年度厚生労働省補正予算（案）の概要

計：4兆6,718億円

〔一般会計：3兆4,151億円

特別会計：1兆2,567億円〕

第1 緊急雇用対策	2兆5,128億円
1 雇用調整助成金の拡充等	6,066億円
2 再就職支援・能力開発対策の推進	7,416億円
3 緊急雇用創出事業の拡充	3,000億円
4 内定取消し問題、外国人労働問題等への適切な対応	106億円
5 失業等給付費等の確保	6,836億円
6 住宅・生活支援等	1,704億円
第2 地域医療・医療新技術	7,684億円
1 地域医療の再生に向けた総合的な対策	3,100億円
2 医療機関の機能、設備強化等	2,096億円
3 革新的な医薬品や医療機器の開発支援、審査体制の強化	917億円
4 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の強化	1,279億円
5 レセプトオンライン化への対応	291億円
第3 介護職員の処遇改善・介護拠点整備	8,443億円
1 介護職員の処遇改善	3,975億円
2 介護基盤の緊急整備等	3,294億円
3 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等	98億円
4 社会福祉施設等の耐震化等	1,068億円
第4 子育て支援	2,788億円
1 子育て応援特別手当の拡充	1,254億円
2 地域における子育て支援の拡充等	} 1,510億円
3 ひとり親家庭の支援、社会的養護等	
4 特定不妊治療への支援	
第5 安全・安心のための施策の推進	2,788億円
1 がん対策の推進	237億円
2 難病患者に対する支援	29億円
3 年金記録問題の解決の促進	519億円
4 障害者の自立支援対策の推進	1,579億円
5 高齢者医療の安定的な運営の確保等	156億円
6 生活衛生関係事業者の支援	1.6億円
7 地上デジタル放送への対応	117億円
8 検疫所及び水道施設の機能、設備強化	79億円
9 社会保障カード（仮称）の実施に向けた環境整備	71億円

【※ 一部重複計上があるため、それぞれの項目の合計と合計額は一致しない。】

第1 緊急雇用対策

2兆5,128億円

1 雇用調整助成金の拡充等 6,066億円

企業の休業・教育訓練・出向による雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ(4/5→9/10(大企業2/3→3/4))、残業を大幅に削減し、解雇等を行わない場合の助成(30万円～45万円(大企業20万円～30万円))に加え、大企業に対する教育訓練費の引上げ、1年間の支給限度日数の撤廃などを行う。

2 再就職支援・能力開発対策の推進 7,416億円

(1) 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」の創設による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援 7,000億円

- ・雇用保険を受給していない者の再就職を促進するため、職業訓練を抜本的に拡充するとともに、訓練期間中の生活保障のため、「訓練・生活支援給付(仮称)」の支給(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)及び貸付け(それぞれ上限月5万円、月8万円)を行う。併せて、訓練の受入枠の確保等を図るため人材育成機関への支援を実施する。
- ・中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援を実施する。
- ・介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学を実施する。
- ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援を実施する。

(2) 職業能力開発支援の拡充・強化 145億円

雇用型訓練を実施する企業への助成制度の拡充(中小企業の助成率を3/4→4/5等)など、職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援を充実させる。

また、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練を拡充するとともに、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供する。

さらに、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用して休業中の労働者に教育訓練を実施する事業主に対して、訓練計画の策定、実施機関の情報提供、訓練実施のコーディネート等の支援を行う。

(3) 障害者の雇用対策 5.5億円

障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ(4/5→9/10(大企業2/3→3/4))、障害者が公的機関で一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大、ハローワークの障害者専門支援員の増員等を実施する。

- (4) ハローワークの抜本的機能強化等 265億円
 雇用情勢の急速な悪化に対応するため、ハローワークの利用者サービスの向上に向けて、人員・組織体制を抜本的に充実・強化する。また、非正規労働者就労支援センターの増設(5カ所→19カ所)、ハローワークにおける職業訓練情報の収集・提供及び求人開拓の充実・強化等、各種相談体制の強化を図る。(職員304人、職業相談員7,043人(職業相談員については他項目の金額に計上する人数を含む))
- (5) 短時間勤務を希望する者への支援の充実 1億円
 短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充(短時間正社員制度の導入促進に加え、同制度利用者の10人目まで助成金を支給)、両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の拡充(対象となる短時間勤務制度の拡充等)を図る。
- 3 緊急雇用創出事業の拡充 3,000億円
 都道府県に創設した基金を積み増し、地方公共団体における非正規労働者や中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会のさらなる創出を図る。
- 4 内定取消し問題、外国人労働問題等への適切な対応
 緊急人材育成・就職支援基金(仮称)(7,000億円)の内数
その他106億円
- (1) 内定取消し問題への適切な対応 2億円
 大学等と連携して、学生等の就職状況や内定取消し情報を把握するほか、未内定者や採用内定を取り消された学生等を対象にした就職面接会を開催する。
- (2) 外国人労働問題等への適切な対応
- ① 帰国支援の実施
 帰国を希望する日系人離職者やその家族に帰国支援金を支給するとともに、企業の倒産等により帰国費用の支払いを受けられない外国人研修生・技能実習生について、帰国費用の立替払を実施する〔緊急人材育成・就職支援基金(仮称)(1頁、第1、2(1)参照)7,000億円の内数〕。
- ② 相談支援体制の強化 16億円
 ハローワークなどにおいて、通訳や相談員の増員など相談体制の強化等を図る。
- (3) 未払賃金立替払の請求増加への対応 74億円
 倒産した企業から賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金のうち一定額を政府が立替払する「未払賃金立替払制度」により、早期に立替払が受けられるよう調査体制の充実及び立替払に必要な原資の増額等を図る。
- (4) 海運事業等雇用調整助成金(仮称)の創設 13億円
 船員の雇用対策として船員保険制度においても船舶所有者の教育訓練・休業等による雇用維持の取組を支援するための海運事業等雇用調整助成金(仮称)を創設する。

- | | | |
|---|--|----------|
| 5 | 失業等給付費等の確保 | 6, 836億円 |
| | (1) 失業等給付費の確保 | 6, 810億円 |
| | (2) 失業保険給付費（船員保険）の確保 | 26億円 |
| 6 | 住宅・生活支援等 | 1, 704億円 |
| | (1) 雇用と住居を失った者等に関する緊急的な総合支援策 | 1, 093億円 |
| | 雇用対策の補完として、住居を失った者などのうち就職活動を行う離職者を支援するため、住宅手当の創設、生活福祉資金の貸付要件の緩和、公的給付等を受けるまでの「つなぎ」資金貸付の創設、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等のホームレス支援策の拡充及び生活保護受給者で就労意欲の低い者等への支援などの生活支援策を実施する。 | |
| | (2) 生活保護費国庫負担金の確保 | 612億円 |
| | 生活保護制度において、厳しい雇用情勢の中で増加傾向にある被保護者数の伸びを踏まえた必要な財源を確保する。 | |

第2 地域医療・医療新技術

7, 684億円

- | | | |
|---|---|----------|
| 1 | 地域医療の再生に向けた総合的な対策 | 3, 100億円 |
| | 救急医療の確保、地域の医師確保など、地域医療の課題を解決するため、都道府県が2次医療圏を単位として策定する「地域医療再生計画」に基づく以下のような事業に対して、都道府県に地域医療再生基金（仮称）を設置して財政支援を行う。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内において医療機関の機能強化、機能・役割分担を進めるための連携強化 ・ 医師事務作業補助者の集中配置など勤務医・看護師などの勤務環境改善 ・ 短時間正規雇用制度といった多様な勤務形態の導入による勤務医・看護師などの確保 ・ 大学病院などと連携した医師派遣機能の強化 ・ 医療機能の連携や遠隔医療の推進のための施設・設備の整備 ・ 新生児集中治療室（NICU）・救命救急センターの拡充、NICUや回復期治療室（GCU）の後方病床としての重症心身障害児施設等の整備 | |
| 2 | 医療機関の機能、設備強化等 | 2, 096億円 |
| | (1) 災害拠点病院等の耐震化等 | 1, 741億円 |
| | 災害拠点病院等の耐震化を促進するため、建替工事等に係る経費の一部助成などを行うとともに、独立行政法人福祉医療機構における医療貸付の限度額及び貸付利率等の優遇を図る。 | |

(2) 国立高度専門医療センターの先端医療機器の整備等 356億円

がんや循環器病など国民の健康に著しく影響のある疾患について、原因究明のための研究の実施、医療技術の開発、治療法の確立・均てん化の更なる推進を求められていることから、国立高度専門医療センターにおいて高度専門医療機能の強化を図るための先端医療機器等の整備及びそれに伴う施設整備を行う。

3 革新的な医薬品や医療機器の開発支援、審査体制の強化 917億円

(1) 先端医療開発特区による最先端医療技術開発の加速 120億円

先端医療開発特区において、iPS細胞など最先端の医療技術の研究開発に取り組む24課題に対し、研究を加速させるために必要な設備・機器等の整備を行う。

(2) がん、小児等の未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化

797億円

がんや小児などの重点分野において、海外で承認されているが国内では未承認の医薬品等の開発の支援、分野ごとに治験の一元的管理を可能とするような治験・臨床研究支援機能の強化などを実施する。

また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査員を増員して国内未承認薬などを最優先に審査する体制（審査期間を12か月から6か月に短縮）を新設するほか、同機構のITシステムを刷新し、審査体制を強化する。

4 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の強化 1,279億円

- ・細胞培養法を開発することにより、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮する。
- ・細胞培養法の開発期間中は、国内企業の鶏卵培養法での生産能力強化を図る。
- ・有効性や利便性の高い「第3世代ワクチン」の開発を推進する。

5 レセプトオンライン化への対応 291億円

自らオンライン請求を行う医療機関や薬局に必要な設備投資等の支援を行う。

第3 介護職員の処遇改善・介護拠点整備

8,443億円

1 介護職員の処遇改善 3,975億円

介護職員の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、平成21年度の介護報酬改定（+3.0%）に加えて、介護職員の賃金の確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に3年間の助成を行う。

2 介護基盤の緊急整備等 3, 294 億円

(1) 介護基盤の緊急整備等 2, 495 億円

地域の介護ニーズに対応するため、新たに施設整備交付金（ハード交付金）を拡充するための基金を設置するなどにより、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備する。

また、消防法施行令の改正により、平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた既存の広域型特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に対して助成を行い、スプリンクラー整備の促進を図る。

(2) 施設の開設準備経費等についての支援 799 億円

特別養護老人ホーム等の円滑な開所のため、開設準備に要する経費について助成を行う。また、大都市部等における施設用地確保の負担軽減を図るため、定期借地権設定により用地を確保する場合の一時金に対する助成を行う。

3 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等

緊急人材育成・就職支援基金（仮称）（7, 000 億円）の内数
緊急雇用創出事業（3, 000 億円）の内数
その他98億円

(1) 離職者等に対する職業訓練

離職者等に対し、社会福祉施設等の現場における職業訓練を実施する〔緊急人材育成・就職支援基金（仮称）（1頁、第1、2（1）参照）7, 000 億円の内数〕。

(2) 現任介護職員等の研修支援

① 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援

現任の介護職員等を外部研修等に派遣する場合に、代替職員の確保に必要な経費を助成する〔緊急雇用創出事業（2頁、第1、3参照）3, 000 億円の内数〕。

② 介護福祉士養成校等の教員による研修の実施 30 億円

介護福祉士養成校等の教員が事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。

(3) 個々の求職者にふさわしい職場紹介と定着支援 68 億円

都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員（仮称）を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。

(4) 地域における相談支援体制の整備

地域包括支援センター等の機能を強化するため、事務職員や認知症の連携担当職員を配置する〔緊急雇用創出事業（2頁、第1、3参照）3, 000 億円の内数〕。

4 社会福祉施設等の耐震化等 1, 068億円

社会福祉施設入所者等の安全性及び防火安全対策の観点から社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進するとともに、福祉貸付の融資率及び貸付利率等の優遇を図る。

第4 子育て支援

2, 788億円

1 子育て応援特別手当の拡充 1, 254億円

幼児教育期の負担に配慮する観点から平成20年度の緊急措置として実施中の子育て応援特別手当（幼児教育期（小学校就学前3年間）の第2子以降の子一人あたり3.6万円）について、平成20年度分の手当とは別に、対象を第1子まで拡大して実施する（平成21年度限りの措置）。

2 地域における子育て支援の拡充等

(1) 保育サービス等の充実

安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数

新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間において、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある取組の更なる拡充を図るため、保育所賃借料補助の対象拡大、広域的保育所利用事業の実施、保育所の耐震化整備費の補助、家庭的保育（保育ママ）事業に係る賃借料への助成などを実施する。

(2) すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数

地域子育て支援を担うNPOなどの活動の立ち上げ支援、育児不安を抱える家庭への支援スタッフの訪問、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進させるための連携マネージャー（仮称）の配置、ファミリー・サポート・センター事業の広域実施及び病児・病後児預かり等の実施の促進、妊婦等支援教室の開催などを行うほか、地域子育て支援拠点事業の新規実施や放課後児童クラブの開設に必要な建物の賃借料などの助成を行う地域子育て創生事業を実施する。

3 ひとり親家庭への支援、社会的養護等

(1) 母子家庭等の自立支援の推進

安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数

その他 7.9億円

母子家庭の母の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給額の引上げと支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、就業・社会活動困難者への戸別訪問による支援、母子寡婦福祉貸付金の拡充などを行う。また、在宅就業を積極的に支援する自治体に対して助成を行う。

(2) 社会的養護の充実 安心こども基金拡充分(1,432億円)の内数
民間職業紹介機関に委託して児童養護施設等の退所者等に対する訓練や就職活動支援などを実施するとともに、児童養護施設等の生活環境の改善、地域小規模児童養護施設等の新設に必要な建物の改修費などへの助成を行う。

(3) 託児サービスを付加した委託訓練の拡大〔一部再掲(1頁、第1、2(2)参照)〕
6.2億円
母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供する。

(4) 生活保護制度における子どもの健全育成の支援 6.3億円
生活保護制度において、子ども(小・中・高校生)の学習支援のための給付を新たに創設するなど子どもの健全育成の支援を行う。

4 特定不妊治療への支援 2.4億円
体外受精、顕微受精を対象に、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成(1回あたり10万円→15万円)し、経済的負担の軽減等を図る。

第5 安全・安心のための施策の推進

2,788億円

1 がん対策の推進 2.37億円

(1) 女性特有のがん検診に対する支援 2.16億円
子宮頸がんについては20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がんについては40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳の女性に対して、検診の無料クーポン券を配布するとともに、検診手帳を交付する。

(2) 女性の健康支援の拡充 8.1億円
女性特有の子宮頸がん、乳がんの予防をはじめ、女性の健康づくり対策を一層推進するための効果的な事業展開手法について検証する取組の実施箇所数を拡充(30カ所→100カ所)する。

(3) がんに関する国立高度専門医療センターの先端医療機器の整備等
〔一部再掲(4頁、第2、2(2)参照)〕 1.2億円
がんについて、原因究明のための研究の実施、医療技術の開発、治療法の確立・均てん化の更なる推進を求められていることから、国立高度専門医療センターにおいて高度専門医療機能の強化を図るための先端医療機器等の整備及びそれに伴う施設整備を行う。

(4) がんの未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化

[一部再掲(4頁、第2、3(2)参照)]

がんの分野において、海外で承認されているが国内では未承認の医薬品等の開発の支援、分野ごとに治験の一元化を図るための治験・臨床研究支援機能の強化などを実施する。また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査員を増員して国内未承認薬などを最優先に審査する体制(審査期間を12か月から6か月に短縮)を新設するほか、同機構のITシステムを刷新し、審査体制を強化する。[がん、小児等の未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化(4頁、第2、3(2)参照)797億円の内数]。

2 難病患者に対する支援 29億円

難病患者の医療費負担を軽減するため、現在医療費助成の対象となっていない難病のうち緊要性の高い疾患(11疾患その他)について、医療費助成の対象とする。

3 年金記録問題の解決の促進 519億円

派遣職員の大幅な活用などにより、年金再裁定請求の処理体制の整備やねんきん特別便の回答に基づく年金記録の確認作業体制等の整備を行い、年金記録問題の解決に向けた処理を促進する。

4 障害者の自立支援対策の推進 1,579億円

(1) 福祉・介護人材の処遇改善 1,070億円

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者等に3年間の助成を行う。

(2) 事業者の新体系移行の促進 355億円

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

(3) 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等

[再掲(5頁、第3、3(1)~(3)参照)]

緊急人材育成・就職支援基金(仮称)(7,000億円)の内数

緊急雇用創出事業(3,000億円)の内数

その他98億円

(4) 障害者自立支援機器の研究開発等 24億円

視聴覚障害者への情報支援機器等の研究開発や情報提供のための基盤整備を実施する。

(5) 障害者の雇用対策[再掲(1頁、第1、2(3)参照)] 5.5億円

(6) 国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化 27億円

国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化工事を実施する。

- 5 高齢者医療の安定的な運営の確保等 156億円
- (1) 長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減 131億円
平成20年度に均等割8.5割軽減であった方で平成21年度に7割軽減となる方については、平成21年度においても8.5割軽減を継続する。
- (2) 健保組合に対する財政支援 25億円
健保組合のIT化を推進するための財政支援を行い、負担の軽減を図る。
- 6 生活衛生関係事業者の支援 1.6億円
生活衛生関係事業者の資金繰り支援、雇用維持・拡大等のため、日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付制度の拡充を行う。
- 7 地上デジタル放送への対応 117億円
地上デジタル放送への完全移行に向けて、生活に不可欠な情報を得るために社会福祉施設や災害拠点病院等が地上デジタル放送を視聴できる環境を整備する。
- 8 検疫所及び水道施設の機能、設備強化 79億円
- (1) 輸入食品の検査体制の強化 16億円
輸入食品の検査体制を強化するため、検疫所の輸入食品・検疫検査センターを増築する。
- (2) 水道施設の防災・安全対策 63億円
地震等の災害時においても必要な水道水を供給できるよう、水道管路や浄水場等の基幹水道構造物の耐震化等を促進する。
- 9 社会保障カード（仮称）の実施に向けた環境整備 71億円
平成23年度中を目途とした社会保障カード（仮称）の実施に向け、医療保険者における環境整備等を行う。

平成21年度補正予算(案)の概要

社会・援護局(社会)関係予算(案)

3,055億円

I 雇用と住居を失った低所得者等に対する新たなセーフティネットの構築

雇用対策と一体となって、住居を失った離職者などの生活に困窮する者の自立を支援するための新たなセーフティネットの構築

【セーフティネット支援対策等事業費補助金1,114億円の内数】

1 住宅手当緊急特別措置事業の創設

対象者：住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者

支給要件：就労支援担当者による面接等の支援を受けて、就職活動を行っている者

支給期間：6月間

支給額：地域ごとに上限額を設定

2 生活福祉資金貸付事業の拡充による緊急特別支援

(1) 総合支援資金(仮称)の創設

継続的な生活相談・支援(就労支援、家計指導等)とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付けにより、生活の立て直しを支援する。

1) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内(単身/15万円以内)
最長1年間

2) 住宅入居費：40万円以内

3) 一時生活再建費：60万円以内

(2) 生活福祉資金貸付の貸付要件の緩和等

連帯保証人を確保できない場合も貸付を受けられるようにするとともに、貸付利子の引き下げを行う。

3 臨時特例つなぎ資金貸付事業の創設

公的給付等による支援を受けるまでの間、当面の生活に要する費用を10万円を限度に貸し付ける。

4 ホームレスに対する緊急一時支援措置の拡充

(1) 旅館・空き社員寮等の借り上げ方式による緊急一時宿泊事業の推進

旅館・空き社員寮や簡易宿泊所等既存建築物の借り上げによる緊急一時宿泊施設の設置を推進する。

- (2) 緊急一時宿泊事業利用者に対する総合相談推進事業の充実
借り上げ方式の緊急一時宿泊事業を利用する者に対して行う巡回相談
(生活相談、就職相談)について、相談体制を充実し、その自立を促進する。

5 就労意欲喚起等支援事業の充実

生活保護受給者のうち就労意欲の低い者に対する支援事業である「就労意欲喚起等支援事業」(平成21年度創設)について、事業計画を見直し、すべての対象者に対する支援を実施する。

Ⅱ 福祉・介護人材の就労・キャリアアップ支援

1 福祉・介護人材マッチング支援事業 68億円

【障害者自立支援対策臨時特例交付金1,523億円の内数】

都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員(仮称)を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに働きやすい職場づくりに向けた指導や助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。

2 キャリア形成訪問指導事業 30億円

【障害者自立支援対策臨時特例交付金1,523億円の内数】

介護福祉士養成校等の教員が事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリア・アップや資質の向上及び定着を支援する。

Ⅲ 社会福祉施設等に対する支援

1 社会福祉施設等の耐震化等 1,062億円

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金による基金を都道府県に設置し、地震及び火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される施設等の安全・安心を確保するため、今後3年間において耐震化及びスプリンクラー整備を実施する。

2 独立行政法人福祉医療機構の融資の優遇 5.8億円

社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備にかかる事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

3 地上デジタル放送への対応 113億円

地上デジタル放送への完全移行(平成23年7月)へ向けて、社会福祉施設等の利用者の生活に不可欠な情報を得るために地上デジタル放送を視聴できる環境を整備する。

IV 生活保護制度における子どもの健全育成のための支援

1 子どもの健全育成プログラム（仮称）の策定・実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 1,114 億円の内数】

福祉事務所に専門相談員を配置の上、

- ①子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援
- ②子どもの進学に関する支援
- ③引きこもりや不登校の子どもに関する支援 など

福祉事務所と地域の社会資源等が連携して取組むプログラムを策定・実施し、被保護者世帯の子どもが健全に育成される環境を整備する。

2 子どもの学習支援のための給付（仮称）の創設 42 億円

子ども（小・中・高校生）の家庭内学習やクラブ活動参加を促進するための新たな給付を創設することにより、子どもの学習及び健全育成を支援する。

V 生活保護費国庫負担金

- ・ 厳しい雇用情勢の中で増加傾向にある被保護者数の伸びを踏まえた必要な財源を確保

612 億円

経済危機対策を踏まえた平成21年度補正予算の対応（案）

【障害保健福祉部関係】

平成21年度補正予算額 1,477億円（うち基金の積増し分 1,425億円）

■ 福祉・介護人材の処遇改善【1,070億円】 ※基金の積増しで対応（別紙参照）

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者等に3年間の助成を行う。（実施期間：平成21～23年度）

■ 事業者の新体系移行の促進【355億円】 ※基金の積増しで対応（別紙参照）

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。（実施期間：平成21～23年度）

■ 障害者自立支援機器の研究開発等【51億円】

視聴覚障害者への情報支援機器等の研究開発や情報提供のための基盤整備、国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化工事を実施する。

※離職者等への職業訓練、現任の介護職員等の研修支援など、介護・福祉人材の資格取得等のキャリア形成支援及び社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備、地上デジタル放送への対応についても、他部局で別途計上し対応

- ・離職者等への職業訓練【緊急人材育成・就職支援基金（仮称）（職業能力開発局計上）で対応】
- ・現任の介護職員等の研修支援【緊急雇用創出事業（職業安定局計上）で対応】
- ・福祉・介護人材マッチング支援事業、キャリア形成訪問指導事業【基金の積増し（社会・援護局計上）で対応】
- ・社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備【社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金（社会・援護局計上）で対応】
- ・社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応【社会福祉施設等設備整備費補助金（社会・援護局計上）で対応】

福祉・介護人材の処遇改善【1,070億円】

1 目的

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者等に3年間の助成を行う。

2 概要

福祉・介護職員の更なる処遇の向上のため、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、報酬とは別に助成金を交付する。

交付額は、各サービス毎の福祉・介護職員人件費比率に応じた交付率による。（別添参照）

3 交付方法

- ① 実施方法：障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の積増し
- ② 実施主体：都道府県
- ③ 補助割合：定額（10/10）
- ④ 交付対象：以下の要件を全て満たす事業者
(ア)各事業所における福祉・介護職員一人当たりの本助成金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
(イ)22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとする。
- ⑤ 交付額：報酬総額 × 福祉・介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める交付率
※報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

4 事業規模

合計 約1,070億円（福祉・介護職員（常勤換算）一人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する額）

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分から実施を予定し、2.5年分を予算計上

(別添)

サービス区分ごとの福祉・介護職員人件費比率及び交付率

サービス区分			福祉・介護職員 人件費比率	交付率
○居宅介護	○重度訪問介護	○知的障害児通園施設	90%	5.2%
○ろうあ児施設	○身体障害者小規模通所授産施設		80%	4.6%
○児童デイサービス ○知的障害児施設 ○精神障害者福祉ホーム（B型） ○精神障害者小規模通所授産施設	○自立訓練（機能訓練） ○盲児施設 ○精神障害者福祉工場	○就労継続支援事業A型 ○難聴幼児通園施設 ○知的障害者小規模通所授産施設	70%	4.0%
○行動援護 ○短期入所 ○自立訓練（生活訓練） ○共同生活援助 ○旧知的障害者通所更生施設 ○自閉症児施設 ○精神障害者生活訓練施設	○療養介護 ○重度障害者等包括支援 ○就労移行支援 ○旧身体障害者通所授産施設 ○旧知的障害者入所授産施設 ○精神障害者入所授産施設 ○知的障害者福祉工場	○生活介護 ○施設入所支援 ○就労継続支援事業B型 ○旧知的障害者入所更生施設 ○旧知的障害者通所授産施設 ○精神障害者通所授産施設	60%	3.5%
○共同生活介護 ○身体障害者福祉工場	○旧身体障害者更生施設	○旧身体障害者療護施設	50%	2.9%
○旧身体障害者入所授産施設	○旧知的障害者通所療察	○肢体不自由児療護施設	40%	2.3%
○肢体不自由児施設	○肢体不自由児通園施設	○重症心身障害児施設	30%	1.8%

※各事業者への交付額は、「報酬総額 × 交付率」によって計算する。
 ※報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

事業者の新体系移行の促進【355億円】

1 目的

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

2 事業の概要

(1) 事業内容

① 新体系サービスで必要となる改修及び増築等

- ・対象事業：新体系事業で必要となる作業スペースの増築、小規模作業所を新体系の設備基準に適合するための改修 等
- ・補助単価：1施設当たり 20,000千円以内

② 開設準備経費

- ・対象事業：居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム
- ・対象経費：初度設備（パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等）
- ・補助単価：1事業所 1,000千円以内

③ 就労継続支援事業者に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備整備

- ・対象施設：就労継続支援事業所
- ※効果的かつ適正な運用を図るため、原則として工賃倍増5か年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」を活用する施設を対象
- ・補助単価：1施設当たり 100,000千円以内

④ 移行時運営安定化事業(仮称)

- ・事業内容：旧体系施設が新体系施設へ移行した場合に従前(移行前)の事業収入額を保障する。
- ※次の(ア)に掲げる施設が次の(イ)のいずれかの事業所に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が従前額を下回る場合に、その差額について助成する。

(ア)旧身体障害者療護施設、旧知的障害者更生施設等の旧体系施設
 (現行基金事業による事業運営安定化事業の対象となっている施設を除く)

(イ)障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う事業に限る。)を行うサービス事業所又は障害者支援施設

- ・助成額：(旧体系における事業収入額) - (当該月の事業収入額) ※ 21年10月サービス分から実施予定

(2)実施主体 ①～③ 都道府県、④ 市町村

(3)補助割合 定額(10/10)

3 事業規模 約355億円 ※障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)の積み増し(実施年度：平成21年度～23年度)

障害者自立支援機器の研究開発等 【51億円】

■ **障害者自立支援機器の研究開発等 【24億円】**

◇ **ビジネスモデルの確立が困難な支援機器の研究開発支援事業【10億円】**

- ・ 障害者等からのニーズは強いが、マーケットが小さい等から、開発が進んでいない支援機器や技術について特に着目した開発を行う。
- ・ 開発を行う企業及び公的研究機関、リハビリテーションセンター等が連携し、実証実験等を通じて障害者等が実際に使いやすい機器等を開発して、機器の普及促進を図る。

◇ **支援機器に関するニーズ等の情報収集・発信システム整備事業【0.8億円】**

ユーザー側と開発側の情報共有と連携促進のためのシステム等の構築を行う。

◇ **視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業【13.5億円】**

視聴覚障害者へ多様な媒体により情報提供が可能となるよう、情報提供設備の基盤を整備する。

- 1 視覚障害者情報提供ネットワークシステム整備事業
- 2 デジタル録音図書等製作機器整備事業
- 3 聴覚障害者情報提供システム整備事業
- 4 字幕入り映像等製作機器整備事業
- 5 盲ろう者情報提供機器整備事業

■ **国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化整備について 【26億円】**

国立障害者リハビリテーションセンター病院等及び心身障害児総合医療療育センターについては、建設から長期間が経過し老朽化が著しく耐震性に問題があり、社会的弱者を受け入れている建物であり、災害時の対応を万全にするため、早急な耐震化が求められる。

【所要額】

- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター病院等 11.4億円（初年度分）※平成26年度までの総額約123億円
- ・ 心身障害児総合医療療育センター 15.1億円

別紙

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の更なる拡充について

現状

- 障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、新法体系での事業への円滑な移行を促進すること等を目的として、平成18年度補正予算により各都道府県に基金を創設。（補正予算額960億円：平成20年度まで）
- 平成20年度補正予算において、事業所支援、新法移行支援、福祉・介護人材確保対策等の観点から、基金の延長及び積増しの措置を講じたところ。（補正予算額855億円：平成23年度まで延長）

施策の概要

平成21年度補正予算においては、更なる基金の積増しを行い、福祉・介護人材の処遇改善、事業者の新体系移行の促進等を図り、障害者の自立支援対策を推進する。

基金の積増し(1,425億円)

◇ **福祉・介護人材の処遇改善(1,070億円)**

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者等に3年間の助成を行う。

◇ **事業者の新体系移行の促進(355億円)**

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

併せて、福祉・介護人材の確保のための対策についても積増し

福祉・介護人材の就労・キャリアアップ支援(98億円)

- ・ 福祉・介護人材マッチング支援事業
- ・ キャリア形成訪問指導事業



(参考)他部局計上分

離職者等への職業訓練、現任の介護職員等の研修支援など、介護・福祉人材の資格取得等のキャリア形成支援及び社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備、地上デジタル放送への対応についても、他部局で別途計上し対応

- ・離職者等の職業訓練(職業能力開発局計上)
⇒緊急人材育成・就職支援基金(仮称)7,000億円の内数で対応
- ・現任の介護職員等の研修支援(職業安定局計上)
⇒緊急雇用創出事業3,000億円の内数で対応
- ・福祉・介護人材マッチング支援事業、キャリア形成訪問指導事業(社会・援護局計上)
⇒基金の積増し98億円で対応
- ・社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備(社会・援護局計上)
⇒社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金1,062億円で対応
※独立行政法人福祉医療機構の融資についても、融資率及び貸付利率を優遇
- ・社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応(社会・援護局計上)
⇒社会福祉施設等設備整備費補助金113億円で対応

介護分野における経済危機対策（平成21年度補正予算（案））

来るべき超高齢社会を迎える中で、国民が安心して老後を迎えることができるようにするとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出・人材養成等につながるよう、総合的な対策を講じる。

（注）雇用創出量については、事業量の見込み具合等によっては、今後変動があり得る。

【介護力の向上・雇用創出】

- ・介護拠点等の緊急整備等を通じた老後の安心確保
- ・今後3年間で介護職員等の介護人材約30万人の雇用創出を目指す

①介護拠点等の緊急整備

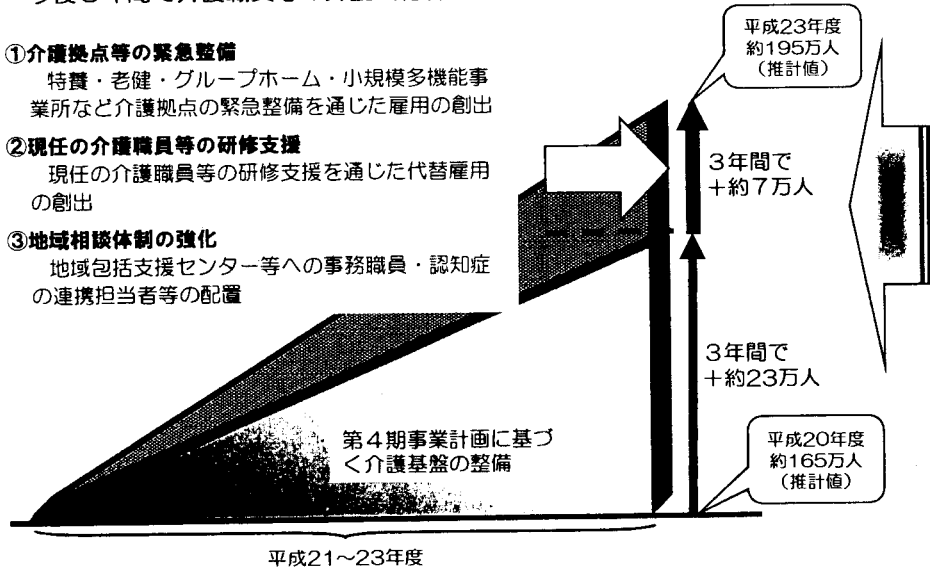
特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点の緊急整備を通じた雇用の創出

②現任の介護職員等の研修支援

現任の介護職員等の研修支援を通じた代替雇用の創出

③地域相談体制の強化

地域包括支援センター等への事務職員・認知症の連携担当者等の配置



【介護職員等の処遇改善・養成】

①介護職員処遇改善交付金（仮称）

介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付を通じた介護職員の更なる処遇改善

②新規介護職員等の養成

離職者等に対して、社会福祉施設等に委託した現場における職業訓練を実施

（注1）「第4期事業計画に基づく介護基盤の整備」を通じた雇用創出については、平成18年10月時点の職員数（介護サービス施設・事業所調査）をもとに、現在、各自治体において策定を進めている第4期介護保険事業計画に基づく介護給付費の査定業計画（平成20年10月時点）を用いて、職員数の伸びが給付費の伸びと同率であると仮定して算出した推計値である。

（注2）雇用創出量は、介護職員・介護支援専門員・調理員・事務職員等の合計であり、いずれも一定の仮定を置いて算出した推計値である。

介護拠点等の緊急整備

(1)目的

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備に係る既存交付金（市町村交付金）の拡充、施設整備に係る都道府県による補助金に対する地方財政措置の拡充等を通じて、特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点等を緊急に整備する。

(2)助成対象となる介護拠点

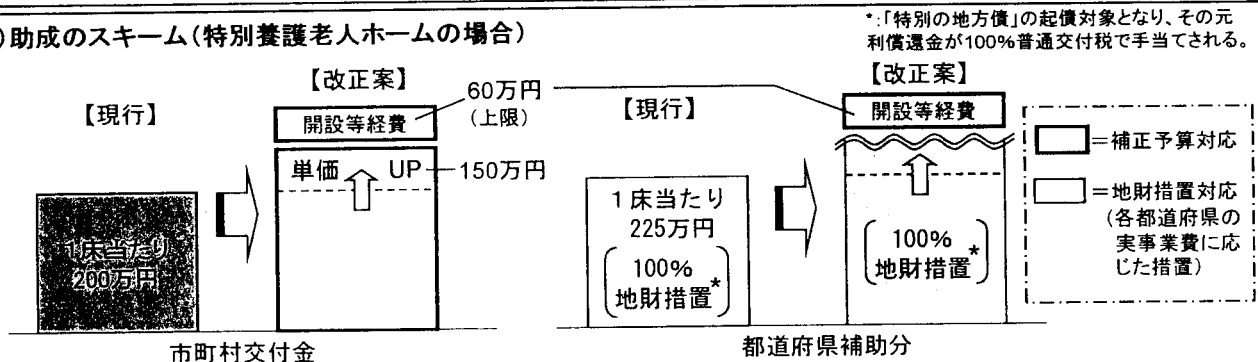
①市町村交付金の拡充により対応する介護拠点

小規模（定員29人以下）特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

②都道府県補助に対する地方財政措置の拡充により対応する介護拠点

大規模（定員30人以上）特別養護老人ホーム、大規模老人保健施設、大規模ケアハウス

(3)助成のスキーム（特別養護老人ホームの場合）



※ 大都市部等における用地確保を後押しするため、定期借地権の一時金に対して助成する。

※（独）福祉医療機構の融資の拡充（融資率の拡大（90%）、当初5年間の利率引き下げ（財投▲0.5%））についても検討。

(4)事業規模 合計約3,011億円（3年分）

スプリンクラー整備に対する支援について

消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置が義務づけられた施設等のうち、市町村交付金の対象としていないものについて、スプリンクラーの設置に要する費用を助成する。

スプリンクラー設置基準の見直し

	改正前	改正後
延べ床面積	1,000㎡以上	275㎡以上
建物の構造等	平屋建て以外	全て

スプリンクラー設置が新たに義務づけられる施設等

施設種別	建物の構造等 (1㎡あたりの単価)	スプリンクラー 設置義務	市町村交付金の対象 (21年度当初予算で対応済み)	経済危機対策の対象
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員29人以下の小規模なもの)	1,000㎡以上 の平屋建て (17千円/㎡)	○	○	-
認知症高齢者グループホーム		○	○	-
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員30人以上の大規模なもの)		○	-	○
養護老人ホーム	275㎡～1,000㎡未満 (9千円/㎡)	○	-	○
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)		○	-	○
小規模多機能型居宅介護事業所		-	-	○

事業規模 約283億円(3年分)

3

介護職員処遇改善交付金(仮称)

(1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

(2) 補助の概要

介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金(仮称)を介護報酬とは別に交付する。

交付は、各サービス毎の介護職員人件費比率に応じた交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

(別紙参照)

(3) 交付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。
- ② 財源 : 国費10/10
- ③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者
 - (ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
 - (イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 助成額 : 介護報酬総額×介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める率
※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

(4) 事業規模 合計約3,975億円(介護職員(常勤換算)1人当たり月額1.5万円の賃金引上げに相当する額)
※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

4

サービス区分ごとの介護職員人件費比率および交付率

サービス区分	介護職員 人件費比率	交付率
○(介護予防)訪問介護 ○夜間対応型訪問介護	70%	4.0%
○(介護予防)短期入所生活介護	50%	2.9%
○(介護予防)訪問入浴介護 ○(介護予防)通所介護	45%	2.6%
○(介護予防)特定施設入居者生活介護 ○介護福祉施設サービス	40%	2.3%
○(介護予防)小規模多機能型居宅介護		
○(介護予防)短期入所療養介護(老健) ○(介護予防)認知症対応型共同生活介護	35%	2.0%
○(介護予防)認知症対応型通所介護 ○介護保健施設サービス	30%	1.8%
○(介護予防)通所リハビリテーション ○地域密着型特定施設入居者生活介護		
○地域密着型介護老人福祉施設 ○(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	25%	1.5%
○介護療養施設サービス		
【助成対象外】		
○(介護予防)訪問看護 ○(介護予防)訪問リハビリテーション	0%	
○居宅介護支援 ○介護予防支援		
○(介護予防)福祉用具貸与 ○(介護予防)居宅療養管理指導		

※ 各事業者への交付額は、介護報酬総額 × 交付率 によって計算する。

介護報酬総額…利用者負担を含み、補足給付を含まない。

5

現任・新規介護職員等の研修支援・養成

(1)目的

介護職員等の確保と資質向上を図る観点から、介護分野の経験のない離職者等が介護分野で活躍できるよう訓練を実施するとともに、現に介護職員等として働く者の資質向上と代替雇用等を通じた更なる雇用創出を図る。

(2)事業内容

- ① 現に介護職員等として働く者を外部研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業を実施する。
(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)
- ② 雇用保険の受給資格のない離職者等に対して、社会福祉施設等の現場において職業訓練を実施する。
(緊急人材育成・就職支援基金事業として実施)

地域相談体制の強化

(1)目的

高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域相談体制の強化を図る。

(2)事業内容等

地域包括支援センター等に、相談支援専門職のバックアップ(利用者に関する情報整理や、地域の医療機関・介護サービス事業所との連携・協働に必要な事務など)を行う職員や認知症の連携担当者等を雇用する事業を実施する。(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)

6

平成21年度厚生労働省補正予算案の概要

(雇用均等・児童家庭局所管分)

健康長寿・子育て（子育て支援）

2,719億円

1 子育て応援特別手当の拡充 1,254億円

子育て応援特別手当（注）について、平成21年度に限り、第一子まで拡大して、平成21年度において小学校就学前3年間に属する子（平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間の生まれの子）を対象に実施する。

（注）平成20年度第2次補正予算に基づき、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度において小学校就学前3年間に属する子（平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれの子）であって、第二子以降の子に対し、一人当たり3.6万円を支給

2 地域における子育て支援の拡充等

(1) 保育サービス等の充実

安心こども基金拡充分（1,432億円）の内数

新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間において、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある取組の更なる拡充を図るため、保育所賃借料補助の対象拡大、広域的保育所利用事業の実施、保育所の耐震化整備費の補助、家庭的保育（保育ママ）事業に係る賃借料への助成などを実施する。

(2) すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

安心こども基金拡充分（1,432億円）の内数

地域子育て支援を担うNPOなどの活動の立ち上げ支援、育児不安を抱える家庭への支援スタッフの訪問、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進させるための連携マネージャー（仮称）の配置、ファミリー・サポート・センター事業の広域実施及び病児・病後児預かり等の実施の促進、妊婦等支援教室の開催などを行うほか、地域子育て支援拠点事業の新規実施や放課後児童クラブの開設に必要な建物の賃借料などの助成を行う地域子育て創生事業を実施する。

3 ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充

(1) ひとり親家庭等への支援の拡充

安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数
その他 7.9億円

職業訓練時に母子家庭等就業・自立支援センターにおいてひとり親家庭の託児サービスを提供、職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭に対する就業支援、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する自治体に対する助成、養成機関での資格取得時の母子家庭に対する生活支援（高等技能訓練促進費）の充実、戸別訪問員による母子家庭への相談・就業支援等を行うほか、母子寡婦福祉貸付金の拡充、婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等の就業支援を図る。

〔 また、託児サービスを付加した委託訓練を実施し、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供する。
（職業能力開発局において計上（6.2億円）） 〕

(2) 社会的養護の拡充 安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数

職業紹介等を行う企業等による児童養護施設の退所者等の就業支援、児童養護施設等の生活向上のための環境改善、児童養護施設等職員の資質向上のための研修を行う。

4 特定不妊治療への支援 24億円

体外受精、顕微受精を対象に、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成（1回あたり10万円→15万円）し、経済的負担の軽減等を図る。

安心こども基金の拡充

1, 500億円

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うため1, 500億円（文科省分68億円を含む）を追加。（就業支援に係る経費については平成21年度～23年度）

※ 平成20年度第二次補正予算において、1, 000億円の基金を創設（平成20年度～22年度）し、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施。
（15万人分の受け入れ体制の整備）

短時間勤務を希望する者への支援の充実**1億円**

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充(短時間正社員制度の導入促進に加え、同制度利用者の10人目まで助成金を支給)、両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の拡充(対象となる短時間勤務制度の拡充等)を図る。

経済危機対策（子育て支援）概要

安心こども基金の拡充

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

安心こども基金（平成20年度第2次補正予算）

1000億円の基金創設（平成20年度～22年度）により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

→ 15万人分の受入体制の整備

- | | | |
|--------------------|--------------------|---------------|
| 1 保育所等緊急整備事業 | 2 放課後児童クラブ設置促進事業 | 3 認定こども園整備等事業 |
| 4 家庭的保育(保育ママ)改修等事業 | 5 保育の質の向上のための研修事業等 | |

今回の経済危機対策における拡充

- ① 保育サービス等の充実 …雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ② すべての子ども・家庭への支援 …創意工夫により地域の子育て力をはぐむ取組等の拡充
- ③ ひとり親家庭等対策の拡充 …厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④ 社会的養護の拡充 …児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

子育て応援特別手当の拡充

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当（3歳から5歳までの児童1人当たり3.6万円）を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施

参考・安心こども基金の概要

（平成20年度第2次補正予算）

100,000百万円

（厚労省95,867百万円、文科省4,133百万円）

<趣旨>

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

<事業概要>

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

1 保育所等整備事業

(1) 保育所等緊急整備事業 ※①～③は社会福祉法人等が対象。

- ① 保育所の施設整備費の補助。
- ② 待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置。
- ③ 賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進し保育所の受け入れ枠を緊急に確保するため、賃借料、改修費等の補助。
- ④ 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助。

(2) 放課後児童クラブ設置促進事業

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物の改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助。

(3) 認定こども園整備等事業

幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費の補助。 ※学校法人及び社会福祉法人等が対象。

2 家庭的保育改修等事業

家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所に係る改修費の補助及び家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助。

3 保育の質の向上のための研修事業等

保育の質の向上のため、保育所等の保育士（現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。）を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業費の補助。

①保育サービス等の充実

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、新待機児童ゼロ作戦の集中実施

保育サービス等の充実

保育所の設置促進、家庭的保育(保育ママ)の拡大など、雇用情勢の悪化による待機児童の増加に対して速効性のある対応等による新待機児童ゼロ作戦の取組の更なる拡充

①. 都市部における待機児童解消

- 保育所賃借料補助の対象拡大
- 広域的保育所利用事業

②. 保育所の耐震化整備費の補助

- 私立保育所の耐震化整備費の補助
(財政力が乏しい等の市町村に対する補助率のかさ上げを含む)

③. 家庭的保育(保育ママ)事業の促進

- 自宅以外で実施する場合の賃借料補助

④. 保育サービス拡大に伴う保育士確保

- 研修後の再就職支援コーディネーターを
全都道府県に配置

⑤. 認定こども園等の環境整備・職員研修

- 認定こども園等における研修支援・緊急環境整備

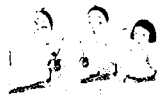
②すべての子ども・家庭への支援 ～地域子育て創生事業～

【概要】

地域の創意工夫により地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成、コミュニティの活性化を図るため、自治体、地域住民、町内会、NPO、ボランティア、商店街、企業等の行う地域子育て支援活動の立ち上げなどを支援する。

【実施方法】

都道府県が地域の実情に応じて事業採択(都道府県は主に広域調整的な事業を行うこととし、市町村に手厚く配分)



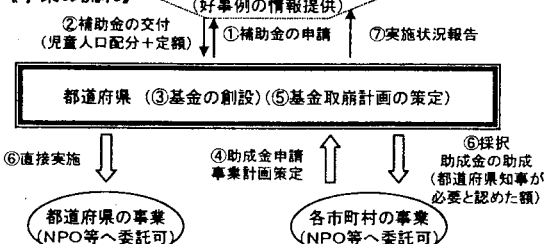
【対象事業】 都道府県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を実施する。

- ①地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援
- ②地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細かな子育て支援活動を促進するための支援
- ③経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援
- ④育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援(家庭支援スタッフ訪問事業)
- ⑤放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援(放課後子どもプラン連携促進事業)
- ⑥病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病児の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援
- ⑧安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援(妊娠出産前支援事業)
- ⑨地域子育て支援拠点事業の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員の資質向上を図るための支援、人材育成支援
- ⑩賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品費等の支援



※ 各自治体は、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用することで、上記事業への上乗せや上記以外の独自事業の実施も可能。

【事業の流れ】



★
地域の子育て力の強化

【以下の事業は対象としない】

- 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業
- 既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業
- 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業
- 今までに一般財源化された事業
- 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業
- 施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。)

③経済危機対策（ひとり親家庭等対策の強化）

職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない
・養成機関に通う際の生活費がない

高等技能訓練の受講時における給付の充実
・支給額の引き上げ（月額103,000円→141,000円）
・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。（現行：修業期間の後半の1/2）

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない

母子家庭等修業・自立支援センターにおいて託児サービスを提供（★）
（母子家庭等就業・自立支援センター 103か所）

職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う（★）

就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない

・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

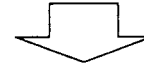
職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援

精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

ひとり親家庭等の在宅就業支援

生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない



ひとり親家庭等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う（★）

母子寡婦福祉貸付金の拡充

知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付けを実施



○貸付利率の引き下げ
○貸付条件の緩和

※この他、「緊急人材育成・就職支援基金（仮称）」による事業等を活用し支援を実施

※生活保護世帯について、子どもの健全育成のため、子ども（小・中・高校生）のいる家庭への学習支援のための新たな給付等を実施

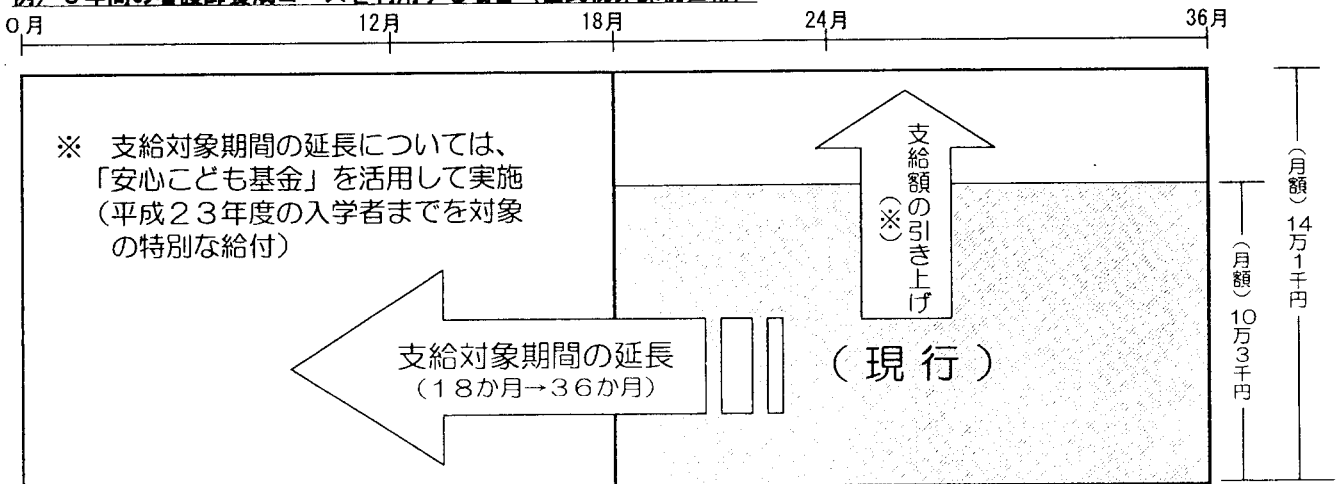
★の事業については、父子家庭も対象。

高等技能訓練の受講時における給付の充実

- 母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、**高等技能訓練促進費（修学期間の後半の1/2の期間）の支給額を引き上げる。【一般会計】**
- 特に現在の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、**支給対象期間を修業期間の全期間に拡大するとともに特別枠を設け支給人員を拡大する。【安心こども基金】**

【対象資格】：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、都道府県等の長が地域の实情に応じて定めるもの

例）3年間の看護師養成コースを利用する場合（住民税非課税世帯）



※ 住民税課税世帯についても、（月額）51,500円から月額70,500円へ引上げ。

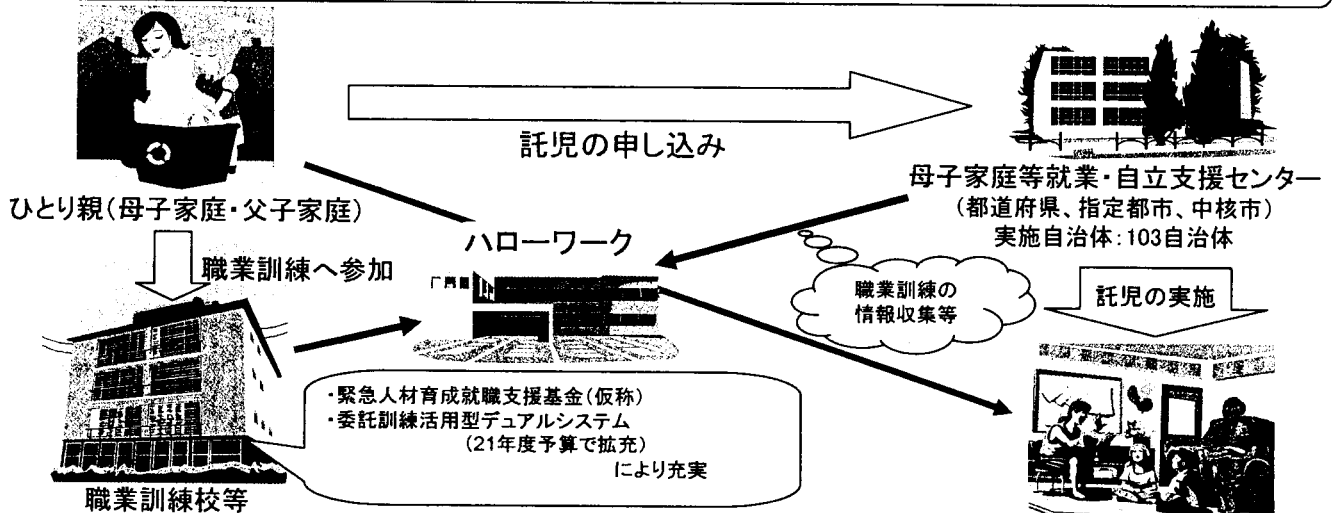
職業訓練受講時の託児サービスの充実

【安心こども基金】

現在の厳しい経済・雇用情勢に対応するため、母子家庭の母を含む就業困難者に対する職業能力形成機会の拡充が図られているが、ひとり親家庭が職業訓練に参加する上で託児サービスの充実が不可欠である。

このため、職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを母子家庭等就業・自立支援センターにおいて提供する。

※併せて、市町村単位での託児サービス充実を図るため、母子家庭等日常生活支援事業において事務費の見直し（研修経費、託児場所の借上代等の追加等）を行う。



職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援

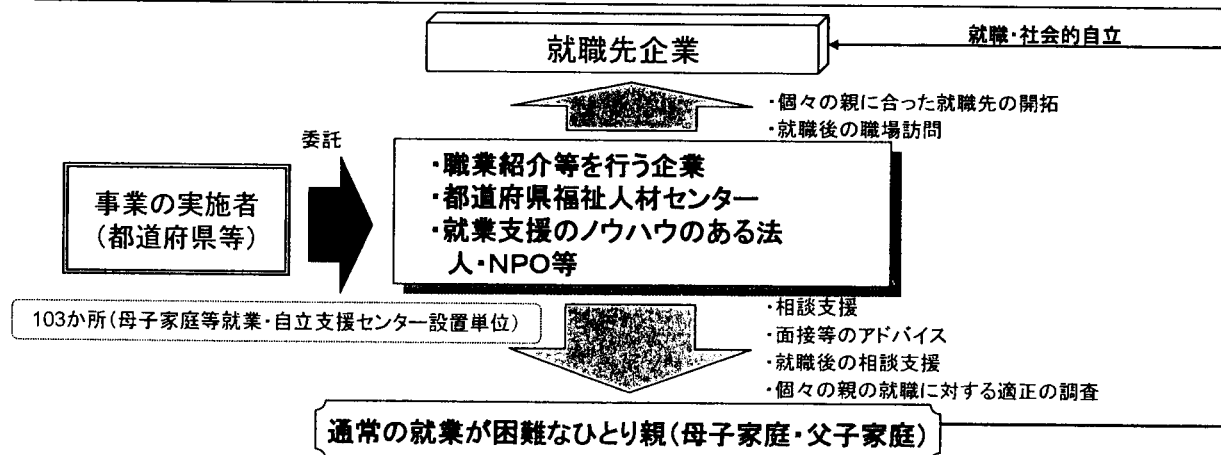
【安心こども基金】

現下の厳しい雇用情勢の中、子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

※ 母子家庭の就業率は84.5%であるが、常用雇用率は42.5%である。(平成18年度)
母子世帯の平均年間収入は213万円(平成17年度)

※ 母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業を中断するなど、その就職・再就職に困難を伴うことが多い。

○ このような者に対して、適切な就業環境を与えとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行っている企業に委託して行う。



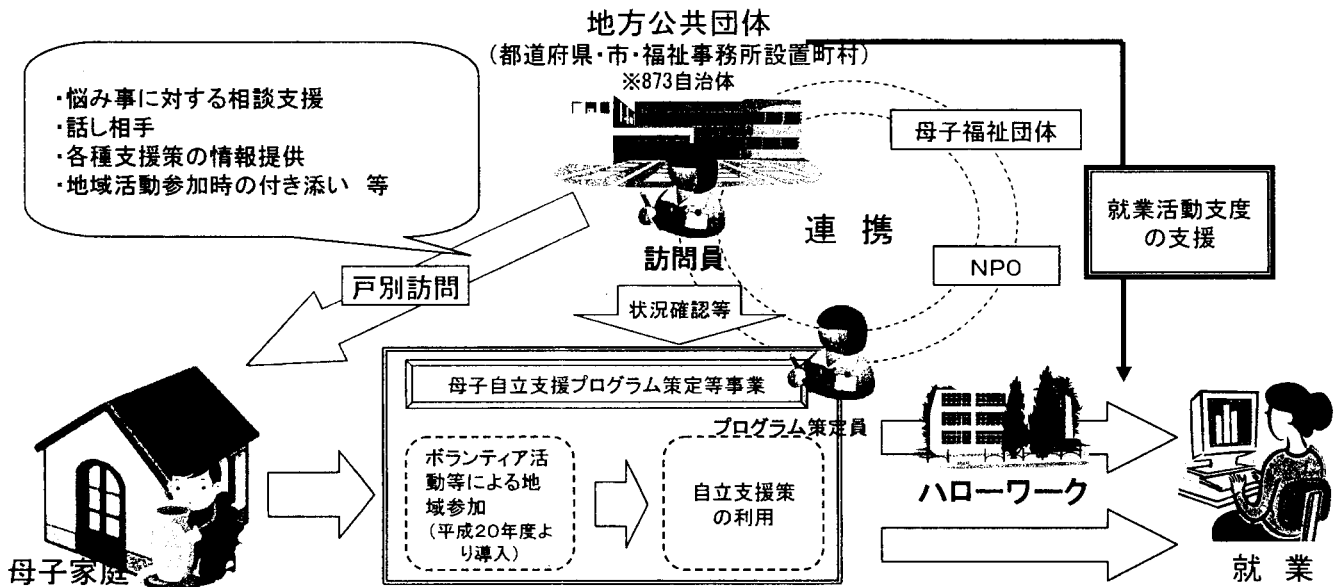
就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施

【安心こども基金】

地域との結びつきが薄く、引きこもりがちであるなど就職活動に至らない母子家庭については、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策等に適切に結びつけていくことが必要であるが、母子家庭を取り巻く経済・雇用情勢が厳しいこの時期においては、通常にもましてきめ細かい支援が求められる。

このため、戸別訪問による相談支援を行い、就業支援策への移行後についても、引き続き訪問による状況確認等の支援を行うことにより、自立をサポートする。

また、自立支援プログラム策定後の就業活動を支援するため、就業活動支度の費用について支援する。



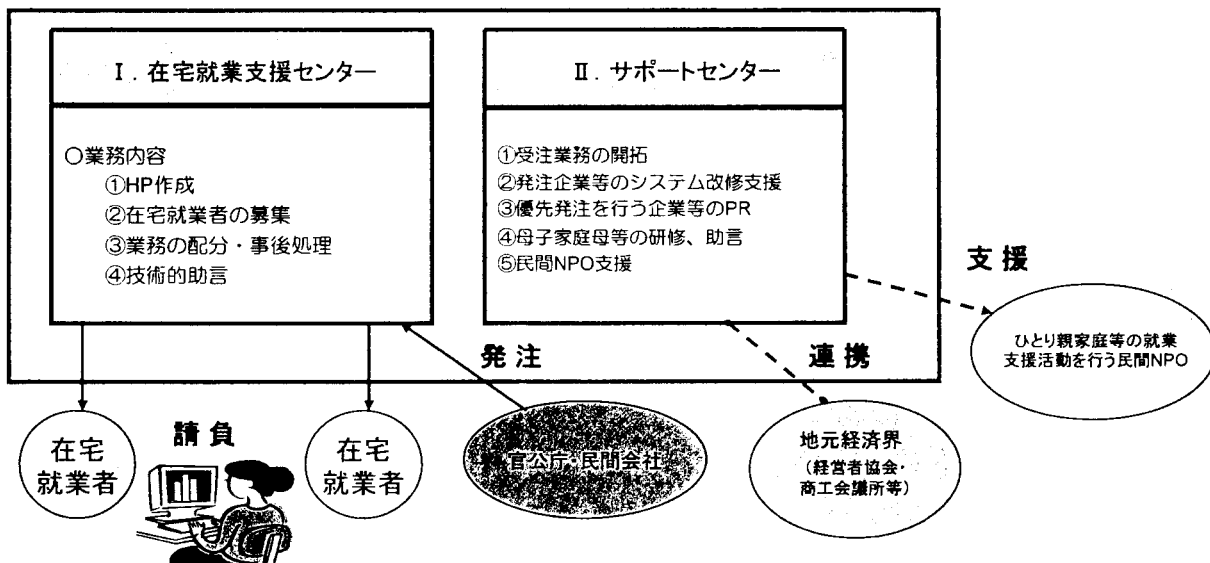
ひとり親家庭等の在宅就業支援事業のイメージ図

【安心こども基金】

●事業パターン

- ① I + II の事業
- ② II のみの事業

都道府県・市事業



I : 在宅就業支援センターは、在宅業務受注に伴うデータ処理支援

II : サポートセンターは、受注業務の開拓等を行う支援事業

母子寡婦福祉貸付金の拡充

生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に柔軟に応えることができるよう、母子寡婦福祉貸付金において、貸付利率の引下げ、貸付け条件等の見直しを行う。

1. 貸付利率の引下げ

返済時の負担軽減のため、貸付利率について現行の3%から無利率に引き下げる。

(参考)有利子の貸付資金

生活資金※、住宅資金、転宅資金、結婚資金

※母子家庭となつてから7年間を超えない期間(月額4万円、累計96万円を超える金額に限る)、失業期間における貸付期間における貸付け

2. 貸付け条件の見直し

○連帯保証人要件の緩和

連帯保証人の確保が困難な母子家庭の実情を考慮し、連帯保証人のない場合も貸し付けを認める。(ただし、その場合は有利子貸付(1.5%)とする。)

※修学資金、修業資金、就職支度資金(子に係るものに限る)及び就学支度資金については、①親に貸付ける場合は、子を連帯債務者(連帯保証人は不要)、②子に貸し付ける場合は、親を連帯債務者とし、利率については引き続き無利率とする。

○技能習得資金、修業資金、生活資金(技能修得期間中)の貸付期間の延長

3年を超える修業に対応するため、貸付期間を3年以内から5年以内に延長する。

3. 事務費に充当できる利子等の収入の割合の引上げ

貸付けに係る事務費に充当できる利子等の収入の割合について、現行の2/3から10/10へ引き上げる。

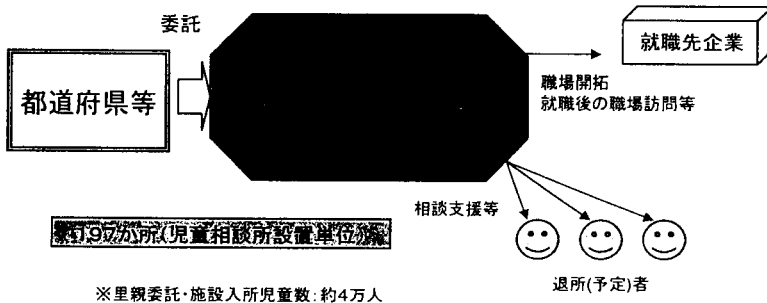
④社会的養護の充実

入所児童等に対する支援

児童養護施設の退所者等に対する就業支援

○ 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

○職業紹介等を行う企業等による就業支援



環境改善

- 近年、老朽化した大型遊具等における児童の事故や、食品の安全が脅かされる事件が多発している。
- 家庭的養護や自立支援を推進する必要がある。

○簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設: 児童養護施設等

○賃貸・改修等の補助

ファミリーホーム・自立援助ホーム、分園型施設等の設置促進



施設等職員の資質向上

○施設等職員の研修にかかる経費の補助

被虐待児や障害を有する児童の増加等、新たな専門性が求められており、職員の資質の向上が必要である。

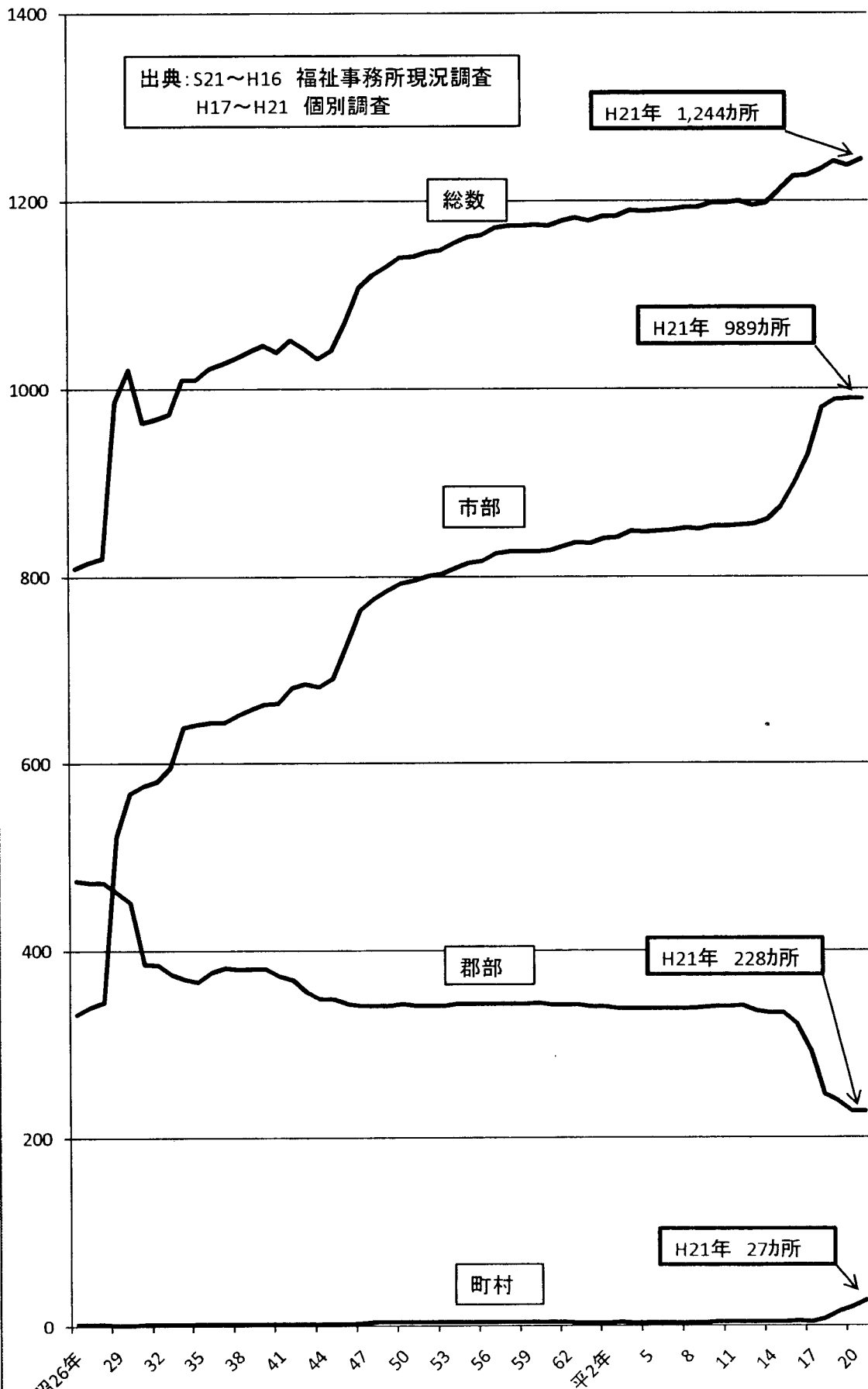
対象となる研修 短期研修: 各施設種別、職種別に行われる研修

長期研修: 都道府県単位に研修調整機関を設け、

・大規模施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修

・児童養護施設等の職員を障害児施設で研修

年次別福祉事務所数



年次別福祉事務所数

区分／年	昭26年	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
総数	809	815	820	986	1021	964	968	973	1010	1010	1022	1027	1033	1040	1046	1039	1052	1043	1032	1041
郡部	475	473	473	463	452	386	385	375	370	367	377	382	380	381	381	373	369	356	348	348
市部	332	340	345	522	568	576	581	596	638	641	643	643	651	657	663	664	681	685	682	691
町村	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

区分／年	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平元年	2
総数	1071	1108	1121	1130	1140	1141	1146	1148	1156	1162	1164	1172	1174	1174	1175	1174	1179	1182	1179	1184
郡部	343	341	341	341	343	341	341	341	343	343	343	343	343	343	344	342	342	342	340	340
市部	726	764	776	785	793	796	801	803	809	815	817	825	827	827	827	828	833	837	836	841
町村	2	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3

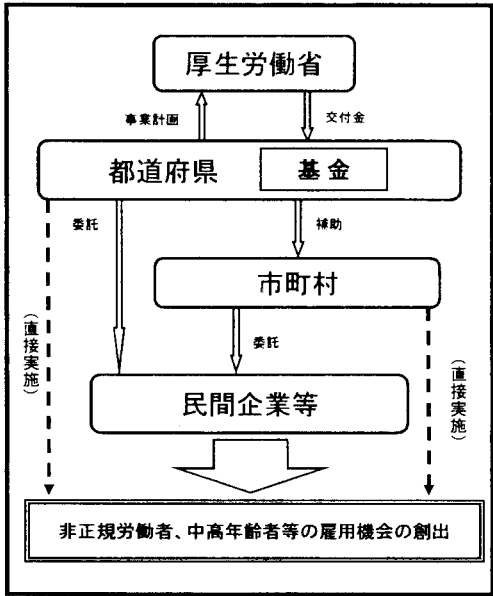
区分／年	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
総数	1184	1190	1189	1190	1191	1193	1193	1198	1198	1200	1195	1198	1212	1226	1227	1233	1242	1237	1244
郡部	338	338	338	338	338	338	339	340	340	341	335	333	333	321	293	246	239	228	228
市部	842	849	848	849	850	852	851	854	854	855	856	861	875	900	930	979	988	989	989
町村	4	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	5	4	8	15	20	27

緊急雇用創出事業(基金)の拡充(3,000億円)

離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出等を行う緊急雇用創出事業について、現下の雇用失業情勢の悪化を受け、さらなる雇用の受け皿を確保する必要があることから都道府県に創設した基金の積み増しを行う。

また、人材確保・人材高度化等が強く社会から要請されている分野(介護、福祉、子育て、医療、教育等)において重点的に雇用創出を図る。

概念図



事業の内容

企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用・就業機会の創出を行う。
(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業イメージ)

- ・ 介護・福祉：研修中の介護職員の代替要員を確保する事業
 地域包括支援センターにおける事務補助等を行う事業
- ・ 子 育 て：保育所や児童館での保育補助業務を行う事業
- ・ 医 療：骨髄ドナー登録や献血の協力要請等を行う事業
- ・ 教育・文化：教員補助者(ICT支援員)による、ICTを活用した教育の充実を図る事業
- ・ 治安・防災：地域と一体となって、中山間地の山腹等を整備する里山砂防事業

(事業実施要件)

- ・ 民間企業等に委託、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・ 事業費に占める人件費割合が概ね7割以上であること。
- ・ 新規雇用する失業者の割合が全労働者の概ね4分の3以上であること。
- ・ 雇用就業期間は原則6ヶ月未満(介護、福祉、子育て、医療、教育等の重点分野については、更新を1回可能とし、実質1年間とする。)

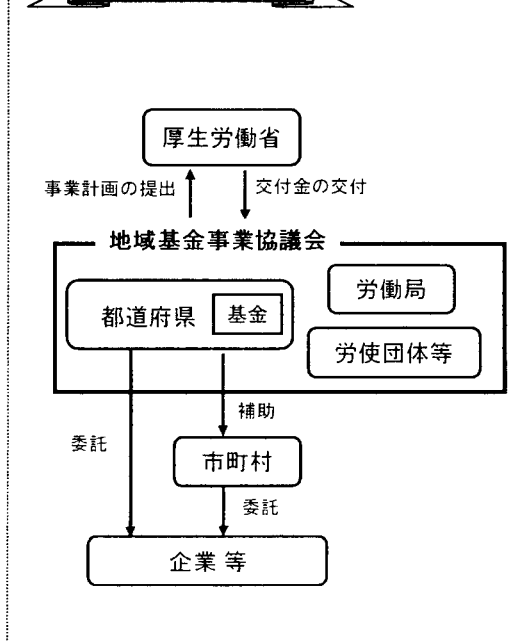
(事業の規模等)

- ・ 予算額 3,000億円
- ・ 雇用創出効果 30万人

ふるさと雇用再生特別交付金

雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組を支援するため、ふるさと雇用再生特別交付金を創設し、これを基に基金を造成し地域における事業の実施を支援する。

概念図



事業の内容

地域の当事者からなる協議会において、当該地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれるものを選定する。当該事業を地域求職者等を雇い入れて実施する場合に、要した費用を支給する。(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業のイメージ)

- ・ 地域ブランド商品の開発・販路開拓事業
- ・ 旅行商品を開発する事業
- ・ 高齢者宅への配食サービス事業
- ・ 私立幼稚園での預かり保育等手厚い保育サービスを提供する事業
- ・ 食品リサイクル事業やたい肥の農業利用を促進する事業

(事業実施要件)

- ・ 事業の実施を民間企業等に委託すること(地方公共団体の直接実施は不可)。
- ・ 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は委託費の1/2以上。
- ・ 労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新を可能とする。

(正規雇用化のための措置)

- ・ 本事業を実施するために雇い入れた労働者を、正社員として雇用する企業等に対して、交付金として一時金を支給する。

(事業の規模等)

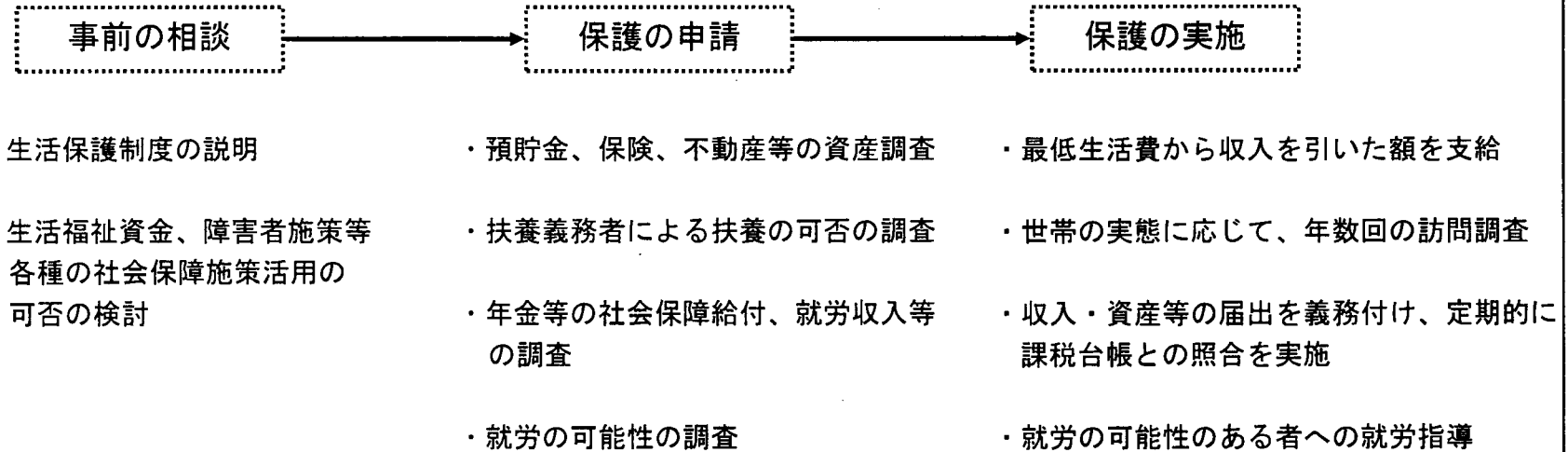
- ・ 予算額 2,500億円(労働保険特別会計)
- ・ 雇用創出効果 3年間で最大10万人
- ・ 実施地域 全国

生活保護制度円滑実施支援事業

(事業概要)

最近の雇用情勢の悪化によって、生活保護受給者は増加傾向を示しており、今後も一層その傾向が続くことが見込まれる。これに伴う福祉事務所における生活保護に係る事務量の増加に対応するため、各自治体において、生活保護関係事務を補助するための非常勤職員を雇い上げるもの。

○生活保護事務の流れ



【非常勤職員による支援(例示)】

- 金融機関等関係先調査の事務補助
- 保護台帳やケース記録の管理
- 医療レセプト及び介護レセプトの整理及び資格審査 等

平成21年度各種研修等日程(予定)

	研修等種別	開催期間	主催	開催地
生活 保 護 関 係	新任査察指導員基礎研修会	5月11日(月) ～ 5月15日(金)	厚生労働省	神奈川県 (ロフオス湘南)
	生活保護指導職員リーダー研修	5月25日(月) ～ 5月29日(金)	同上	同上
	生活保護担当ケースワーカー 全国研修会	6月17日(水) ～ 6月19日(金)	同上	東京都
	生活保護自立支援研修担当育成 研修	7月15日(水) ～ 7月17日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)
	福祉事務所長研修	7月22日(水) ～ 7月24日(金)	同上	同上
	全国生活保護査察指導員研究 協議会	8月26日(水) ～ 8月28日(金)	厚生労働省	東京都
	生活保護指導監督職員研修	9月9日(水) ～ 9月11日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)

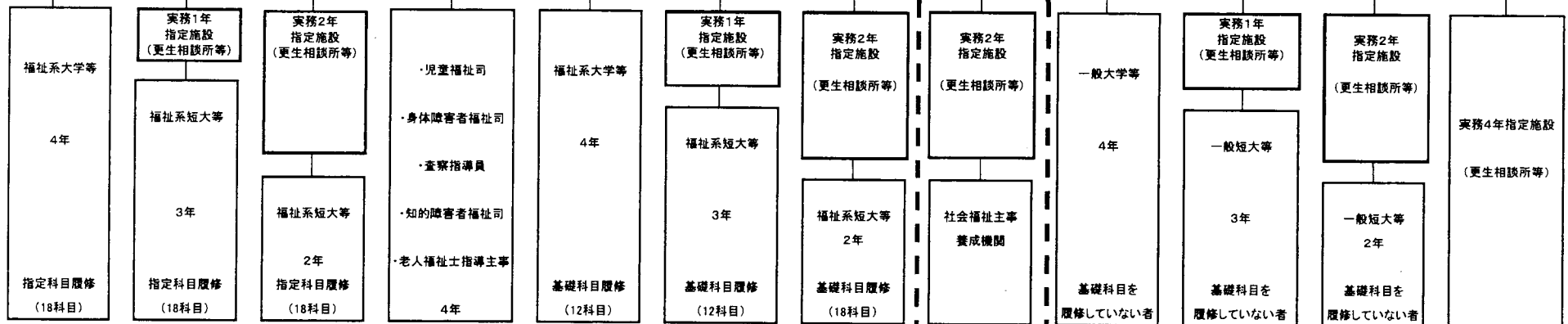
社会福祉士の資格取得方法

社会福祉士資格(登録)

社会福祉士国家試験

短期養成施設等(6月以上)
(4校4課程・入学定員410人)
(平成21年4月1日現在)

一般養成施設等(1年以上)
(51校63課程・入学定員9,960人)
(平成21年4月1日現在)



「生活安心プロジェクト」に対するアクションプランに基づく窓口体験研修の経緯等について

内閣府 国民生活局
総務課 調査室

1. 経緯

(1) 第169回国会における福田総理施政方針演説（平成20年1月18日）

〈第一 国民本位の行財政への転換〉

「公務員の意識の改革も併せて必要です。『常に国民の立場に立つ』をモットーに、例えば利用者の利便を考え、手続の簡素化を進めるなど、現場の公務員も含め、仕事への取り組み方を大きく変えていきます。」

(2) 国民生活審議会の意見

国民生活審議会は、平成19年11月5日の総会における福田内閣総理大臣の発言を受け、消費者・生活者の視点から十分なものになっているかという観点から、国民生活の基本である分野について、幅広く行政のあり方の総点検を実施した。その審議結果について、平成20年4月3日に、国民生活審議会は福田内閣総理大臣に対して、「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）」を提出したところである。

同意見中では、「霞ヶ関の国家公務員が、現場に出て行って消費者・生活者の声に触れる機会がなくなっているのではないか」との問題認識から、「係長、課長補佐、管理職、指定職への昇任時に、福祉・労働、消費者行政などの消費者・生活者の意見や相談を受ける窓口での体験研修を取り入れた昇任研修を設けるべきである」との提言がなされている。

(3) 生活安心プロジェクトに関する関係省庁局長会議でのアクションプラン

国民生活審議会意見を受け、生活安心プロジェクトに関する関係省庁局長会議において、平成20年7月23日にアクションプランの申し合わせがなされたところである。

アクションプランにおいては、「消費者・生活者を主役とする行政組織への転換」等とともに、「国家公務員の意識改革」が柱の一つとされ、具体的には、相談窓口での体験研修を含む、府省庁本省の昇任者に対する研修プログラムの策定が盛り込まれたところである。

2. 平成21年度中の対応

20年度中に設置した、相談窓口所管省庁等における協議会及び人事担当部署の連絡会での検討を踏まえ、府省庁本省等の審議官級への昇任者・採用者を対象に試行的に実施する。

消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）（抜粋）

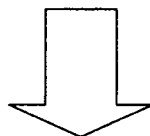
「生活安心プロジェクト（行政のあり方の総点検）」

（平成20年4月3日 国民生活審議会）

3. 消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革

現状では、消費者・生活者の実態把握が十分にされておらず、したがって、政策の消費者・生活者への効果も十分検証できていない。またそもそも霞ヶ関の国家公務員が、現場に出て行って消費者・生活者の声に触れる機会がなくなっているのではないか。

しかし、「消費者・生活者が主役」の行政における国家公務員とは、常に消費者や生活者の感覚を忘れず、「消費者や生活者が主役」となる社会づくりに貢献する意思と能力を持つ存在である。国家公務員が「国民の立場に」立って、迅速かつ的確に行動できるようになるためには、人材育成や人事管理のあり方を見直すとともに、政策評価の活用を通じて、組織力を向上させていくことが必要である。



生活安心プロジェクト（抜粋）

II. 行政のあり方の総点検

「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」（国民生活審議会意見）に対するアクションプラン（工程表）

（平成20年7月 生活安心プロジェクトに関する関係省庁局長会議）

行動計画

20年度

- ・ 内閣府と人事院が協力し、相談窓口での体験研修を含むプログラムの策定に向けた準備を進めるとともに、各府省庁において業務に支障を来たさず円滑に研修参加出来るような方策を検討する
- ・ 窓口での体験研修先について相談窓口所管官庁等による協議会を設置する。

21年度

- ・ 府省庁本省の審議官級への昇任者・採用者を対象に試行的に実施する。

担当府省

内閣府、人事院、全府省庁

生活保護施策の重点事項について

社会・援護局保護課

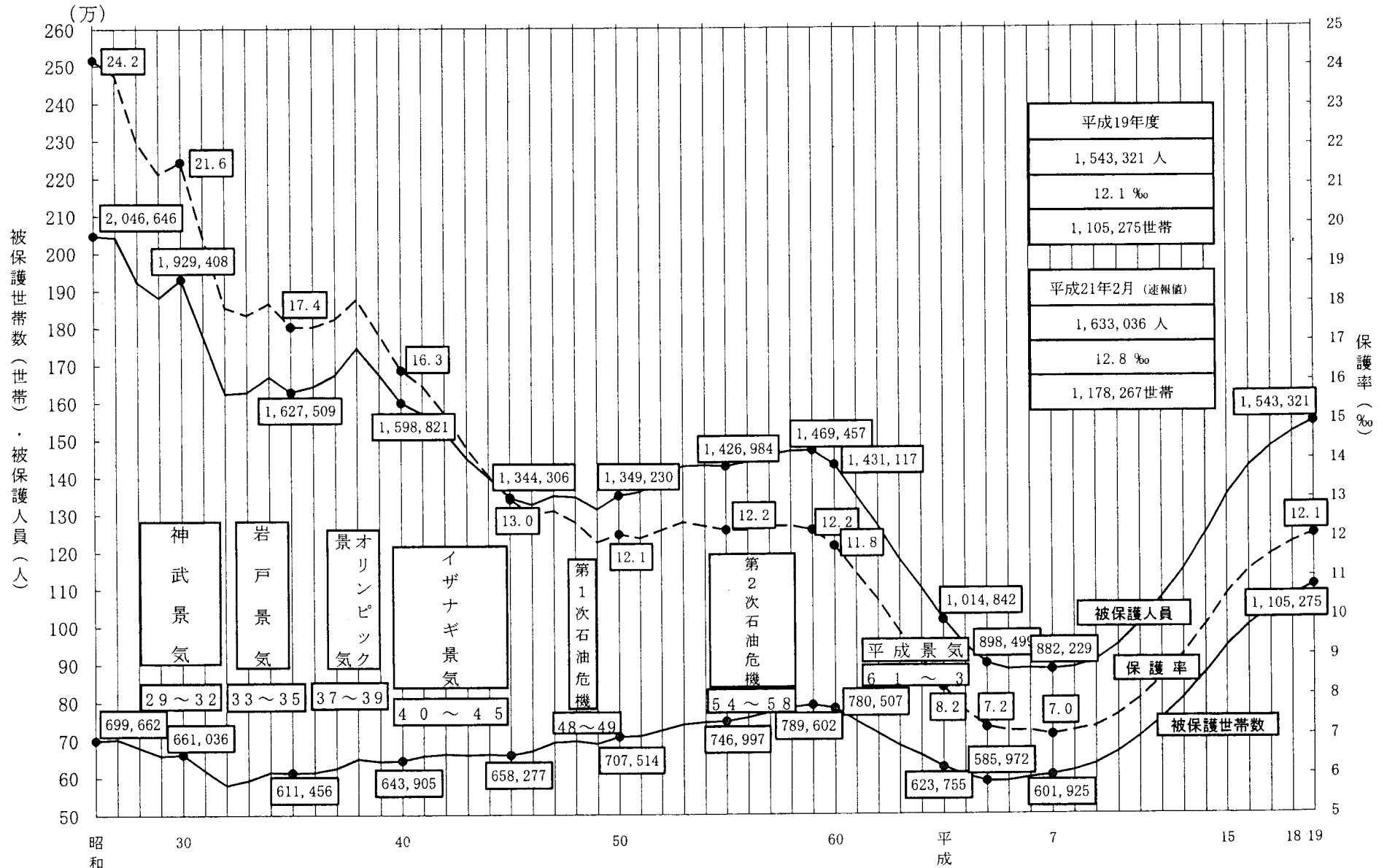
生活保護施策の重点事項について

厚生労働省社会・援護局保護課課長 古都 賢一

1	生活保護の動向	66
2	生活保護制度の課題	78
3	雇用と住居を失った低所得者等に対する新たなセーフティネットの構築	84
4	生活保護制度における子どもの健全育成のための支援	96
5	自立支援の充実・強化	100
6	漏給防止・濫給防止対策の推進	111
7	生活保護事務のIT化の推進	119

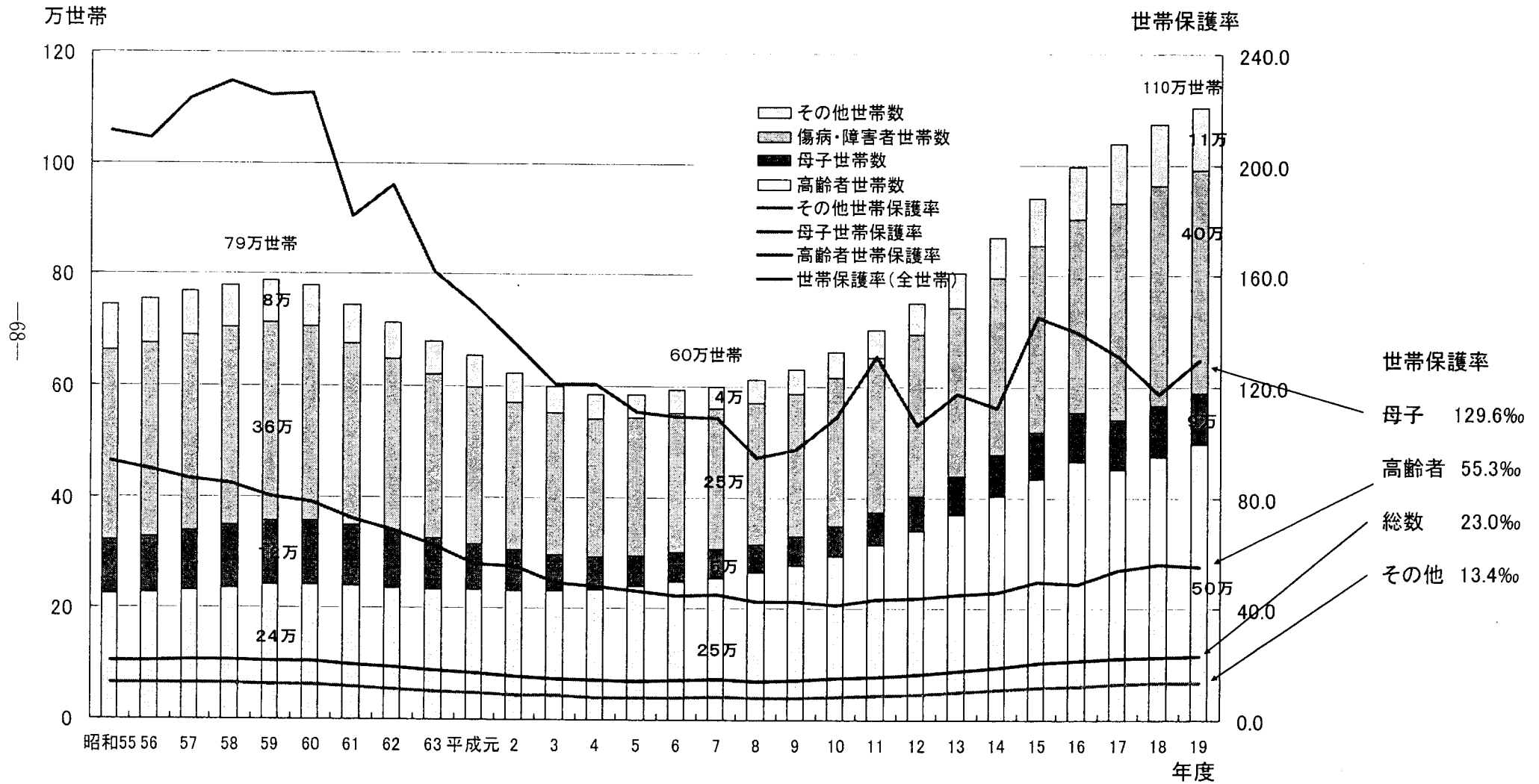
1 生活保護の動向

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



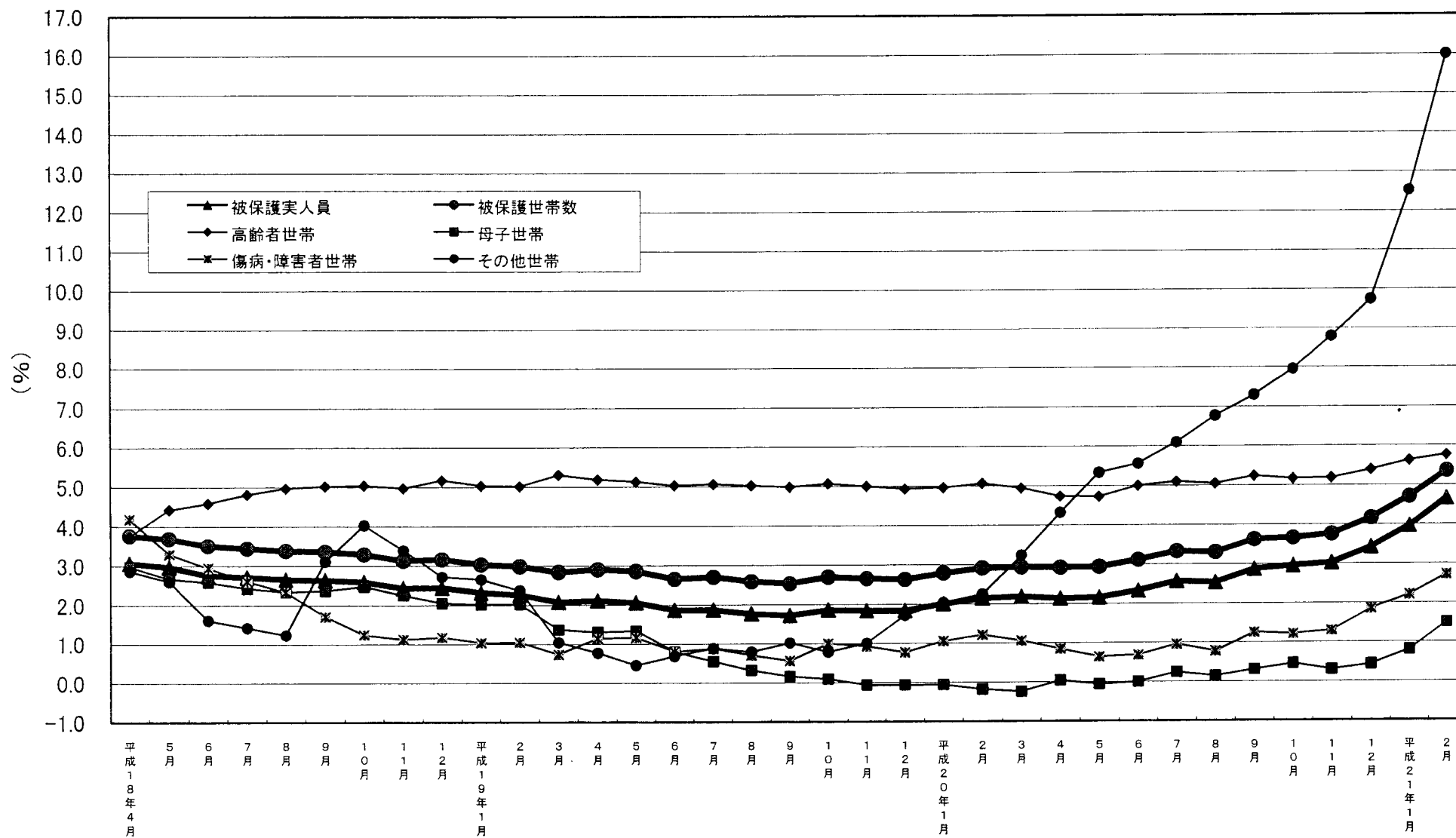
資料：福祉行政報告例

世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移



資料: 福祉行政報告例、国民生活基礎調査

被保護実人員、世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

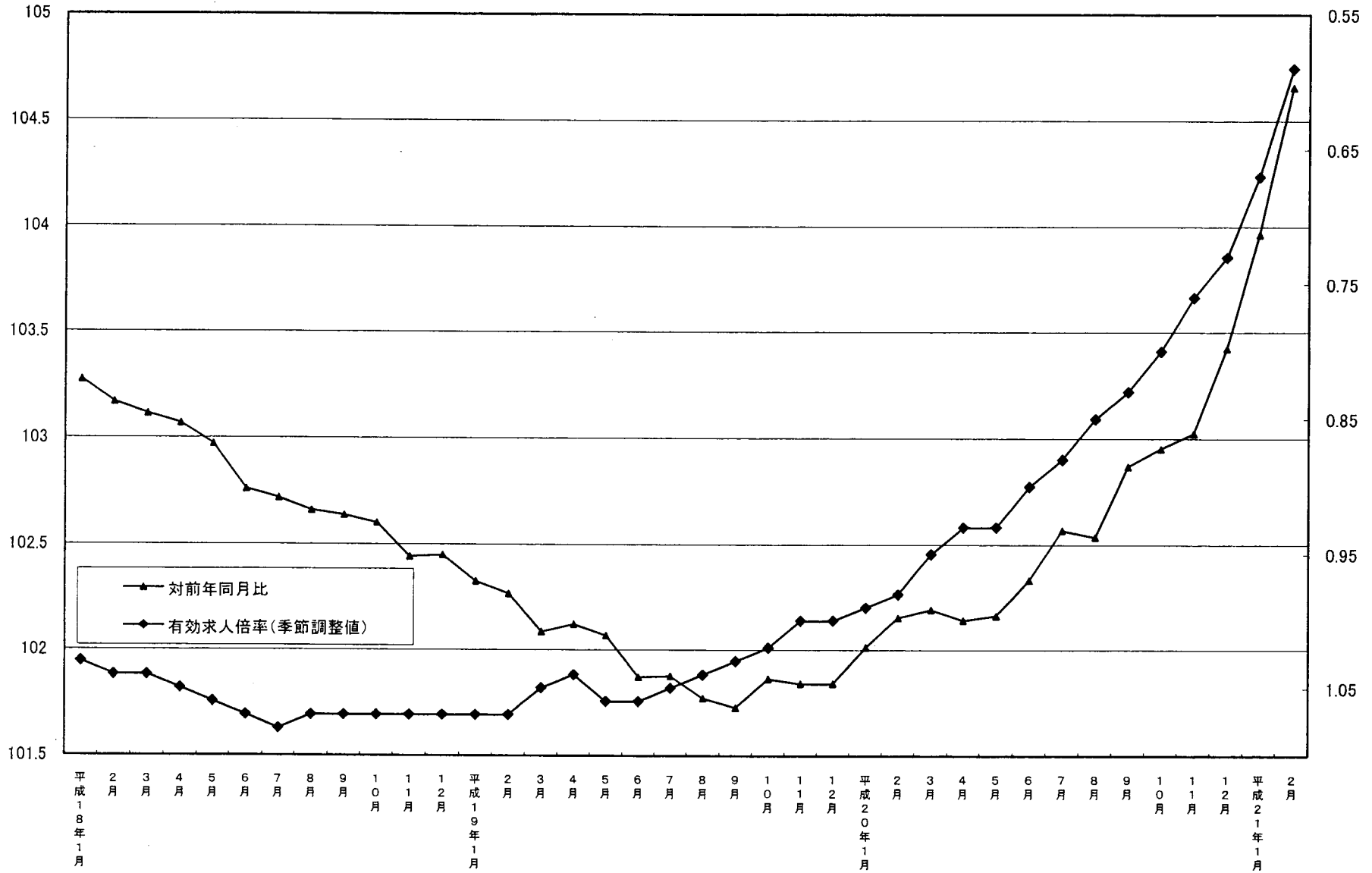


資料：福祉行政報告例(速報値)(平成21年1月分は保護課調べ)

被保護実人員
対前年同月比
(%)

被保護実人員の対前年同月比と有効求人倍率の推移

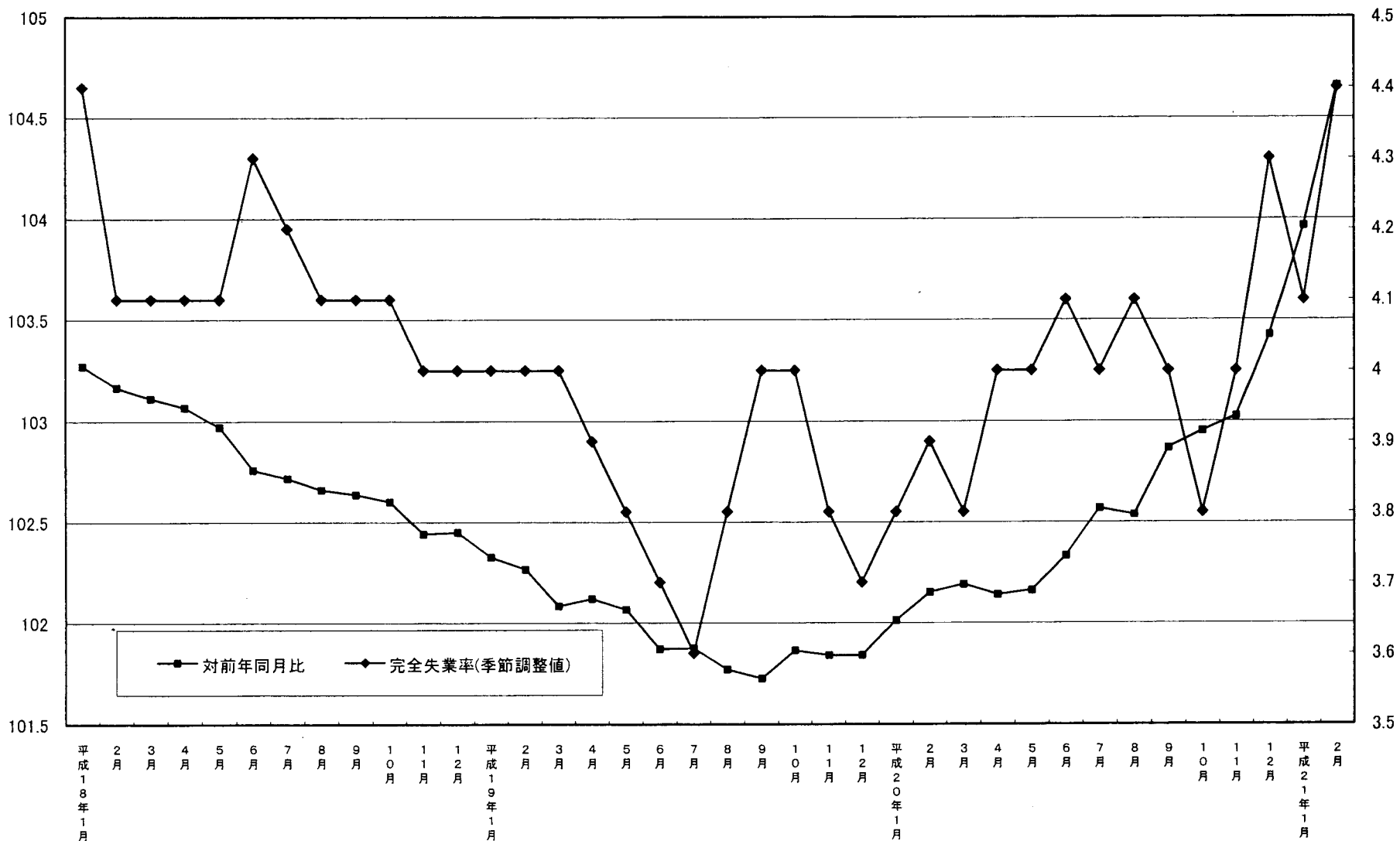
有効求人倍率(倍)



被保護実人員の対前年同月比と失業率の推移

被保護実人員
対前年同月比
(%)

失業率(%)



資料:福祉行政報告例、労働力調査(総務省)

被保護世帯数、被保護人員、保護率及び申請件数の推移

	被保護世帯数	被保護人員	保護率	申請件数
	世帯	人	%	件
平成20年2月	1,118,389	1,560,360	12.2	16,004
3月	1,122,341	1,566,668	12.3	17,446
4月	1,121,240	1,558,682	12.2	17,515
5月	1,124,855	1,560,990	12.2	18,071
6月	1,128,299	1,564,367	12.3	17,987
7月	1,133,872	1,571,689	12.3	19,866
8月	1,136,993	1,575,132	12.3	16,257
9月	1,141,339	1,581,390	12.4	18,420
10月	1,147,693	1,590,412	12.5	20,062
11月	1,151,904	1,595,934	12.5	18,478
12月	1,159,630	1,606,714	12.6	19,147
平成21年1月	1,168,354	1,618,543	12.7	25,298
2月	1,178,267	1,633,036	12.8	24,434

資料：福祉行政報告例（平成20年4月以降は速報値）

世帯類型別世帯数の推移

単位：世帯

	計	高齢者世帯	母子世帯	障害・傷病世帯	その他の世帯
平成20年2月	1,115,915	500,977	94,500	407,099	113,339
3月	1,119,938	513,179	92,266	400,241	114,252
4月	1,118,651	514,650	91,752	398,232	114,017
5月	1,122,204	515,817	91,778	399,520	115,089
6月	1,125,535	517,602	91,954	400,315	115,664
7月	1,131,038	519,318	92,442	402,351	116,927
8月	1,133,991	520,189	92,582	403,297	117,923
9月	1,138,317	521,517	92,947	405,108	118,745
10月	1,144,675	523,318	93,670	407,686	120,001
11月	1,148,942	524,517	94,014	408,965	121,446
12月	1,156,665	526,377	94,535	412,237	123,516
平成21年1月	1,165,493	526,837	94,771	414,160	129,725
2月	1,175,386	529,824	95,923	418,163	131,476

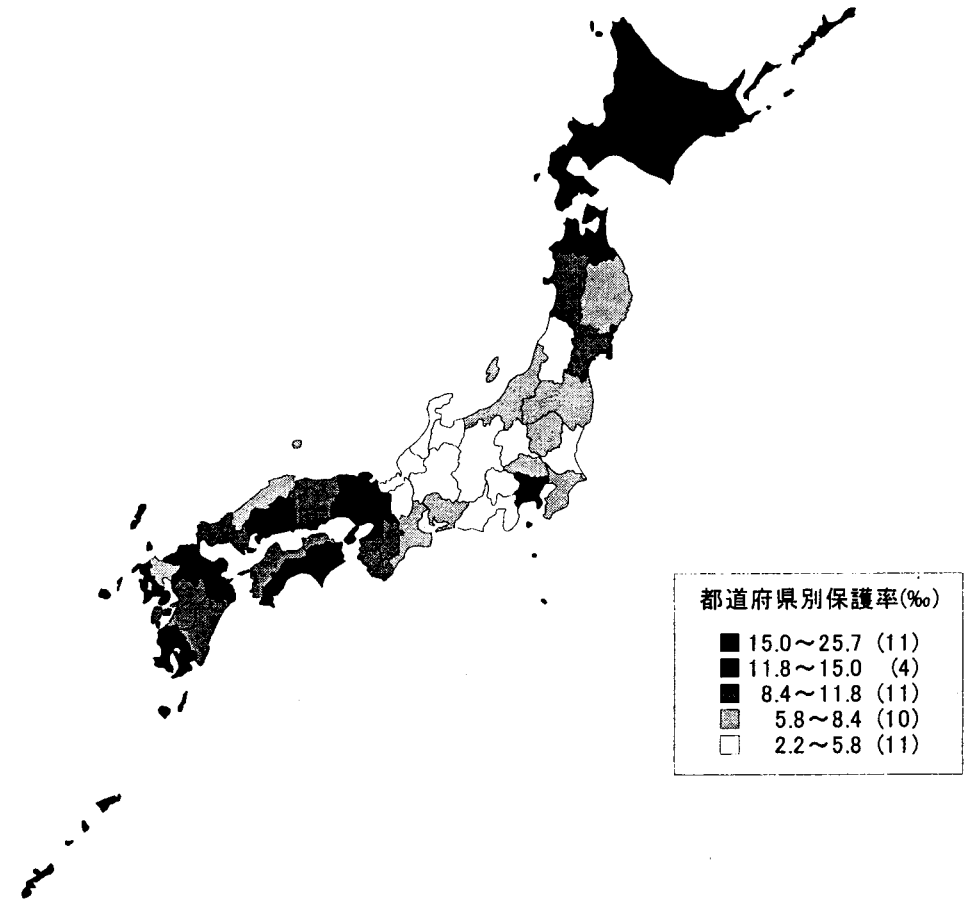
資料：福祉行政報告例（平成20年4月以降は速報値）

都道府県別保護率の比較

	7年度	19年度	7-19 伸び
	(%)	(%)	(%)
全国	7.0	12.1	5.1
北海道	15.4	24.7	9.3
青森県	11.0	17.5	6.4
岩手県	5.2	8.3	3.1
宮城県	4.1	8.6	4.5
秋田県	7.0	11.3	4.2
山形県	3.4	4.4	1.0
福島県	4.0	7.4	3.3
茨城県	3.1	5.5	2.5
栃木県	3.1	6.8	3.8
群馬県	2.6	4.4	1.8
埼玉県	3.1	7.6	4.6
千葉県	3.2	8.4	5.1
東京都	8.1	15.8	7.6
神奈川県	5.7	12.1	6.4
新潟県	3.2	5.8	2.7
富山県	2.0	2.3	0.3
石川県	2.7	4.6	1.9
福井県	2.1	2.8	0.7
山梨県	2.2	4.1	1.9
長野県	2.3	3.3	1.0
岐阜県	2.0	3.3	1.3
静岡県	2.2	4.5	2.4
愛知県	3.4	6.0	2.5

	7年度	19年度	7-19 伸び
	(%)	(%)	(%)
三重県	4.7	7.1	2.3
滋賀県	4.2	5.8	1.6
京都府	14.3	19.4	5.1
大阪府	11.4	25.7	14.3
兵庫県	7.9	14.5	6.6
奈良県	7.8	11.3	3.5
和歌山県	7.3	11.8	4.5
鳥取県	6.1	8.5	2.4
島根県	4.5	6.1	1.6
岡山県	6.9	9.9	2.9
広島県	6.3	12.1	5.8
山口県	7.8	10.2	2.4
徳島県	11.3	15.0	3.8
香川県	7.4	9.4	2.0
愛媛県	7.8	11.1	3.3
高知県	15.3	21.8	6.5
福岡県	16.4	18.8	2.4
佐賀県	5.8	7.2	1.4
長崎県	10.8	16.4	5.6
熊本県	7.5	9.1	1.6
大分県	9.4	13.3	3.9
宮崎県	8.5	11.3	2.8
鹿児島県	10.5	15.2	4.7
沖縄県	12.9	17.0	4.1

平成19年度



資料：福祉行政報告例
注) 指定都市及び中核市は都道府県に含む。

指定都市別保護率の比較

平成7年度	
	‰
京都市	21.0
大阪市	18.0
札幌市	17.0
北九州市	15.2
福岡市	15.1
神戸市	14.9
川崎市	9.0
横浜市	6.9
広島市	6.6
名古屋市	6.6
仙台市	5.2
千葉市	4.6

平成19年度	
	‰
大阪市	42.9
札幌市	27.8
京都市	26.6
神戸市	26.4
福岡市	19.1
川崎市	17.8
広島市	16.0
横浜市	14.0
北九州市	13.7
千葉市	13.3
名古屋市	12.6
仙台市	11.2

資料：福祉行政報告例

注) さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

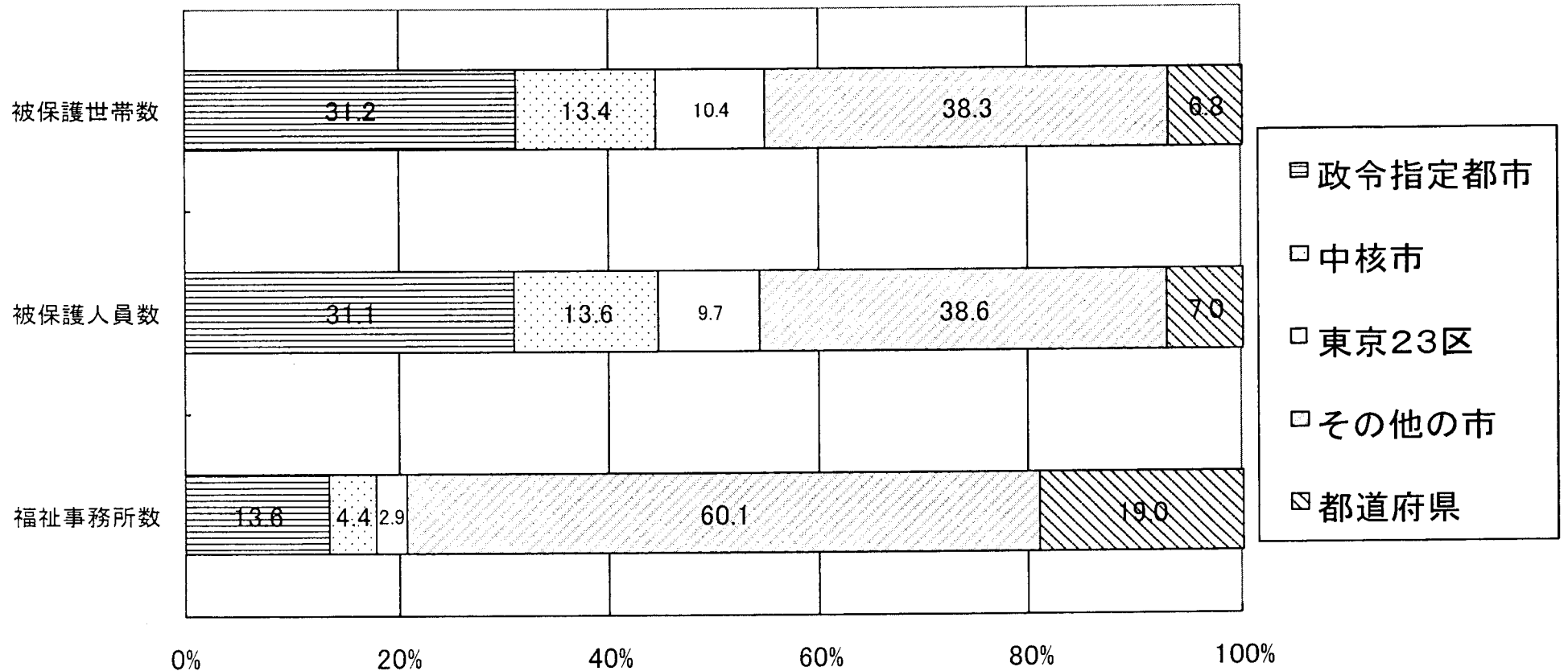
都道府県・指定都市・中核市別申請件数

		H20.10	H20.11	H20.12	H21.1	H21.2			H20.10	H20.11	H20.12	H21.1	H21.2
		件	件	件	件	件			件	件	件	件	件
総計		20,062	18,478	19,147	25,298	24,434	指定都市(別掲)						
北海道		598	589	546	699	602	札幌市		616	648	587	695	743
青森県	海森	175	202	154	187	240	仙台市		134	112	125	181	184
岩手県	手	105	81	79	121	113	さいたま市		218	190	227	279	223
宮城県	城	120	85	102	170	154	千葉市		168	188	210	261	254
秋田県	田	90	88	105	136	107	横浜市		624	574	584	814	796
山形県	形	65	65	70	92	86	川崎市		343	253	371	351	372
福島県	島	119	100	100	119	140	新潟市		89	81	73	116	102
茨城県	城	267	235	243	318	307	静岡市		62	67	62	74	90
栃木県	木	103	94	131	181	153	浜松市		63	65	71	114	106
群馬県	馬	116	111	109	185	173	名古屋		618	532	615	1,033	944
埼玉県	玉	672	584	558	822	803	京都市		427	361	458	608	541
千葉県	葉	514	381	414	572	537	大阪市		1,769	1,765	1,707	2,143	2,419
東京都	京	2,817	2,615	2,880	3,988	3,404	堺市		244	204	199	242	236
神奈川県	奈	346	308	277	421	453	神戸市		377	377	323	454	383
新潟県	潟	110	91	108	104	109	広島市		266	263	305	358	301
富山県	山	17	18	14	22	22	北九州市		212	217	215	265	264
石川県	川	35	22	23	47	34	福岡市		447	409	418	492	491
福井県	井	37	32	31	44	56	中核市(別掲)						
山梨県	梨	43	40	47	70	66	旭川市		81	73	86	94	109
長野県	野	102	80	91	167	142	函館市		114	92	89	99	111
岐阜県	阜	50	52	45	86	101	青森市		51	57	55	72	48
静岡県	岡	140	120	123	155	190	盛岡市		49	41	56	71	47
愛知県	知	237	213	241	407	379	秋田市		50	39	44	74	68
三重県	重	152	161	183	251	242	山形市		24	33	39	40	40
滋賀県	賀	108	101	82	147	155	いわき市		29	25	28	37	38
京都府	府	109	92	134	154	148	宇都宮市		90	75	90	118	101
大阪府	阪	788	785	773	854	919	川越市		32	33	38	68	66
兵庫県	庫	327	309	308	394	403	船橋市		96	71	85	92	100
奈良県	奈	111	84	109	112	117	柏市		38	42	47	42	72
和歌山県	歌	90	62	62	70	73	須賀野市		33	31	43	44	39
鳥取県	取	84	63	82	108	104	相模原市		131	103	103	126	152
島根県	根	43	43	44	72	67	富山県		12	17	12	19	27
岡山県	山	61	50	73	93	94	金沢市		31	34	38	43	51
広島県	島	121	109	116	179	178	長野市		36	34	25	47	43
徳島県	島	112	111	95	127	135	岐阜市		52	58	41	60	79
香川県	川	131	114	85	132	122	豊橋市		23	25	25	40	40
愛媛県	媛	49	49	46	58	47	豊田市		17	16	21	49	64
高知県	媛	74	71	78	122	100	岡崎市		19	28	24	59	51
福岡県	岡	127	108	86	123	114	高槻市		42	42	35	51	42
佐賀県	賀	496	410	379	528	480	東大阪市		173	152	161	172	197
長崎県	崎	92	67	81	82	74	姫路市		82	48	74	115	83
熊本県	本	161	128	159	154	163	西宮市		48	33	40	39	50
宮崎県	本	96	88	89	115	113	奈良市		68	39	55	52	47
大分県	分	137	113	129	145	149	和歌山		71	64	61	106	70
宮崎県	崎	103	82	105	105	113	山形市		109	113	111	138	150
鹿児島県	児	186	192	136	170	165	敷島市		53	41	62	101	84
沖縄県	沖	270	291	323	306	353	倉敷市		59	63	68	79	100
							福山		22	26	27	24	29
							高松市		64	61	59	60	61
							松山市		86	91	71	118	113
							高知市		96	91	82	112	108
							久留米市		35	49	46	65	52
							長崎市		91	92	89	101	111
							熊本		113	129	91	153	122
							大分		61	62	80	85	77
							宮崎		53	57	48	65	60
							鹿児島		145	103	100	121	137

資料：福祉行政報告例(速報値)

地方自治体の種類別被保護世帯数等の分布

○被保護世帯数、被保護人員数を見ると、政令指定都市、中核市及び東京23区で半数を占めている。



資料：「被保護世帯数」「被保護人員数」福祉行政報告例（平成19年度）
 「福祉事務所数」厚生労働省社会・援護局総務課調べ（平成19年10月時点）

2 生活保護制度の課題

生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめの概要

(平成21年3月23日)

はじめに

協議の位置づけ

地方分権改革推進委員会第1次勧告を受けて決定された地方分権改革推進要綱(第1次)に沿い、国(厚生労働省)と地方(全国知事会及び全国市長会)とが協議を行い、生活保護制度の制度改革の方向性を得ることを目的として開催。

検討の内容

生活保護制度の創設後50年以上の間に生じた社会状況の変化に対応できるよう、
1)自立支援の在り方、2)医療扶助の在り方、3)漏給・濫給防止対策の在り方等について、運用面の見直しを中心に検討。

また、近時の深刻な経済・雇用情勢を踏まえ、生活保護制度以外の労働・社会保障施策との関係も視野に入れ、検討。

とりまとめの方針

①速やかに対応する必要がある事項、②実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項、③審議会、委員会などにおいて中長期的な検討が必要な事項に整理。

1. 自立支援について

① 速やかに対応する必要がある事項

- 国が自立支援プログラムの具体的内容や実施手順を示すなど、自立支援の取組を支援。
- 生活保護受給者が利用しにくい状況にある就労支援策が適切に提供されるよう、国と地方が連携してその活用を促進。
- 就労意欲の十分でない者や、様々な就労阻害要因を抱える者など既存の就労支援で対応しにくいケースの就労支援の推進。

② 実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項

- 若齢世代の自立支援を充実させるため、教育部門との連携、支援体制の強化等の総合的な取組について検討。
- 生活福祉資金貸付制度を更に活用しやすい制度とするよう検討。
- リバースモーゲージ制度の利用を促進するため、事務の簡素化など制度の運用改善について検討。

③ 中長期的な検討が必要な事項

- 勤労控除の見直しなど就労意欲を喚起し、自立後の安定した生活を確保するための方策について、中長期的に検討。
- 生活保護の受給に至っていない低所得者層への自立支援の制度化について、中長期的に検討。

2. 医療扶助について

① 速やかに対応する必要がある事項

- 医療扶助の適正実施のための、長期入院患者の退院促進、頻回受診者への適正受診指導、レセプト点検等の取組を継続。

② 実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項

- 長期入院患者の退院促進支援について、ケースワーカーと主治医の情報共有、相談員の配置など具体的な強化策について検討。
- 生活保護法の指定医療機関の指定、変更等の手続の簡素化について検討。

③ 中長期的な検討が必要な事項

- 医療費通知や窓口負担の導入等モラルハザード防止策について、中長期的に検討。
- 生活保護受給者への医療保険の適用については、地方自治体から強い反対意見がある等のため、中長期的な視点で慎重な検討を要する。

3. 漏給・濫給防止対策について

① 速やかに対応する必要がある事項

- ・ 相談者への細やかな対応、相談内容のチェック体制の確保、辞退届への適切な対応、現在地における必要な支援等の適正実施。
- ・ 警察と連携した暴力団員対策の強化。

② 実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項

- ・ 資産調査等のより効果的・効率的な実施について検討。

③ 中長期的な検討が必要な事項

- ・ 交通事故で医療扶助を適用した場合の第三者求償の適用について、中長期的に検討。

4. その他事務の簡素化等について

② 実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項

- ・ 福祉事務所における電算システムによる効率的な事務の推進、有用な各種様式、帳票類等の共有化など事務の簡素化等の方法について検討。
- ・ 福祉事務所の体制について、現業職、専門職などの福祉事務所の職員、関係機関等の機能・役割分担やそれを踏まえた適正な実施体制について検討。
- ・ 地方自治体における現業員等の研修を支援するため、国が標準的な研修内容を示すなど人材育成の方法について検討。

社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅 に関する調査について(概要)

1 調査概要

社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅に入所する生活保護受給者の状況を把握するもの。

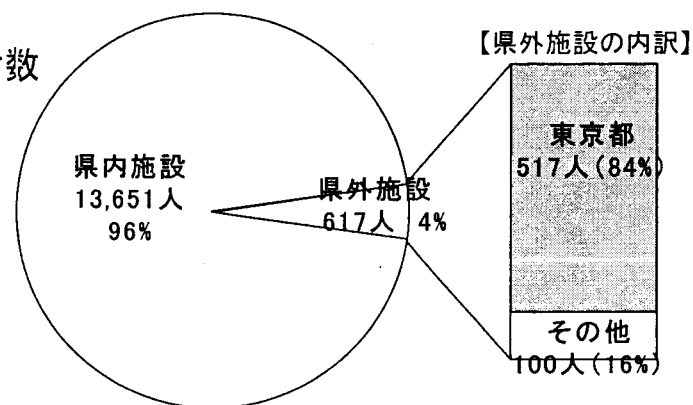
調査時点：平成21年1月1日現在

対象施設：①高齢者等を対象としたもの、②高齢者専用賃貸住宅、③ホームレスを対象としたもの、④アルコール依存症者を対象とした施設・共同住宅、⑤薬物依存症者を対象としたもの、⑥その他

2 調査結果

- 法的位置付けのない施設・共同住宅を利用している生活保護受給者の数 14,268人
- 都道府県内の施設・共同住宅を利用している生活保護受給者 13,651人
- 都道府県外の施設・共同住宅を利用している生活保護受給者 617人

※ 施設・共同住宅を利用している生活保護受給者数
(都道府県内・都道府県外別)



○ 社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅に関する実態調査(速報値)

<都道府県> (単位:人)

		合計	県内	県外
1	北海道	413	413	0
2	青森県	700	700	0
3	岩手県	29	29	0
4	宮城県	206	206	0
5	秋田県	69	69	0
6	山形県	54	54	0
7	福島県	108	108	0
8	茨城県	83	74	9
9	栃木県	114	112	2
10	群馬県	80	80	0
11	埼玉県	301	299	2
12	千葉県	464	420	44
13	東京都	911	394	517
14	神奈川県	240	238	2
15	新潟県	19	19	0
16	富山県	5	5	0
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	17	7	10
20	長野県	28	28	0
21	岐阜県	22	22	0
22	静岡県	49	47	2
23	愛知県	123	123	0
24	三重県	99	98	1
25	滋賀県	8	8	0
26	京都府	0	0	0
27	大阪府	814	814	0
28	兵庫県	264	264	0
29	奈良県	9	9	0
30	和歌山県	53	53	0
31	鳥取県	5	5	0
32	島根県	0	0	0
33	岡山県	1	1	0
34	広島県	173	173	0
35	山口県	0	0	0
36	徳島県	0	0	0
37	香川県	1	1	0
38	愛媛県	69	69	0
39	高知県	9	9	0
40	福岡県	41	41	0
41	佐賀県	102	100	2
42	長崎県	28	28	0
43	熊本県	140	140	0
44	大分県	77	77	0
45	宮崎県	43	43	0
46	鹿児島県	24	24	0
47	沖縄県	937	937	0
都道府県合計		6,932	6,341	591

<政令市> (単位:人)

		合計	県内	県外
48	札幌市	731	731	0
49	仙台市	96	91	5
50	さいたま市	505	502	3
51	千葉市	390	388	2
52	横浜市	76	63	13
53	川崎市	162	162	0
54	新潟市	4	4	0
55	静岡市	23	22	1
56	浜松市	42	42	0
57	名古屋市	1066	1066	0
58	京都市	0	0	0
59	大阪市	1254	1254	0
60	堺市	229	229	0
61	神戸市	16	16	0
62	広島市	152	152	0
63	北九州市	29	29	0
64	福岡市	215	215	0

<中核市> (単位:人)

		合計	県内	県外
65	旭川市	332	332	0
66	函館市	142	142	0
67	青森市	128	128	0
68	盛岡市	79	79	0
69	秋田市	5	5	0
70	郡山市	18	18	0
71	いわき市	2	2	0
72	宇都宮市	21	21	0
73	川越市	27	27	0
74	船橋市	93	92	1
75	柏市	175	174	1
76	横須賀市	114	114	0
77	相模原市	107	107	0
78	富山市	59	59	0
79	金沢市	52	52	0
80	長野市	0	0	0
81	岐阜市	2	2	0
82	豊橋市	7	7	0
83	豊田市	0	0	0
84	岡崎市	22	22	0
85	高槻市	10	10	0
86	東大阪市	331	331	0
87	姫路市	2	2	0
88	西宮市	18	18	0
89	奈良市	0	0	0
90	和歌山市	270	270	0
91	岡山市	63	63	0
92	倉敷市	0	0	0
93	福山市	0	0	0
94	下関市	23	23	0
95	高松市	0	0	0
96	松山市	0	0	0
97	高知市	0	0	0
98	久留米市	37	37	0
99	長崎市	51	51	0
100	熊本市	17	17	0
101	大分市	52	52	0
102	宮崎市	23	23	0
103	鹿児島市	64	64	0
政令市・中核市 合計		7,336	7,310	26

	合計	都道府県内	都道府県外
全国合計	14,268	13,651	617

※ 平成21年1月1日現在

※ 速報値であり、今後数値の変動が考えられます。

3 雇用と住居を失った低所得者等に対する新たなセーフティネットの構築

「経済危機対策」主な施策のポイント<目次>

I. 緊急的な対策 —「底割れ」の回避—

1. 雇用対策 (P2~8)

- <p3>雇用調整助成金の拡充等
- <p4>再就職支援・能力開発対策
- <p5>緊急雇用創出事業(基金)の拡充
- <p6>派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等
- <p7>外国人労働者への支援
- <p8>住宅・生活支援等

2. 金融対策 (P9~15)

- <p10>円滑な金融仲介機能の発揮促進、株式市場への対応等
- <p11>中小企業の資金繰り対策
- <p12>中堅・大企業向け危機対応業務の拡大
- <p13>日本企業の海外事業に係る資金繰り対策(NEXI)
- <p14>住宅・土地金融の円滑化
- <p15>大規模都市再生プロジェクトや地方の優良都市開発事業等の支援

3. 事業の前倒し執行 (P16)

III. 「安心と活力」の実現 —政策総動員—

1. 地域活性化等 (P74~79)

- <p76>開かずの踏切等の解消
- <p77>地方の優良なまちづくりに対する支援
- <p78>高度な環境対策を行う建築物等に対する容積率の緩和
- <p79>定住自立圏等民間投資促進交付金の創設

II. 成長戦略—未来への投資—

1. 低炭素革命 (P17~29)

- <p18>スクール・ニューディール構想
- <p19>太陽光発電の新たな買取制度について
- <p20>建築物のゼロエミッション化の加速的展開
- <p21>環境対応車の普及促進
- <p22>エコポイントの活用によるグリーン家電の普及促進
- <p23>住宅・建築物の省エネ化・長寿命化等の促進
- <p24>低炭素技術・社会システムによる低炭素社会実現プロジェクト
- <p26>先進的開発拠点等整備
- <p27>低炭素交通革命
- <p28>レアメタルのリサイクル/アジアでの資源循環システムの構築
- <p29>水ビジネスの展開

2. 健康長寿・子育て (P30~44)

- <p33>地域医療再生基金の事業例
- <p34>地域医療の期待に応える大病院の機能強化
- <p35>革新的な医薬品や医療機器の開発支援
- <p36>健康長寿社会の実現に資する研究開発の推進
- <p37>新型インフルエンザワクチン開発・生産体制の抜本強化
- <p38>地域総合健康サービス産業創出プロジェクト
- <p39>介護職員の処遇改善・介護拠点整備
- <p40>「子育て応援特別手当」の拡充について
- <p41>子育て支援
- <p43>女性特有のがん対策
- <p44>学生・生徒への経済的支援や就職支援の充実等

2. 安全・安心確保等 (P80~94)

- <p81>年金記録問題解決の体制整備
- <p82>障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の更なる拡充について
- <p83>高齢者医療の安定的な運営の確保等について
- <p84>財政状況が厳しい厚生年金基金等に対する支援措置
- <p85>消費者庁の創設後の消費者行政のイメージ
- <p86>社会資本ストックの耐震化・予防保全対策
- <p88>ゲリラ豪雨、洪水・高潮等防災・災害対策等
- <p90>公共交通機関、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化
- <p91>消防防災体制の整備
- <p92>治安体制の整備による安全・安心の確保
- <p93>次世代安全運転支援システム
- <p94>子ども・女性の安全確保

3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備 (P45~73)

- <p46>農林漁業の底力の発揮
- <p47>先端分野の国際競争力強化と世界最高水準の研究環境整備
- <p48>成長力強化のための高度人材の活用
- <p49>若手研究・研究支援人材雇用・育成プロジェクト
- <p50>大学等における教育研究基盤の強化
- <p51>次世代太陽電池等の最先端の環境技術の研究開発の加速及び情報発信機能の強化等
- <p52>イノベーション実用化助成事業
- <p53>先端イノベーション拠点整備(特定研究開発型)
- <p54>地域産学官共同研究拠点の整備
- <p55>小中高校における理数教育の抜本強化、教育環境の整備
- <p56>留学生の受け入れ促進、大学生・大学院生等の海外への留学支援
- <p57>国土ミッシングリンクの結合
- <p58>スーパー中核港湾の機能強化
- <p59>大型船舶に対応した産業港湾インフラの刷新
- <p60>整備新幹線の現状
- <p61>地上デジタル放送への完全移行に向けた対策の強化
- <p62>デジタル・デバイドの解消
- <p63>国民本位の新しい電子政府・自治体の推進(国民電子私書箱構想)
- <p64>「グリーンIT」で世界を牽引
- <p65>デジタル新産業の創出のための技術開発等の加速化
- <p66>中小企業エンパワーメント事業
- <p67>ICTを活用した安心・安全な街づくり(ユビキタスタウン構想)
- <p68>ソフトパワー分野の重点プロジェクト
- <p69>地域の情報発信力の強化
- <p70>文化芸術の振興
- <p71>国民に夢と希望を与えるスポーツの環境整備
- <p72>日本ブランドの発信強化による需要拡大と受入態勢の整備
- <p73>魅力ある観光地づくりの推進

3. 地方公共団体への配慮 (P95)

IV. 税制改正 (P96~99)

- <p97>住宅取得等のための金銭贈与に係る贈与税の時限的軽減措置
- <p98>中小企業の交際費課税の軽減
- <p99>研究開発税制の拡充

内閣府ホームページより抜粋

<http://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi-taisaku.html>

住宅・生活支援等

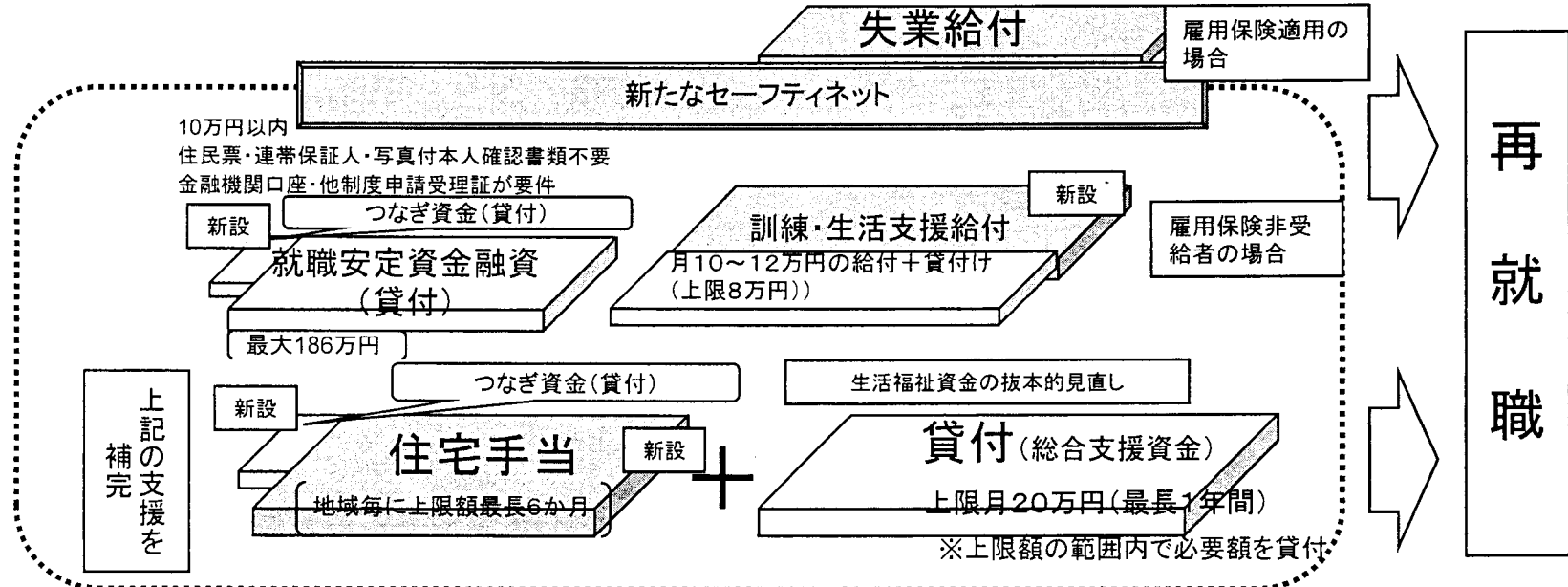
現状

○雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者が生じていることから、「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)において、住宅の継続使用、住宅・生活支援の資金貸付、雇用促進住宅の活用等を行ってきたところ。

○住居の状況については、昨年10月から本年3月までに雇止めとなり、住居状況について確認できた方(99,159人)の中で、3,216人(3.2%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

施策の概要

(1)雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



(2)ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進
自治体による旅館、空き社員寮等の借上げを支援 (10/10補助)

雇用と住居を失った者に対する総合支援策について(案)

現下の厳しい雇用情勢のもと、派遣労働者の雇い止め等により住居喪失する者の増加が更に懸念されることから、雇用対策を中心として、住居を喪失した離職者に対する対策に万全を期することが必要。

このため、以下の取組を通じて、住居を喪失した離職者に対する生活・住宅・就労に係る総合的な支援を実施。

1 住居喪失離職者に対する雇用対策

① 全国のハローワークにおける住居確保相談(20年12月から実施中)

- ・安定就職コーナー(187カ所)・キャリアアップハローワーク(5カ所)
- ・住居・就労確保支援員(226人)
- ・社員寮付きの求人紹介

② 住居を喪失した者に対する住居費・生活費の貸付(就職安定資金融資)(20年12月から実施中)

- ・住宅入居初期費用:50万円 家賃補助:月6万円(6か月) 生活費等:月15万円(6か月)

★ハローワークが本人に対して融資手続中であることの証明書を発行することにより、本人の賃貸住宅物件の探索を円滑化し入居までの期間短縮を図る(現在は、手続開始から貸付・入居まで1~2週間)

③ 雇用促進住宅の最大限活用(20年12月から実施中)

- ・全国の雇用促進住宅(空戸3.9万戸)への6ヶ月間の緊急的な入居

★(独)雇用・能力開発機構の中期目標変更(「平成23年度までに1/3の住宅を譲渡・廃止」の削除等)による雇用促進住宅活用の促進

④ 職業訓練期間中の訓練・生活支援給付の創設(雇用保険非受給者)

- ・給付と貸付により、月20万円程度の支援

⑤ 住居喪失・就職活動費不足の就職活動困難者(雇用保険非受給者)に対する民間職業紹介事業者による住居・生活・就職支援

- ・緊急人材育成・就職支援基金(仮称)による「就職活動困難者支援事業」
- ・民間職業紹介事業者による3ヶ月の生活・就職支援(支援期間中は住居の提供)

※その他事業主を通じて次の措置を実施

- 離職後、当面の間、社宅への入居を継続できるようハローワークから事業主に対して要請(20年12月から実施中)
- 離職後、当面の間、社宅への入居を継続させた事業主に対して助成(離職者住居支援給付金)
 - ・1人1月あたり4~6万円(最大6か月分)

改善

改善

新規

新規

新規

2 上記雇用対策の対象となり得ない低所得者のうち就職活動を行う者(上記給付等が終了し、なお支援が必要な者を含む)について、補完的に以下の施策を実施。

①住宅手当制度の創設

- ・対象者:住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者を対象
- ・支給要件:就労支援担当者による面接等の支援を受けて、就職活動を行っている者
- ・支給期間:6月間
- ・支給額 :地域ごとに上限額を設定 (生活保護の住宅扶助特別基準に準拠)
例 53,700円(東京都単身者)、69,800円(東京都複数世帯)

②生活福祉資金の抜本的な見直し

- ・総合支援資金(仮称)の創設
継続的な生活相談・支援(家計指導、就労支援等)とあわせて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援
1)一時生活再建費 :60万円以内
2)住宅入居費 :40万円以内
3)生活支援費 :2人以上世帯/月20万円以内(単身/15万円以内)、最長1年間
- ・生活福祉資金貸付の貸付要件の緩和
連帯保証人の要件緩和
※ 連帯保証人を確保することができない場合も生活福祉資金の貸付を受けられるようにする。
貸付利率の低減化(現行、年3%)
※ 連帯保証人を確保した場合は無利率、連帯保証人を確保できない場合は年1.5%に低減
- ・相談体制の強化
市町村ごとに利用者の相談にきめ細かく応じられるよう、貸付窓口の体制を強化する。

改善

新規

3 公的給付等による支援を受けるまでの間における「つなぎ支援策」

「臨時特例つなぎ資金貸付」(仮称)の創設

- ・公的給付等による支援を受けるまでの間、当面の生活に要する費用を、10万円を限度に貸し付ける。

ホームレス支援策の再構築について(案)

改善

①旅館・空き社員寮等の借り上げ方式による緊急一時宿泊事業の推進

・自治体が、地域の実情に応じて施設を設置できるよう、旅館・空き社員寮や簡易宿泊所等既存建築物を活用した緊急一時宿泊施設の設置を推進する。

改善

②緊急一時宿泊事業利用者に対する巡回相談事業の充実

・ホームレス自立支援員が、借り上げ方式の緊急一時宿泊事業を利用する者に対して行う巡回相談(生活相談、就職相談)について、相談体制を充実し、その自立を促進する。

住宅手当緊急特別措置事業（案）の概要について

(1)趣旨

就職活動を行って就労するためには、住民票や金融機関の口座などが必要となる場合が多く、これらを揃えるためには安定した住居が必要であること、アパート等の家賃は毎月発生する固定的経費であること等から、離職者が就職活動を安心して行うことができるよう、住宅費について給付（住宅手当）を実施する。

(2)事業実施期間

当面、平成21年度の緊急措置（平成21年10月実施予定） ※当事業については、来年度の予算要求を検討中。

(3)事業実施主体

都道府県、指定都市、中核市、その他市区町村（町村は福祉事務所を設置している町村に限る。）

(4)支給対象者

2年以内に離職した者であって、就労能力と就労意欲のあるもののうち、次のいずれかに該当する者（離職前に主たる生計維持者であった者に限る。）

- ①住居を喪失している者
- ②住居を喪失するおそれのある者（(5)の収入要件と資産要件を満たす者で、アパート、公営住宅等を賃借りしているもの。）

(5)支給要件

①収入要件

- ・ 受給者は、原則収入なしであること。ただし、当該世帯に一時的な収入等があっても、一定額（単身世帯約100万円、複数世帯約200万円。検討中）を超えない場合は支給する。

②資産要件

- ・ 受給者は、預貯金が一定額（単身世帯約50万円、複数世帯約100万円。検討中）を超えないこと。

③就職活動要件

- ・ 受給者は、常用就職の意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行っていること。
- ・ 支給期間中、受給者は、ハローワーク等の訪問、地方自治体の就労支援担当者との面談及び報告等を行うこと。

(6)支給期間

6月間

(7)支給額

地域ごとに上限額を設定（生活保護の住宅扶助特別基準額と準拠）

住宅扶助特別基準額の例	単身者	複数世帯
1-1級地(東京都)	53,700円	69,800円
2-1級地(大阪府)	42,000円	55,000円
3-1級地(鹿児島県)	24,200円	31,500円

(8)就労支援員の配置

各実施主体に、事業の効果的な実施に必要な就労支援員を配置する。

(9)補正予算案の内容

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金
○給付費及び事務費（補助率：国10/10）

308億円（18万5千人見込み）

離職者への住宅手当等に係る支援の手続の大まかな流れ（案）

- ※ 職と住まいを失い、手持ちの金銭がない者の場合。
- ※ 現在、詳細な事務手続を検討中であり、今後変更することがありうる。

- ① ハローワーク(求職者総合支援センターを含む。)の訪問
 - ・ 就職等の相談
 - ・ 就職安定資金融資の利用の検討
 - ・ 訓練・生活支援給付の利用の検討(職業訓練の受講を検討する場合)



雇用保険の受給資格がなく、さらに就職安定資金融資や訓練・生活支援給付が実施されない場合

- ② 地方自治体の訪問
 - ・ 住宅手当の利用の検討
 - ※ あわせて、都道府県社会福祉協議会による臨時特例つなぎ資金(仮称)貸付及び総合支援資金(仮称)融資の利用の検討
- ③ 地方自治体に住宅手当の申請
- ④ 都道府県社会福祉協議会(窓口は市町村社会福祉協議会)に臨時特例つなぎ資金貸付の申請。貸付実施。
- ⑤ 都道府県社会福祉協議会(窓口は市町村社会福祉協議会)に総合支援資金融資(住宅入居費及び生活支援費)の申請。住宅入居費の融資実施。
- ⑥ 不動産業者等と賃貸契約を締結
- ⑦ 住宅手当の支給開始
- ⑧ 生活支援費の融資開始



就職活動(ハローワーク、地方自治体等による就職支援)

解雇等による住居喪失者に対する「就職安定資金融資」事業について

1 目的

事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされるなどによって住居喪失状態となっている者に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの者の住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援する。

2 貸付条件

(1) 貸付対象者

次のいずれにも該当する者

- ① 事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となっている離職者
(1年前以降に離職した者に限る。今後1ヶ月以内に事業主都合離職 社員寮の退去が決定している者を含む。)
- ② 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行うこと
- ③ 貯金・資産がないこと
- ④ 離職前に主として世帯の生計を維持していた者

(2) 貸付対象費目と貸付上限額等

貸付対象費目	(細目)	貸付上限額	
①住宅入居初期費用	敷金・礼金	40万円	} 50万円
	転居費・家具什器費	10万円	
②家賃補助費		6万円×6ヶ月 ※	36万円
③生活・就職活動費	常用就職活動費	15万円×6ヶ月 ※	} 100万円
	就職身元保証料	10万円	

※は、雇用保険受給者でない者に限る。

(3) 担保・保証人

担保・保証人不要。ただし、所定の信用保証機関を利用することを条件とする。

(4) 貸付利率

1.5% (信用保証料を含む)。

2 貸付条件

(5) 返済方法

元金据え置き6ヶ月。10年以内に元利均等月賦償還（最終弁済時年齢65歳）。

(6) 返済免除

貸付6ヶ月後までに雇用保険一般被保険者として就職していた場合は、返済額のうち次の相当額を免除。

返済免除対象項目	返済免除額
① 「住宅入居初期費用」のうち「敷金」をのぞく額	貸付額の100%相当額
② 「生活・就職活動費」	貸付額の50%相当額

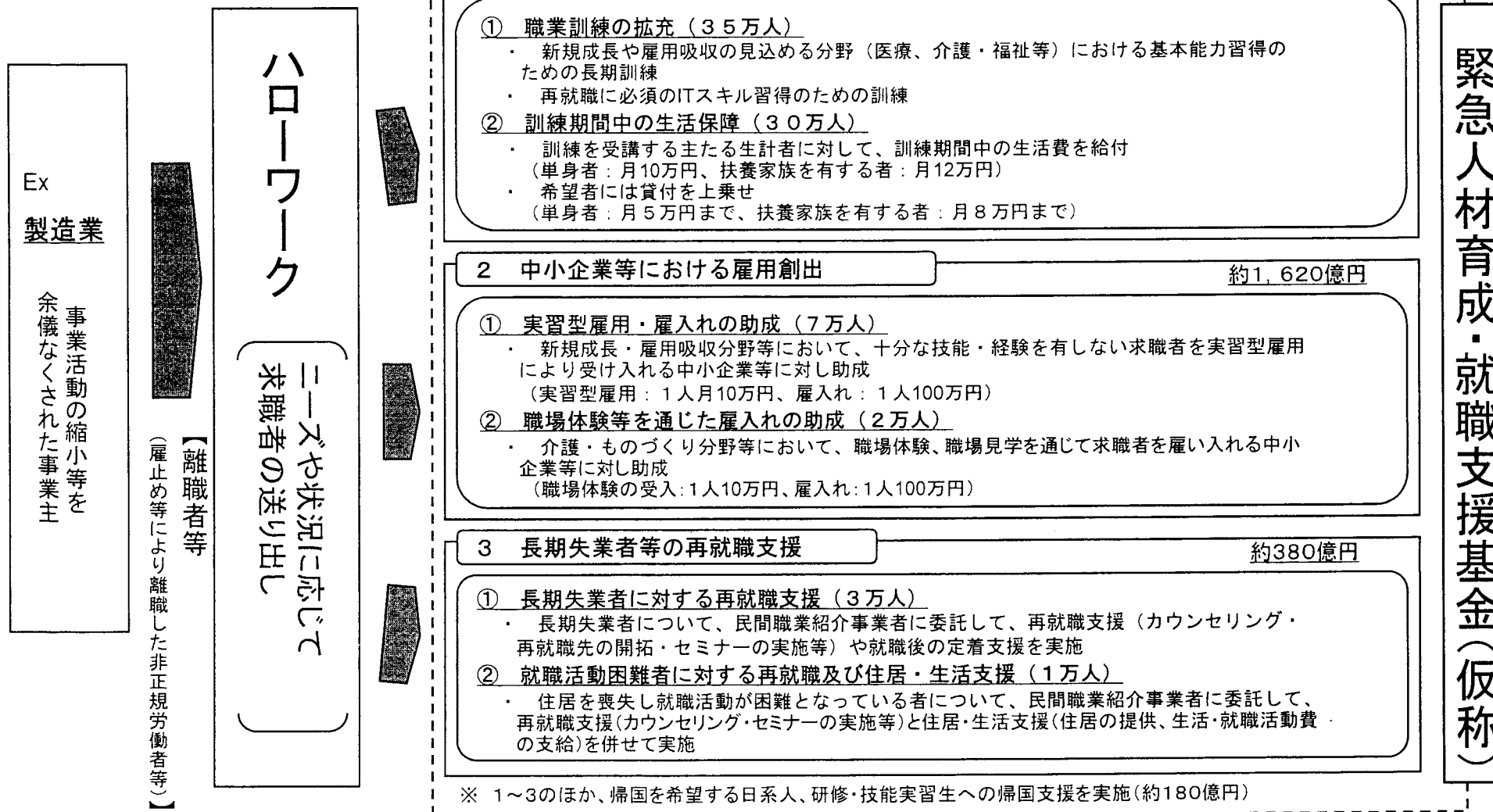
3 手続き

- 貸付希望者はハローワークへ出向き、住居と安定就労の確保を図るための相談を受ける
- 離職と住居喪失の事実に関する離職した事業所の事業主による証明や、入居予定の賃貸住宅等に関する確認書類をとりそろえてハローワークの確認を得る
- 確認書類を添えて労働金庫店舗へ出向き、審査を経て貸付を受ける
（審査の結果、貸付を受けられない場合がある）
- 貸付金によって賃貸住宅へ入居し、再就職活動を進める 事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされる などによって住居喪失状態となっている者に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの者の住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援する。

○ 緊急人材育成・就職支援基金(仮称)の概要

7,000億円

○ 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。



4 生活保護制度における子どもの 健全育成のための支援

生活保護制度における子どもの健全育成のための支援

1 趣旨・目的

- 生活保護制度における教育支援については、平成16年の社会保障審議会生活保護制度の在り方に関する専門委員会の提言を踏まえ、平成17年度に高等学校等就学費を創設して子どもの高等学校等への進学を支援するなど、生活保護の有子世帯の自立を支援する観点から、これまでもその充実を図ってきたところ。

【参考】生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年12月)

「高校進学率の一般的高まり、『貧困の再生産』の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校修学が有効な手段となっているものと考えられる。このため、生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」

- 近時、「子どもの貧困」が社会問題化しつつあり、生活保護制度に関する国と地方の協議の場においても、生活保護における「貧困の連鎖」が問題として挙げられ、本年3月に取りまとめられた報告書において、教育支援の強化及び教育扶助・生業扶助(高等学校等就学費)の拡充が指摘されたところ。

【参考】生活保護制度に関する国と地方の協議とりまとめ(平成21年3月)

「生活保護世帯における若齢世代の自立支援を充実させるため、教育部門との連携、支援体制の強化、教育扶助・生業扶助(高等学校等就学費)の拡充等による総合的な取組について検討する必要がある。」

- 今般、内閣総理大臣から、「新しい経済対策」の策定指示に際して、子育て支援や、子ども・若者支援は、高齢者に比較して手薄であるとの指摘があるとともに、その充実への要望も強いことから、国民の要望を踏まえて、真に必要な層への効果的な政策を検討するよう指示があった。これを受けて、政府与党による「経済危機対策」においては、中長期的な成長を図るための「成長戦略」に、子育て・教育支援の一環として、「生活保護制度における子どもの健全育成支援」が盛り込まれたところ。

【参考】経済危機対策(平成21年4月)

Ⅱ. 成長戦略—未来への投資

2. 健康長寿・子育て

(3) 子育て・教育支援

- ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充
 - ・ 生活保護制度における子どもの健全育成支援

- これらを踏まえ、被保護世帯の子どもの健全育成を支援するための費用を平成21年度補正予算案に盛り込んだところ。

2 具体的内容

①子どもの健全育成プログラム(仮称)の策定・実施 (7月実施予定)

約21億円

福祉事務所に専門相談員を配置の上、①子どもやその親が日常的な生活習慣を身に付けるための支援、②子どもの進学に関する支援、③引きこもりや不登校の子どもに関する支援などを、福祉事務所と地域の社会資源等が連携して取り組むプログラムを策定・実施し、被保護世帯の子どもが健全に育成される環境を整備する。

(想定している専門相談員の例)

子どもの教育や児童福祉に関する専門知識を有する者

②子どもの学習支援のための給付の創設 (7月実施予定)

約42億円

子どもの家庭内学習やクラブ活動参加を促進するための新たな給付を創設することにより、子どもの学習及び健全育成を支援する。

[基準額(月額)]

○小学生 : 2,560円

○中学生 : 4,330円

○高校生等 : 5,010円

現状

- 女性の社会進出の増加に伴い待機児童が増加に転じたところ。さらに、昨今の厳しい経済・雇用情勢の下等において、待機児童の増加をはじめとする、子ども・子育て家庭を取り巻く環境が変化
 (参考)平成20年4月1日現在、待機児童約2万人
- がん検診の重要性に対する認識の不足、女性特有のがんによる死亡者数の増加、女性特有の健康支援ニーズの顕在化
 (参考)子宮頸がんによる死亡者数:2,441人 乳がんによる死亡者数:11,323人(平成19年 人口動態統計)
- また、景気悪化に伴う、授業料の支払いが困難な学生等の増加、就職内定取消しなど学生の雇用の不安定化
 (参考1)私立大学の授業料減免等に対する私学助成による支援
 補助対象学生数 平成18年度:20,334人 → 19年度:21,110人 → 20年度:22,794人
 (参考2)大学等の学生の就職内定取消しの状況(平成21年3月1日現在)
 内定取消しを受けた学生数:1,155人(うち、就職活動中の者:357人、留年予定の者:126人)
 内定辞退の示唆などの連絡を受けた学生(1,052人)のうち内定を辞退した学生数:496人

施策の概要

- 不況下の子育て世代支援(現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳、年3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施)(1,250億円程度)
- 安心子ども基金の拡充(1,000億円→2,500億円程度)等による地域における子育て支援の拡充やひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充等
 - ・新待機児童ゼロ作戦の集中的実施による保育サービス等の充実(保育の広域的な利用の促進、賃借物件の対象拡大、保育所の耐震整備等)
 - ・地域子育て支援の充実等(地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充)
 - ・ひとり親家庭等への資格習得支援、在宅就業支援等
 - ・児童養護施設等の生活環境改善、退所児童の生活・就業支援等
- 女性特有のがん対策の推進(200億円程度)
 - ・一定の年齢に達した女性に対し、検診手帳を交付するとともに、子宮頸がん及び乳がんの検診の無料クーポン
 - ・女性の健康支援の拡充
- 教育費負担への支援(経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免 奨学金事業等への緊急支援等)(600億円程度)
- 内定取消し問題に対応した大学等の相談体制の充実等、就職支援の強化

施策の効果

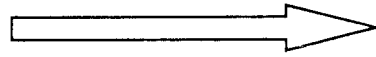
- 平成29年度末までに保育サービス利用率(3歳未満児)を20%→38%にUP
- 雇用創出効果20万人程度(今後10年間)
- 教育費負担への支援により、学生・生徒達が安心して学べる環境に

5 自立支援の充実・強化

生活保護受給者に対する自立支援の推進

○ 生活保護の目的

- ・ 最低生活費の支給
- ・ 自立の助長



○ 自立の助長の内容

- ・ 経済的自立 → 就労 等
- ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
- ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

○ 自立支援プログラム導入の背景

- ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
- ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足

自立支援プログラムの導入(平成17年度～)

- 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた個別プログラムを自治体が策定
- 個々の被保護者に必要なプログラムを選定し、関係部署、保健所、医療機関、福祉施設、NPO等と連携し自立支援を組織的に実施

※ 自立支援プログラムの例

- ・ 稼働能力を有する者（経済的自立の支援）
→ 就労支援員（職安OB等）を福祉事務所に配置し、就労支援を行う。
- ・ 長期入院中の者（日常生活自立の支援）
→ 嘱託医等、医療機関等と連携し、退院を促進する。
- ・ 高齢者等（社会生活自立の支援）
→ 社会福祉協議会、保健師、NPO法人等と連携し、傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持する。

1 自立支援プログラムの運用方針

【平成18年度の運用方針】

- 全自治体で、自立支援プログラムを少なくとも1つ策定

【平成19年度の運用方針】

- 全自治体で、就労支援に関するプログラムを策定
- 生活保護受給者等就労支援事業の積極的な活用
- 稼働能力判定会議の設置

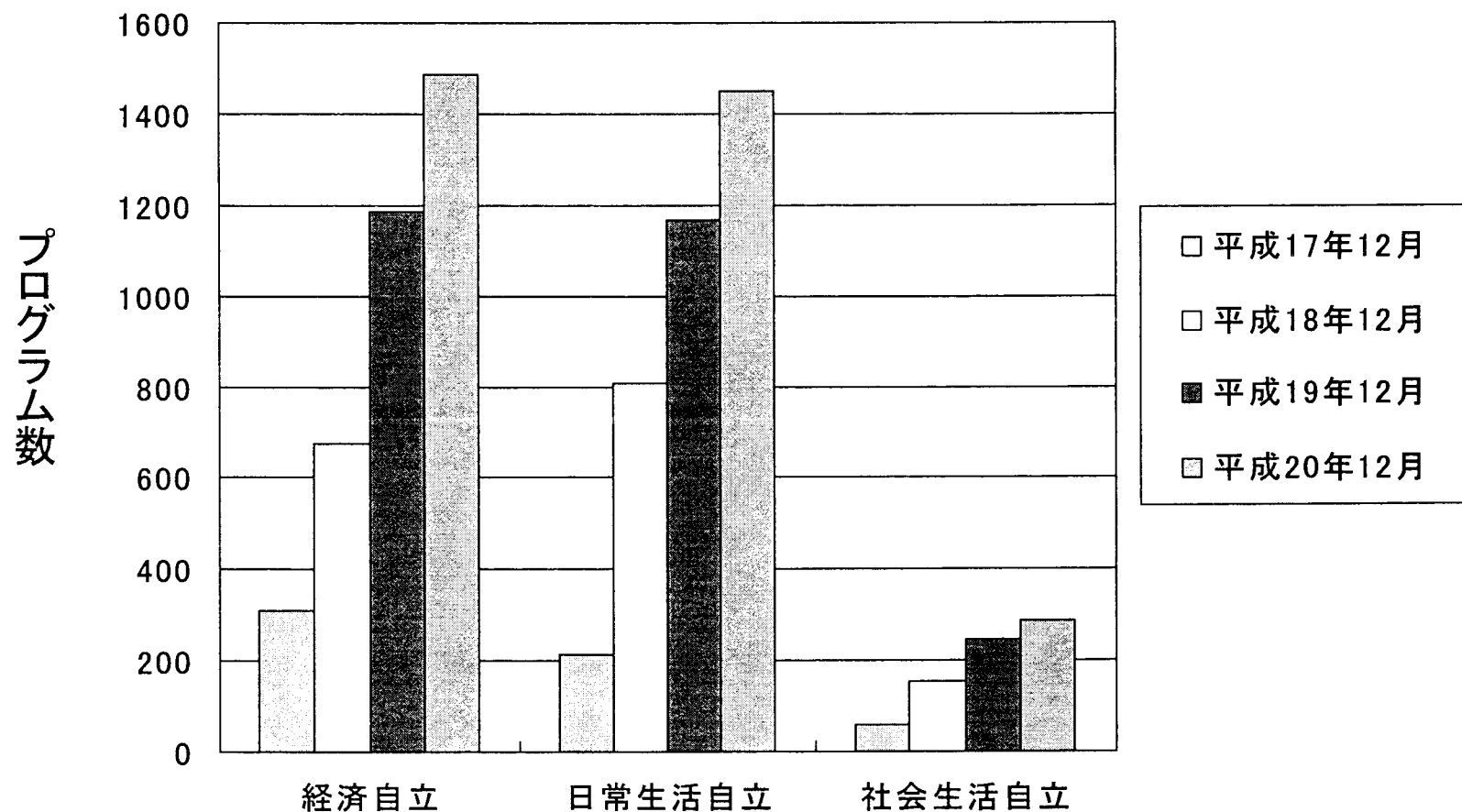
【平成20年度の運用方針】

- 全自治体で、債務整理に関するプログラムを策定
- 生活保護受給者等就労支援事業を一層活用し、自治体独自のプログラムと本事業を連動させた仕組の構築
- 稼働能力判定会議の設置・運営の積極的な取組
- 自立支援業務に関する研修の充実

【平成21年度の運用方針】

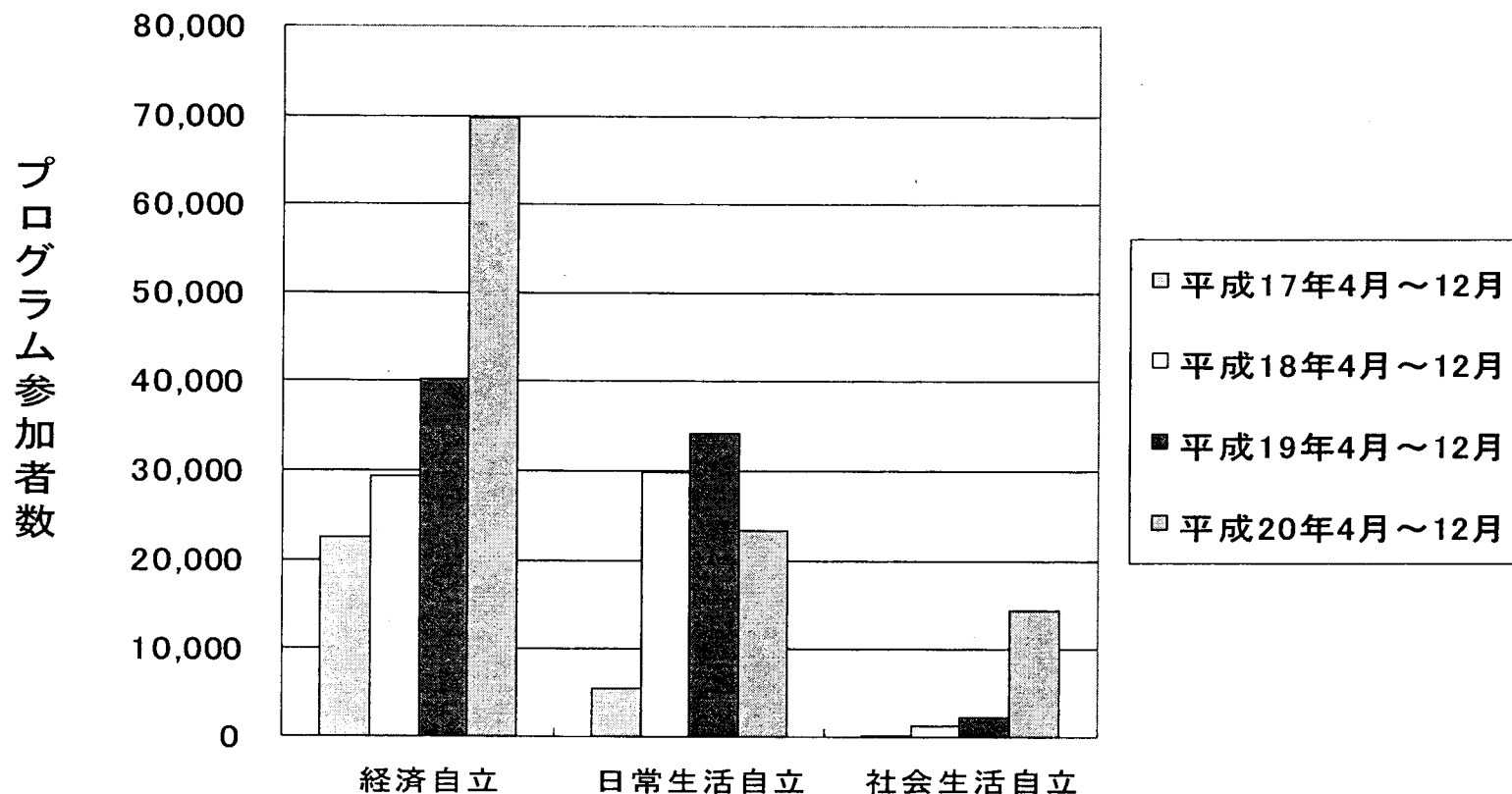
- 母子世帯に対する就労支援等に関するプログラムの充実・強化
- 就労意欲の低い者等に対する就労意欲喚起等支援事業の活用
- 自立支援業務に関する研修の更なる充実
- 子どもの健全育成に関するプログラムの作成・実施

2 自立支援プログラムの策定状況



	平成17年12月		平成18年12月		平成19年12月		平成20年12月	
策定済み個別支援プログラム数	585	100.0%	1,638	100.0%	2,592	100.0%	3,221	100.0%
経済自立に関するもの	311	53.2%	675	41.2%	1,183	45.6%	1,484	46.1%
日常生活自立に関するもの	214	36.6%	808	49.3%	1,165	44.9%	1,448	45.0%
社会生活自立に関するもの	60	10.3%	155	9.5%	244	9.4%	289	9.0%

3 自立支援プログラムの実施状況



	平成17年4月～12月	平成18年4月～12月	平成19年4月～12月	平成20年4月～12月
経済自立に関するもの	22,485	29,347	40,195	69,720
日常生活自立に関するもの	5,497	29,853	34,288	23,401
社会生活自立に関するもの	226	1,355	2,212	14,433
合計	28,208	60,555	76,695	107,554

※平成20年度より、ホームレスに関するプログラムを日常生活自立から社会生活自立に組み替えるなど、集計上の変更を行っている。

4-1 就労支援プログラムの策定状況

【 平成19年度の運用方針 】

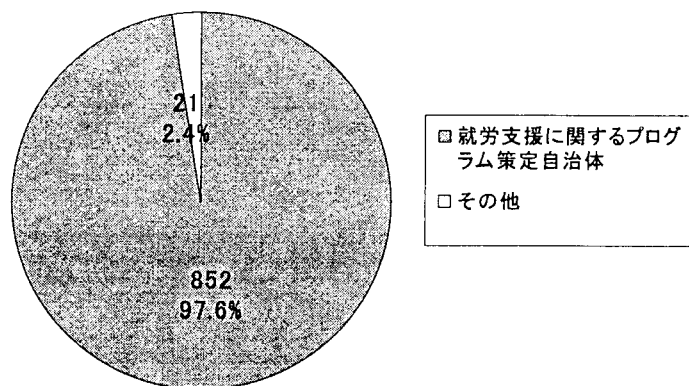
- 全自治体で就労支援に関するプログラムを策定

【 就労支援に関するプログラム策定状況 】

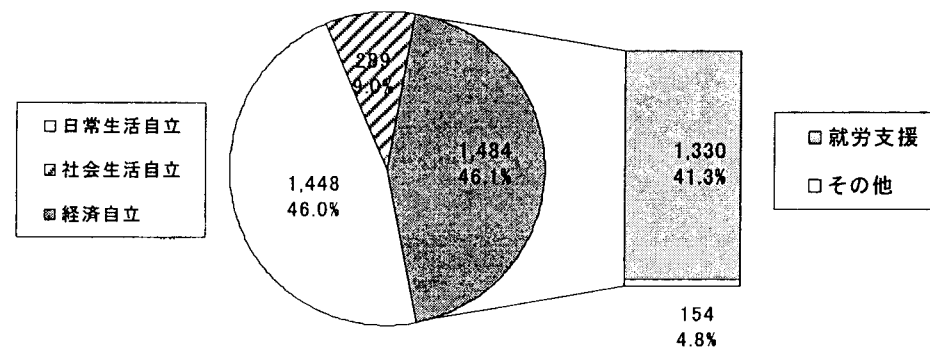
	平成18年12月		平成19年12月		平成20年12月	
就労支援に関するプログラム策定済自治体数	422	49.2%	730	84.1%	852	97.6%
就労支援に関するプログラム未策定自治体数	435	50.8%	138	15.9%	21	2.4%
就労支援に関するプログラム数	620		1,143		1,330	

【 平成20年12月 就労支援に関するプログラム策定状況 】

就労支援に関するプログラム策定自治体の状況



就労支援に関するプログラム策定数の状況



4-2 生活保護受給者等就労支援事業の創設(平成17年度～)

○ 福祉事務所等とハローワークが連携し、被保護者の就労を支援

[福祉事務所]

- 生活保護受給者・児童扶養手当受給者の中から、支援対象者を選定し、ハローワークへ支援要請
- 支援対象者は、稼働能力を有し、就労意欲が高い者(母子家庭の母、リストラされた者等)で早期に適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込める者

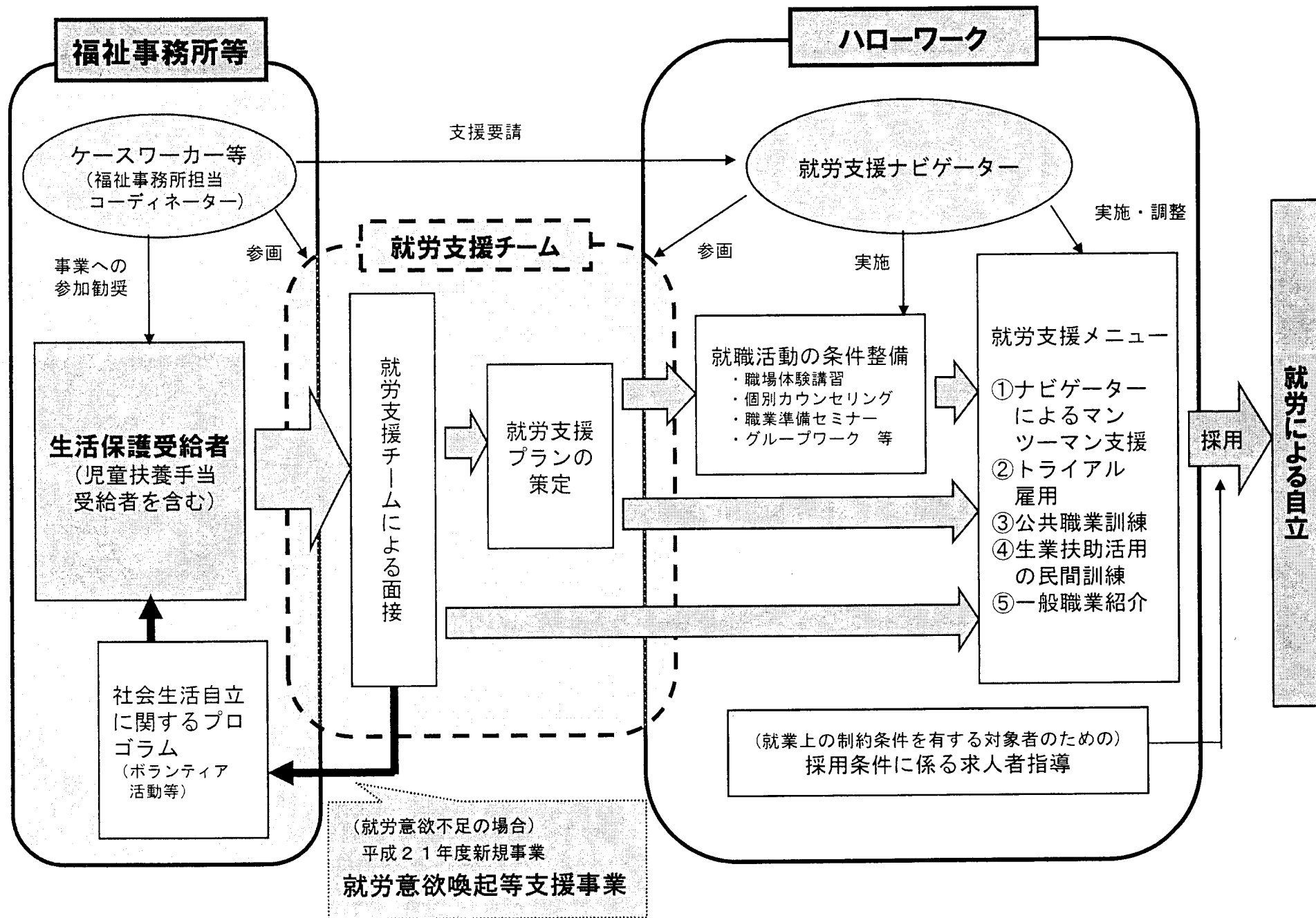
[ハローワーク]

- ハローワークの担当者が、福祉事務所等の担当者(ケースワーカー等)の同席の上で支援対象者に面接
- 支援対象者の態様に応じ、面接指導、職業訓練等を実施

○ 実施状況

	支援対象者(人) [A]			就職件数(人) [B]			就職率 [B] / [A]		
	生活保護受給者	児童扶養手当受給者	計	生活保護受給者	児童扶養手当受給者	計	生活保護受給者	児童扶養手当受給者	計
平成17年度	9,011	169	9,180	3,007	76	3,083	33.4%	45.0%	33.6%
平成18年度	10,586	1,284	11,870	5,535	655	6,190	52.3%	51.0%	52.1%
平成19年度	9,919	2,503	12,422	5,315	1,426	6,741	53.6%	57.0%	54.3%
累計	29,516	3,956	33,472	13,857	2,157	16,014	46.9%	54.5%	47.8%

ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労支援事業



4-3 就労支援の成果

○ 就労支援により約22,300人(平成19年度)が新規就労・増収を実現

(単位:人)

	新規就労	増収	合計
1 福祉事務所による就労支援プログラム	14,025 (77%)	4,146 (23%)	18,171 (100%)
2 ハローワークとの連携事業 (生活保護受給者等就労支援事業)	2,974 (71%)	1,207 (29%)	4,181 (100%)
合計	16,999 (76%)	5,353 (24%)	22,352 (100%)

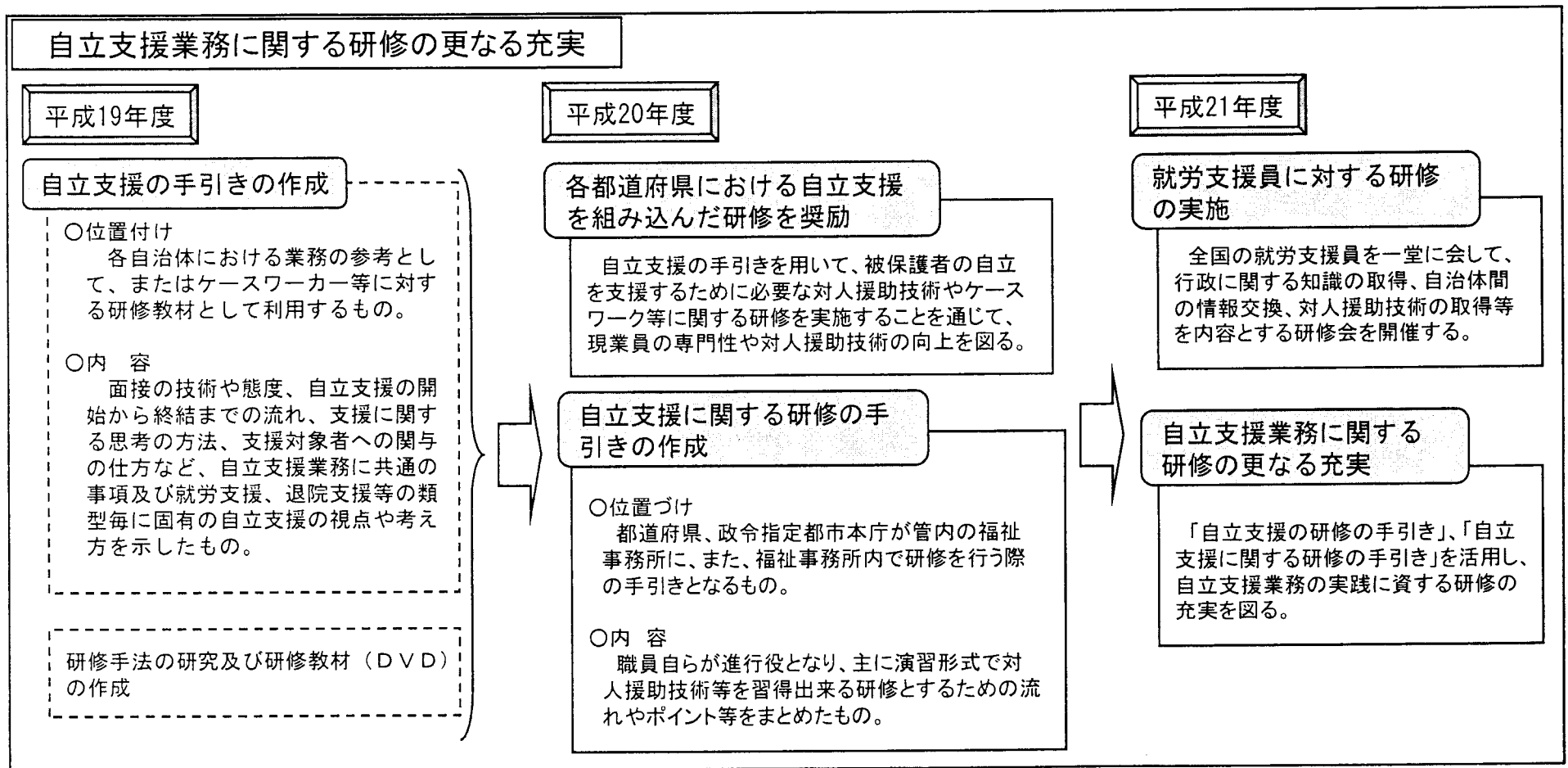
(平成19年度実績)

(注1)福祉事務所による就労支援プログラムの参加者は、49,000人。

(注2)前々頁の就職者数とハローワークとの連携事業の新規就労・増収の合計に差異があるのは、同一の参加者が就職と退職を複数回繰り返した場合、前頁は延人員、本頁は実人員でカウントしているため。

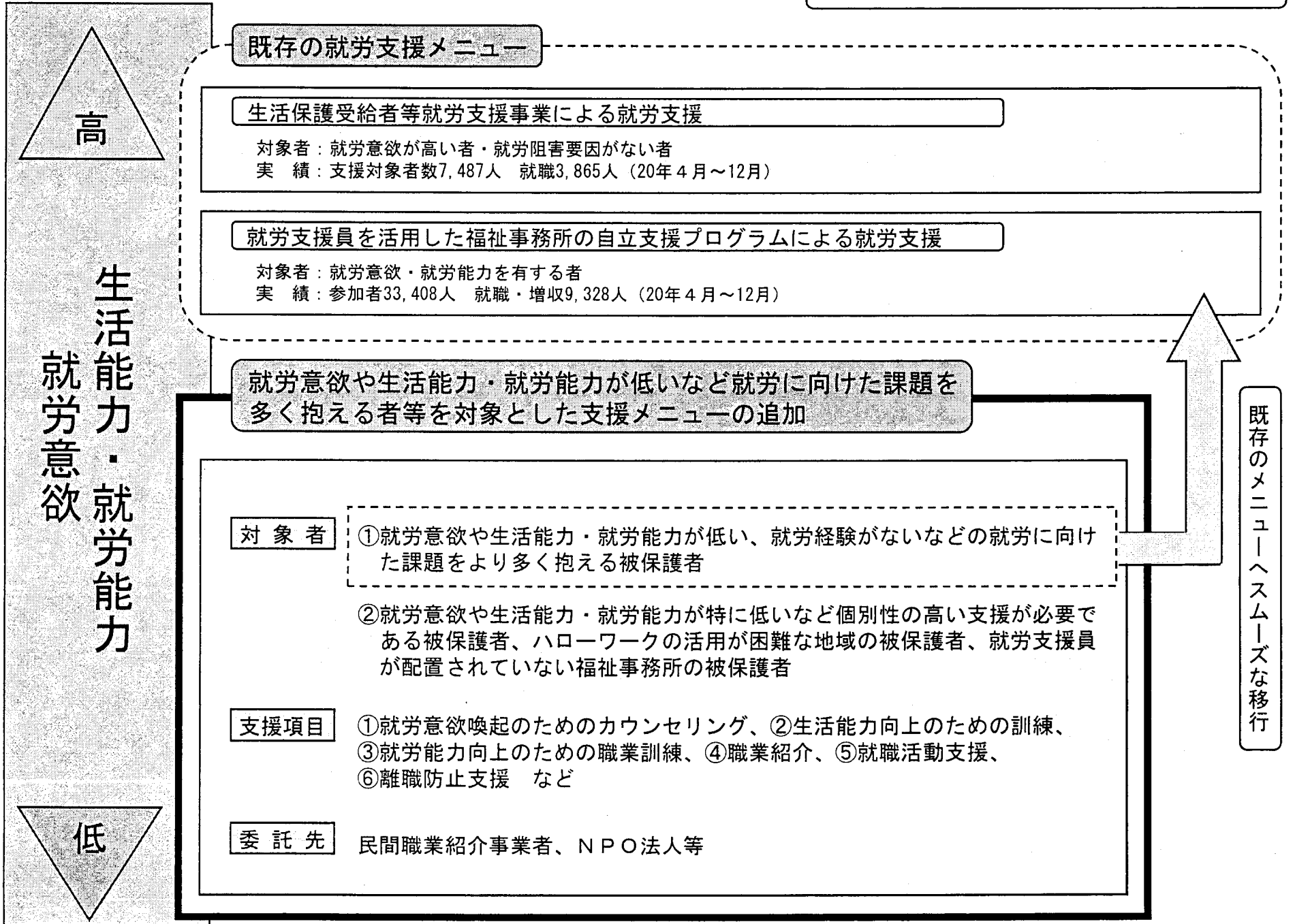
5 平成21年度の自立支援プログラムの運用方針

- 母子世帯に対する就労支援等に関するプログラムの充実・強化
- 自立支援業務に関する研修の更なる充実
- 就労意欲の低い者等に対する就労意欲喚起等支援事業の活用
- 子どもの健全育成に関するプログラムの作成・実施



6 就労意欲喚起等支援事業の実施について

セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニュー事業



6 漏給防止・濫給防止対策の推進

漏給防止対策・濫給防止対策について

漏給防止

- 1 保護の相談における適切な窓口対応等について 【保護の実施要領改正（平成20年度）】
 - 申請権の尊重を指導
「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行うこと」
- 2 「辞退届」に基づく保護廃止の取扱いについて 【保護の実施要領改正（平成20年度）】
 - 本人の任意かつ真摯な意思に基づかない「辞退届」を強要しないよう指導
「「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできない」
- 3 現在地保護の徹底 【「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」平成21年3月18日 保護課長通知】
 - 住まいのない者に対する保護の実施責任について明記
「生活保護法第19条第1項第2号は、「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」について、その福祉事務所に保護を決定し、実施するものと定めている。このため、「住まい」のない者については、その現在値を所管する保護の実施機関が生活保護の申請を受け付けることになる。」
「保護の実施機関においては、相談者の意に反して他の自治体への移動を勧める行為は認められないものであり、相談を受けた現在値の実施機関が必要な支援を行われたい。」

濫給防止

- ・ 金融機関等の関係先調査の実施
- ・ 暴力団員への生活保護の不適用(警察との連携)
- ・ 年金担保貸付利用者への対応
- ・ 課税調査の徹底及び早期実施
- ・ 現業員等による生活保護費詐取等の不正防止
- ・ 不正受給事案の告訴等の手順の明確化

「生活保護行政を適正に運営するための手引」のポイント

位置付け

生活保護行政の適正運営の観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、業務の流れに沿って関連事項を整理した手引

記載内容

I 申請相談から保護の決定までの対応

- 届出義務の遵守
- 収入申告書等の徴取
- 関係先調査の実施
 - ・ 金融機関等に対する資産の調査に関する個人情報保護法との関係や留意事項を明記
- 暴力団員に対する生活保護適用の考え方
 - ・ 暴力団員に対しては保護を適用しないこと
 - ・ 暴力団員該当性の確認等に関する警察との連携要領
- 年金担保貸付利用者への対応
 - ・ 生活保護受給中の者には年金担保貸付を行わない
 - ・ 過去に年金担保貸付を受け、それが原因で生活保護を受給した者が再度貸付を受けた場合は生活保護を適用しない

II 指導指示から保護の停廃止までの対応

- 法第27条に基づく指導指示と保護の変更・停止・廃止
- 稼働能力のある者に対する指導指示
- 履行期限を定めた指導指示
 - ・ 指導指示に履行期限を付し、期限までに履行されない場合には保護の廃止等を行う方法を明記

III 受給中の収入未申告等への対応

- 収入未申告が疑われる場合の対応
- ケース診断会議等の開催による対応内容の判断

IV 費用返還・徴収及び告訴等の対応

- 費用返還・費用徴収処分の適用の判断
- 費用徴収の方法
- 不正受給事案の告訴等の手順
 - ・ 告訴等に際しての考慮事項、警察との連携要領

生活保護に係る会計検査院からの指摘

不当事項 2事項

「平成19年度決算検査報告の概要」(平成20年11月 会計検査院)より抜粋

生活保護費負担金の経理が不当

2 検査の結果

7都府県の14事業主体は、生活保護費負担金の算定において、被保護世帯から事実と相違した届出がなされ、これにより収入を実際の額より過小に認定するなどして保護費の額を決定していたり、返還金等の調定額の算出が適切でなかったり、架空の保護費を国庫負担対象事業費に含めていたりしていたため、国庫負担金97,194,586円が過大に交付されていて不当と認められる。
(略)

※当局が講じた措置

上記についての指摘に基づき、厚生労働省は21年3月に該当事業主体に対して生活保護費国庫負担金交付額確定通知書などを発し、過大交付額について返還させることとした。

生活保護費負担金の経理において、医療扶助に係る通院移送費の支給が適正に行われていなかったため、国庫負担金の交付が過大

2 検査の結果

検査したところ、北海道滝川市では、被保護世帯Aに対して、世帯主及び配偶者の病院への通院に必要であるとして通院移送費を支給しており、その際ストレッチャー付タクシーによる通院を認めていた。しかし、同市福祉事務所の世帯主及び配偶者に対する通院移送費の支給に関する判断は、同市内のC病院で治療可能であるにもかかわらず、札幌市内の医療機関への移送を認めたものであり、それに基づいた通院移送費の支給は保護基準に定めた「移送に必要な最小限度の額」に違反した取扱いとなっていた。その結果、滝川市福祉事務所の被保護世帯Aに対する通院移送費の支給が過大となっており、これに対する負担金計179,145,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

※当局が講じた措置

上記についての指摘に基づき、厚生労働省は21年3月に該当事業主体に対して生活保護費国庫負担金交付額確定通知書などを発し、過大交付額について返還させることとした。

会計検査院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1事項

生活保護事業の実施に当たり、事業主体に被保護者の収入把握を適切に行わせることなどにより、生活保護費負担金の交付が適正なものとなるよう改善させたもの

2 検査の結果

課税資料はおおむね毎年7月に閲覧可能となっていて、閲覧可能となった後速やかに課税調査を実施すれば、遅くとも8月には収入認定は可能であったと認められる。

しかし、検査した47都道府県の270事業主体の293福祉事務所のうち、47都道府県の212事業主体の234福祉事務所は、課税調査を8月以降に実施していたり、また、課税調査に対する査察指導員等の点検体制が十分でなかったなどのため調査漏れを生じたりなどしていた。

このため、被保護者が前年から引き続き就労していて、7月以降も未申告の就労収入等が継続して発生しているのに、8月時点でもなお収入認定が行われていないなど、適正な収入認定が行われていないものが1,958世帯、計8億1473万余円あり、負担金6億1105万余円が過大に交付されていた。このうち、46都道府県の151事業主体の159福祉事務所に係る604件、計5億0680万余円（これに係る負担金相当額3億8010万余円）は、課税調査時の調査漏れなどの理由により複数年度にわたって被保護世帯の未申告の就労収入等が認定されていなかった。

また、上記1,958件の未申告の就労収入等の額については、前記のとおり、事業主体が被保護者から徴収金として徴収することとなるが、滞納となっているものが811件（20年6月末時点での滞納額計9600万余円）あり、これらについては、今後も事業主体が被保護者から徴収できなかった場合、不納欠損処理を経て最終的に国がその額の4分の3を負担することになる。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、20年10月に各事業主体に対して通知を発するなどして、事業主体において課税調査を速やかにを行い収入認定が適正に行えるような事務処理体制の整備を図るような処置を講じた。

ア 生活保護業務の実施方針に基づく事業計画において、課税調査を6月以降、各自治体で課税資料の閲覧可能な時期に速やかに実施することを明記して、早期に調査を実施するよう指導した。

また、調査の結果、未申告の収入が判明した場合には、その後も収入を継続して得ているか否かについて速やかに確認して、現在も継続して収入があることが判明した場合には、迅速に認定処理を行い、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させるよう指導した。

イ 課税調査の実施漏れや実施の遅れなどの事態を防止するため課税調査の進行管理が組織的に行われるよう、課税調査を的確に行う点検体制の整備を図るよう指導した。

ウ 厚生労働省及び都道府県等が実施する指導監査の際に、課税調査の実施時期、課税調査の点検体制等について確認して、福祉事務所に対する指導を徹底することとした。

意見を表示し又は処置を要求した事項 1事項

生活保護事業の実施における詐取等の事態の防止について（厚生労働大臣あて）

2 検査の結果

30 都道府県 173 事業主体の 212 福祉事務所において検査したところ、次のとおり、210 福祉事務所において、内部統制が十分に機能していないなどの事態が見受けられた。

19 都道府県 35 事業主体の 43 福祉事務所において、現業員等による詐取等が 46 件、計 2 億 0566 万余円（国庫負担金相当額 1 億 4237 万余円）見受けられ、現業員等による詐取等が毎年発覚している。

（略）

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

厚生労働省において、現業員等による詐取等の防止等のため、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 事業主体に対して、福祉事務所における保護費の支給等の事務処理に関して、現業員等が自ら行うべき事務の範囲、決裁権者等を内部規程等の文書により明確にして徹底を図ること、また、現業員の現金取扱いに関する事項、現業活動の把握等の各点検項目を明確にすること

イ 窓口払いが行われている福祉事務所について、防犯上等のために窓口払いの必要性について検討して、窓口払いの縮減に努めること、また、現業員の出納業務への関与を縮減するよう事務処理の方法について見直しを行うこと

ウ 厚生労働省、都道府県等が実施する指導監査の際に、保護費の支給事務等における内部統制等の実施状況を確認して、福祉事務所に対して指導を徹底すること

エ 詐取等の事案の発生状況を直ちに把握する体制を整備するとともに、全国会議等の場において、法令等の理解及び遵守に対する認識の徹底に加えて再発防止対策が十分執られていると認められる優良事例を取り上げるなどして、事案の要因、再発防止対策等を紹介すること

オ 負担金の精算に当たり、速やかに精算を行うよう指導するとともに、詐取等に係る保護費、返還金等が国庫負担の対象とならないように、返還金等の調定額に計上しつつ、不納欠損額に計上しないなどの精算方法を採用することを交付要綱等で明示すること

「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」の概要

平成21年3月9日 保護課長通知

- ア 現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金の管理、現業員等の現金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等を整備するよう指導し、生活保護費の窓口払いが行われている実施機関については、窓口払いの必要性を検討し、可能な限り縮減を図ること。また、現業員の出納業務への関与の縮減を検討し、事務処理方法の見直しを図るよう指導すること。
- イ 査察指導員等が、被保護世帯の生活指導等の現業活動の把握、課税調査結果、保護決定通知書の送付等の点検など、現業員等の事務処理の審査や業務の進行管理を徹底するよう指導すること。また、被保護者等からの生活保護費、返還金等に関する問い合わせの受付体制の整備を図るよう指導すること。
- ウ 生活保護費の支給事務においては、決裁権者は担当員の起案内容について十分な審査を行い、自らの決裁を経た上で、適切に支給されるよう徹底するとともに、電算システムを導入している実施機関においては、支給決定に当たっての決裁機能を活用する方法により、決裁権者が電算システム上で内容確認を行った上で支出を行うよう指導すること。
- エ 現業員等による詐取等不正事案が発生した場合は、直ちに厚生労働省へ報告し、履行状況が不十分な場合は改善のための必要な技術的助言を行うこと。
- オ 現業員等の個人的な詐取、領得事案に係る国庫負担金の精算については、発生年度ごとに交付額の再確定を行う。ただし、実施機関の組織的な関与が認められる詐取、領得事案については、交付決定の取消を行う。
また、事務け怠、亡失事案に係る国庫負担金の精算については、国庫負担金の精算時において、当該年度分として一括計上し精算すること。

不正受給の状況

1 不正受給件数、金額等の推移

年度	不正受給件数	金額	1件当たり金額
	件	千円	千円
15	9,264	5,853,929	632
16	10,911	6,203,505	568
17	12,417	7,003,465	564
18	14,669	8,976,185	612
19	15,979	9,182,994	575

資料：生活保護の現況と課題(平成19年度は監査実施結果報告)

2 不正内容の内容

内訳	平成19年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	8,884	55.6
稼働収入の過小申告	1,842	11.5
各種年金等の無申告	2,116	13.3
保険金等の無申告	559	3.5
預貯金等の無申告	263	1.6
交通事故に係る収入の無申告	273	1.7
その他	2,042	12.8
計	15,979	100.0

資料：平成19年度監査実施結果報告

3 不正受給発見の契機の状況

照会、調査	通報、投書	その他	計
(89.5%)	(6.3%)	(4.2%)	(100.0%)
14,307件	1,007件	665件	15,979件

資料：平成19年度監査実施結果報告

(注) 1. 「照会、調査」とは、福祉事務所が被保護世帯、勤務先、生命保険会社、税務官署、社会保険事務所等の関係先に対する照会や訪問調査を行ったもの並びに監査指摘等によるものである。

2. 「通報、投書」とは、他の福祉事務所、一般住民、民生委員等からの通報、投書である。

3. 「その他」とは、新聞報道等によるものである。

4 具体例

○稼働収入の無申告

傷病のある世帯主(59歳)は、平成16年4月から18年7月までの間、タクシー会社に就労していたにもかかわらず、無就労として申告していたため、3,551千円の保護費が過大支給となったもの

○稼働収入の過小申告

世帯員である妻及び子は、平成12年4月から18年6月までの間、ボウリング場等での稼働収入である9,534千円のみを申告していたが、実際には妻が別に清掃会社等でも就労しており、そこでの稼働収入3,933千円が過小申告となっていたため、3,933千円の保護費が過大支給となったもの

○年金収入などの無申告

世帯主(65歳)は、平成15年2月から17年12月までの間に受給した特別支給の老齢厚生年金2,082千円や平成15年2月から6月までの間に受給した雇用保険の求職者給付645千円などについて申告していなかったため、3,812千円の保護費が過大支給となっていたもの

7 生活保護事務のIT化の推進

生活保護業務データシステムについて

背景

近年、生活保護受給世帯が増加し続けており、また、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化、複雑化している。

このように、福祉事務所を取り巻く環境が変化している中、適切な生活保護行政を推進していくためには、国、自治体及び福祉事務所において生活保護に関するデータの分析を行うことが不可欠となっている。

また、生活保護受給世帯の増加に伴う業務量の増加に対応するためにも、福祉事務所においては、生活保護業務のIT化を図り、生活保護業務の効率化を図ることが重要となっている。

生活保護業務データシステム

福祉事務所の生活保護システムを活用し、福祉事務所及び自治体のデータを一括して定期的に収集し、厚生労働省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築

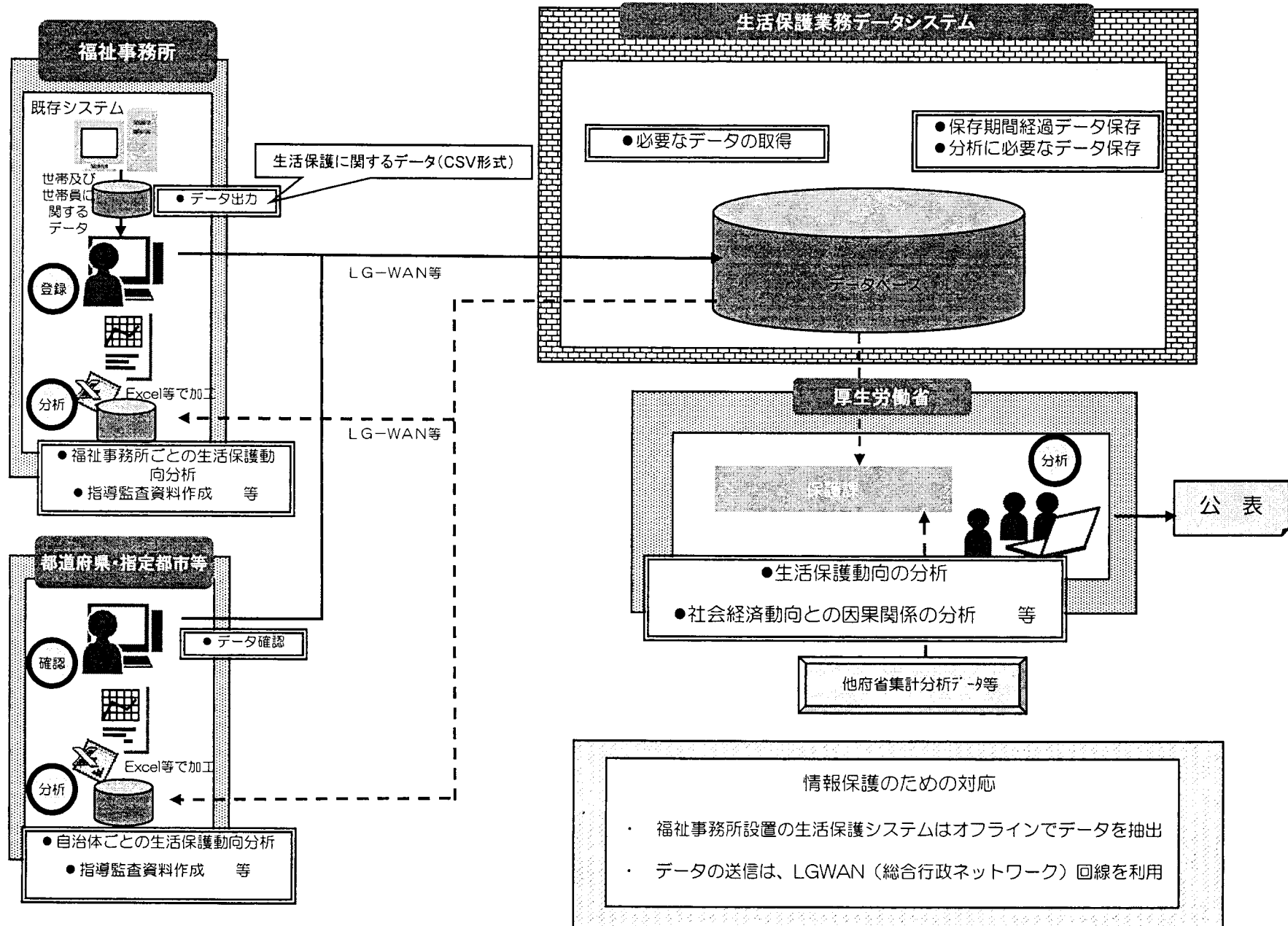
より詳細な生活保護動向の分析

生活保護行政の適正運営の推進及び政策の企画立案等に活用

生活保護業務データシステム導入のメリット

- ①保護動向、生活関連指標の随時把握が可能
- ②データの自動集計により調査、報告関係業務の効率化が可能
- ③長期のデータを保存することにより、容易に経年のデータの抽出及び分析が可能(データバンク化)
- ④多様なデータを1つに集約することにより、従来は困難であった福祉行政報告例データと一斉調査のクロス集計や福祉事務所単位での分析が容易になるなど、より多くの集計及び分析が可能
- ⑤福祉事務所のIT化の促進により、福祉事務所での情報の共有化及びペーパーレス化が可能となり、生活保護業務の効率化が期待できること

生活保護業務データシステム概念図



収集予定の生活保護関係データ

- 社会福祉行政業務報告(社会福祉行政報告例)に関連するデータ
- 被保護者全国一斉調査(基礎)に関連するデータ
- 被保護者全国一斉調査(個別)に関連するデータ
- 県、政令市、中核市及び福祉事務所に関連するデータ
(管内世帯数、管内人口など)

レセプトのオンライン請求に対する対応について

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部）において、医療機関・薬局と審査支払機関の間及び審査支払機関と保険者との間のレセプトの提出及び受領について、**遅くとも2011年度(平成23年度)当初から原則として全てのレセプトについてオンラインで提出及び受領しなければならない**ものとされた。

(参考) レセプトオンライン請求の導入スケジュール

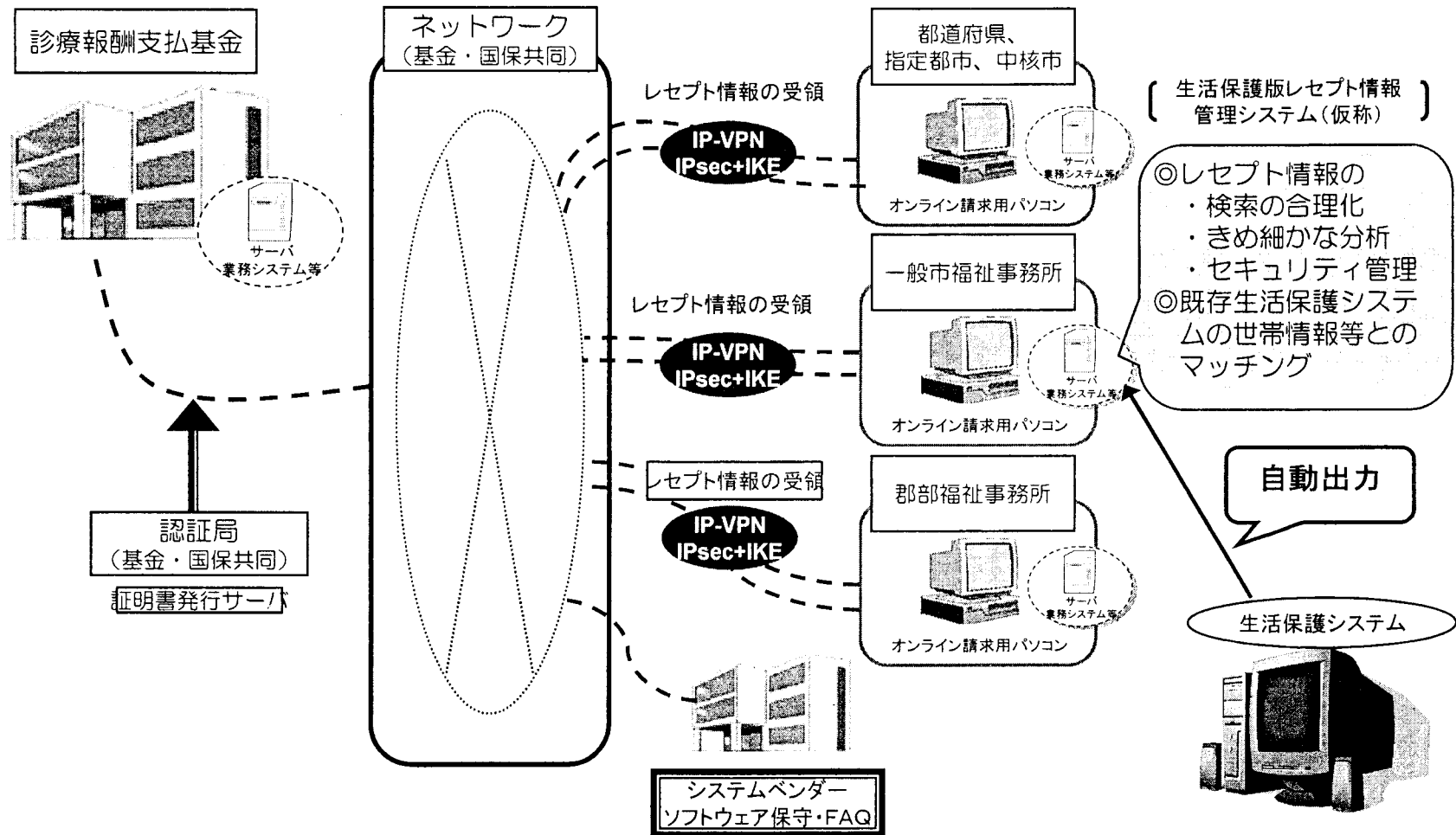
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
オンライン請求 (医療機関→審査支払機関)	平成20年度より段階的实施。平成23年度当初から原則すべてのレセプトをオンラインで提出					
		試行的運用	(400床以上の病院)	(400床未満の病院・薬局)	(診療所(歯科以外)等)	(歯科等)
審査支払機関におけるシステム整備	ネットワーク等開発	平成19年より運用開始				
オンライン受領 (審査支払機関→保険者)		電子化情報(オンライン、電子媒体)、出力紙レセプトのいずれかで受領するかを選択				
						オンラインで受領

(注)21年3月から歯科レセプトの電子化対応がスタートする予定。

各福祉事務所においても、**2011年度(平成23年度)当初までに、レセプトをオンライン受領できるような体制整備を行う必要がある。**

生活保護におけるシステム構成(案)

- 都道府県、指定都市、中核市及び各福祉事務所（以下「各福祉事務所等」）は、ネットワーク回線により診療報酬支払基金からレセプトをオンライン受領。
- 各福祉事務所等は、オンライン請求（受信）用のパソコンやサーバなど関連機器を購入し、厚生労働省が開発する生活保護版レセプト情報管理システム（仮称）を活用。



生活保護版レセプト情報管理システム(仮称)の機能

- 各福祉事務所等に提供するため、医療扶助のレセプト情報の収集・解析等の専用ソフト(「生活保護版レセプト情報提供システム(仮称)」)を厚生労働省において開発。
- 当該専用ソフトの開発に当たっては、健康保険組合連合会が開発したレセプト情報管理システムを活用することとし、当該ソフトに生活保護独自の点検・分析機能を追加。

レセプト情報管理システムの主な機能

- データの受入・管理
電子レセプトの請求様式である「CSV情報」、支払基金が提供する「画像レセプト」および「テキストデータ」を受け入れる。
「CSV情報」または「画像レセプト」のいずれの原本管理にも対応。
- 検索・抽出・表示
「CSV情報」、「テキストデータ」および「任意に取り込んだデータ」をキーに条件指定し、レセプトを簡易に抽出することが可能。
抽出されたレセプトは画像レセプトや画面レセプト(CSV情報のみ基本マスタとの結び付けにより)で表示。
- 統計・分析
 - 医療費統計・分析
傷病別、事業所別、年齢階層別の医療費統計表の作成や診療機関別の診療識別項目点数の集計が可能。
 - 被保険者・被扶養者分析
多受診・重複受診該当または傷病コード等から対象者を抽出し、保健指導対象者の抽出や該当者の傷病動向把握に活用。
 - 医薬品分析
医薬品使用状況の傷病別の個人集計や医薬品の処方実績把握が可能。
 - 任意データを活用した分析
「健診データ」など任意データを取り込み、レセプトデータと結び付けることでレセプト以外の情報をキーにした分析が可能。

生活保護版に追加する機能(案)

- 名寄せ処理
生活保護の医療券情報とレセプトデータを個人単位で結び付け。
- 資格審査処理
福祉事務所が発行した医療券に基づく有効なレセプトであるかを識別。
- 生活保護独自の統計・分析機能
頻回受診者、長期入院患者、長期外来患者などの抽出機能
世帯類型、就労状況、通院移送費の支給状況などをキーにした各種分析機能

ホームレス対策について

社会・援護局地域福祉課

ホームレス対策について

○ ホームレス対策の今日に至るまでの主な経緯

- 10年11月 小淵内閣総理大臣が大阪市を視察
- 11年 2月 「ホームレス問題連絡会議」発足（関係省庁、関係自治体で構成）
・中央省庁：内閣官房、厚生省、労働省、建設省、自治省、警察庁
・関係自治体：東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、新宿区
- 5月 「ホームレス問題に対する当面の対応策」公表
- 7月 「ホームレスの自立の支援方策に関する研究会」発足
- 12年 3月 「ホームレスの自立の支援方策について」公表
（社会福祉事業法等一部改正（平成12年6月））
- 13年11月 与党三党による「ホームレス問題に関するワーキングチーム」を設置
- 14年 7月 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案」の可決・成立
～8月（平成14年7月31日）、公布及び施行（同年8月7日）（別紙1）
・ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標の明示、こうした目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施の位置づけ。
・ホームレスの実態に関する全国調査の実施
・ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の策定
・地方自治体においては、必要があると認められるときは、この基本方針等に則し、実施計画を策定。
- 15年 3月 「ホームレスの実態に関する全国調査」（15年調査）結果公表
・ホームレス数 25,296人（全都道府県で確認）
・平均年齢 55.9歳（中高年齢層が大半）
・ホームレス化の理由 仕事に伴うものが大半
・行政への要望 仕事関連が3割弱、住居関連が1割弱
・自立希望 働きたい者が5割、今のままでよいという者が1割強
- 7月 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の策定・告示
- 19年 4月 「ホームレスの実態に関する全国調査」（19年調査）結果公表（別紙2）
- 20年 4月 「ホームレスの実態に関する全国調査」（20年調査）結果公表
- 7月 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直し（別紙3）
- 21年 3月 「ホームレスの実態に関する全国調査」（21年調査）結果公表（別紙4）
- 4月 「経済危機対策」が決定（政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）
平成21年度補正予算案の国会提出（別紙5）

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法概要

第一 目的

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資すること。

第二 ホームレスの定義

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者

第三 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等

- 一 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標
 - 1 自立の意思があるホームレスに対し、就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
 - 2 ホームレスとなるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
 - 3 1及び2のほか、緊急援助、生活保護の実施、ホームレスの人権擁護、地域の生活環境改善及び安全確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 二 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、一の目標に従って総合的に推進されなければならない。

第四 ホームレスの自立への努力、国の責務等

- 一 ホームレスの自立への努力
- 二 国の総合的施策の策定・実施の責務

三 地方公共団体の、その実情に応じた施策の策定・実施の責務

四 国民の協力

第五 基本方針及び実施計画

一 基本方針の策定

厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定しなければならない。

二 実施計画の策定

都道府県及び市町村は、必要に応じて、基本方針に即し、実施計画を策定しなければならない。

第六 財政上の措置等

一 国は、地方公共団体又は民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

二 公共の用に供する施設の管理者は、ホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第七 その他

一 民間団体の能力の活用

二 国及び地方公共団体の連携

三 全国調査

第八 施行期日等

一 公布の日から施行

二 施行から十年後に失効

三 施行から五年後を目途として、この法律の規定について検討

ホームレスの自立に向けた施策の概要

公園、河川敷等にいるホームレス

〔 25,296人(15年1月)
⇒ 15,759人(21年1月)
▲9,537人 〕

自治体等の職員が公園等に巡回(総合相談推進事業)

〔 事業内容:巡回相談による相談活動の実施
実施者 :自治体の委託を受けたNPO法人等 〕

福祉事務所(生活保護等)
＜福祉的対応による自立＞

緊急一時宿泊事業(シェルター)

〔 事業内容:緊急一時的な宿泊場所の提供
実施者 :自治体の委託を受けたNPO法人等 〕

【事業内容】

- 宿所、食事、入浴、衣類下着類の提供
- 生活相談指導員による基本的な相談、指導
- 就労相談、指導
- 健康相談、必要時には生活保護による治療
- 住民登録も可能
- 利用者に配慮した居住環境を確保

ホームレス自立支援事業(ホームレス自立支援センター)

【実施自治体数】(21年3月現在)
全国で9自治体、24施設、定員2,032人

就業機会の確保(ハローワークとの連携)

- ・きめ細かな職業相談
- ・免許・資格を取得するための技能講習
- ・一定期間の試行雇用 等

就労による

安定した居住の場所の確保

- ・公営住宅の単身入居等
- ・低廉な家賃の住宅の情報提供
- ・民間の保証会社等を利用したアパート入居あっせん等

自 立

厚生労働省の平成21年度ホームレス対策予算の概要

	平成20年度予算額		平成21年度予算額
ホームレス対策予算	3,098百万円	→	3,090百万円

I 就業機会の確保 989百万円 → 981百万円

1 自立の支援等に関する就労支援ナビゲーター等の配置 111百万円 → 161百万円 (旧称：自立の支援等に関する職業相談員の配置)

自立支援センター設置地域の公共職業安定所に、主任就労支援ナビゲーター及び就労支援ナビゲーターを配置し、ホームレス等に対し、きめ細かな職業相談や求人情報の提供、心理的サポート、職業定着指導等を行う。

○主任就労支援ナビゲーター：20人

○就労支援ナビゲーター：37人

2 自立の支援等に関する就業開拓推進員の配置 35百万円 → 31百万円

自立支援センター設置地域の公共職業安定所に就業開拓推進員を配置し、ホームレスの就業ニーズに応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供を行う。また、事業主に対する啓発活動を行う。

○就業開拓推進員：12人

3 日雇労働者等技能講習事業 509百万円 → 469百万円

日雇労働者及びホームレスに対して、技能労働者として必要な技能の習得、免許の資格等の取得を目的とした講習を実施し、就労機会の確保を図る。

○ホームレス：1,584人

○日雇労働者：1,590人

4 ホームレス等試行雇用事業 18百万円 → 14百万円

自立支援センターに入所しているホームレスや常用雇用への移行を希望する日雇労働者を対象に、事業所における一定期間の試行雇用（試行雇用実施事業主に対しては奨励金を支給）により、ホームレス等の新たな職場への円滑な適応を促進し、常用雇用への移行につなげる。

○ホームレス：116人

○日雇労働者：20人

5 ホームレス等就業支援事業 317百万円 → 306百万円

就業意欲のあるホームレスの就業機会の確保を図るために、就業支援相談、ホームレスの就業ニーズに応じた仕事の開拓・提供や職場体験講習を実施する。

○実施地域：4地域

II 自立支援事業等の実施

(6～10 セーフティネット支援対策等事業費補助金
19,500百万円の内数(2,104百万円) → 21,000百万円の内数(2,104百万円))

6 ホームレス総合相談推進事業

行政、民間団体、地域住民等で構成するホームレス総合相談推進協議会を設置し、ホームレス問題に関する協議・調整、総合相談の企画等を行う。また、相談計画に基づく巡回相談活動等を実施する。

○実施カ所数： 協議会 18カ所
巡回相談 20チーム

7 ホームレス自立支援事業

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、自立意欲を喚起させるとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行う。

○実施カ所数： 22カ所

8 ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

都市公園等でテント張り・小屋掛けにより生活するホームレスの健康状態の悪化の防止等のため、緊急一時的な宿泊場所を提供する。

○実施カ所数： 10カ所（3,100人分）

9 ホームレス能力活用推進事業

一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、清掃業務や廃品回収などのいわゆる「都市雑業的」な職種の情報収集・提供やその職種についての知識・技能の付与を行う。

○実施カ所数： 10カ所

III 保健衛生の向上

10 ホームレス衛生改善事業

劣悪な衛生環境におかれているホームレスの実態に鑑み、入浴や散髪等のサービスを提供することにより、衛生状態を改善し、併せて生活面や健康面等の相談を行い、必要な施策につなげる。

○実施カ所数： 10カ所

11 ホームレス保健サービス支援事業

5百万円 → 5百万円

健康に不安を抱えるホームレスに対し、保健所等の窓口や巡回による血圧測定、尿・血液検査、健康相談及び健康情報の提供等を行う。

○実施カ所数： 18カ所

生活実態調査の概要 (平成19年1月実施)

年齢の状況

- 平均年齢 57.5歳(55.9歳) 15年調査より1.6歳上昇
- 年齢階層
 - ・ 40～49歳 10.6%(14.7%)
 - ・ 50～54歳 15.9%(22.0%)
 - ・ 55～59歳 26.8%(23.4%)
 - ・ 60～64歳 21.2%(20.3%)

路上での生活

1 路上生活の形態

- 生活している場所が定まっている者は84.4%(84.1%)
- 生活場所
 - ・ 公園 35.9%(48.9%)
 - ・ 河川敷 31.8%(17.5%)
 - ・ 道路 11.1%(12.6%)

2 路上生活の期間

- 今回の路上生活の期間
 - ・ 「10年以上」 15.6%(6.7%)
 - ・ 「5年以上10年未満」 25.8%(17.3%)
 - ・ 「3年以上5年未満」 18.9%(19.7%)
 - ・ 「1年以上3年未満」 16.8%(25.6%)
- 「5年以上」の者が41.4%(24.0%)となっている

3 仕事と収入の状況

- 仕事をしている者は70.4%(64.7%)
 - 主な内訳は「廃品回収」が75.5%(73.3%)と最も多い
- 仕事による収入月額
 - ・ 「1～3万円未満」 29.8%(35.2%)
 - ・ 「3～5万円未満」 25.1%(18.9%)
 - ・ 「5～10万円未満」 21.5%(13.5%)
- 仕事をしている者の平均収入は、約4万円

路上生活までのいきさつ

1 路上生活の直前の職業と雇用形態

○ 職業

- ・「建設作業従事者」(土木工、現場片付け等) 29.5%(34.2%)
- ・「建設技能従事者」(大工、配管工等) 18.3%(19.9%)
- ・「生産工程・製造作業員」 12.2%(10.3%)

→ 建設業関係者が約5割を占める

○ 雇用形態

- ・「常勤職員・従事者(正社員)」 43.2%(39.8%)
- ・「日雇」 26.2%(36.1%)

2 路上生活に至った理由

- ・「仕事が減った」 31.4%(35.6%)
- ・「倒産・失業」 26.6%(32.9%)
- ・「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」 21.0%(18.8%)

健康状態

- 身体の不調を訴えている者 50.2%(48.4%)
- このうち治療等を受けていない者 65.8%(68.4%)

福祉制度

- 「巡回相談員に会ったことがある者」 62.3%
- 「会ったことがあり相談した者」 35.9%
- 「シェルターを知っている者」 61.9%
- 「知っており利用したことがある者」 13.1%
- 「自立支援センターを知っている者」 66.3%
- 「知っており利用したことがある者」 9.1%
- 「生活保護を受給したことがある者」 24.3%(24.5%)

自立について

- 今後どのような生活を望むか
 - ・「きちんと就職して働きたい」という者 35.9%(49.7%)
 - ・「今のままでいい」という者 18.4%(13.1%)
- 求職活動状況
 - ・「求職活動をしている」者 19.6%(32.0%)
 - ・「今も求職活動をしていないし、今後も求職活動をする予定はない」という者 59.8%(42.0%)

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」のポイント

平成20年7月

1 基本的な考え方

- ホームレスの高齢化や野宿生活の長期化等の状況を踏まえた総合的かつきめ細やかな施策を実施
- ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援
- 地方公共団体はホームレス数に応じた適切な施策を実施

2 ホームレス対策の主な推進方策

1) 就業機会の確保

- 求人開拓、求人情報の収集提供
- 職業相談等の実施
- 試行雇用事業等による職場適用促進
- 技能講習や職業訓練

2) 安定した居住場所の確保

- 公営住宅の単身入居等
- 低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供
- 民間の保証会社等に関する情報の提供

3) 保健医療の確保

- 保健所等による健康相談、保健指導の実施
- 効果的な結核対策の推進
- 医療機関での受診機会の確保

4) 生活相談指導

- 総合的な相談・指導体制の確立
- 民間と連携した街頭相談の実施
- 心のケアの実施
- 洪水時等の災害時に備えた平常時からの公共施設管理者と福祉部局の連携

5) 自立支援事業等

- 自立支援センターによる、生活指導・職業相談
- 民間賃貸住宅など社会資源を有効活用した支援の実施
- 類型別のきめ細やかな施策

6) 緊急援助・生活保護

- 個人の状況に応じた適切な保護の実施
- 自立支援の実施

3 基本方針のフォローアップ

- 5年経過後（平成25年7月）見直し（実態調査→評価・意見聴取→見直し）

ホームレスの実態に関する全国調査 (概数調査) 結果

調査概要

1. 調査目的

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (平成 14 年法律第 105 号) 及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針 (平成 15 年 7 月厚生労働省・国土交通省告示第 1 号) に基づき実施される施策の効果を継続的に把握することを目的とする。

2. 調査客体

法第 2 条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」

3. 調査方法

- ・全市区町村における巡回による目視調査

4. 調査実施時期

平成 2 1 年 1 月

5. 調査事項

- ・男女別ホームレス数
- ・起居場所別ホームレス数 (「都市公園」「河川」「道路」「駅舎」「その他施設」の 5 区分に分類)

調査結果

1. 全国のホームレス数

平成 21 年 1 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）（以下「21 年調査」という。）は、平成 20 年 1 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（以下「20 年調査」という。）と同様の調査方法により全ての市区町村において実施した。

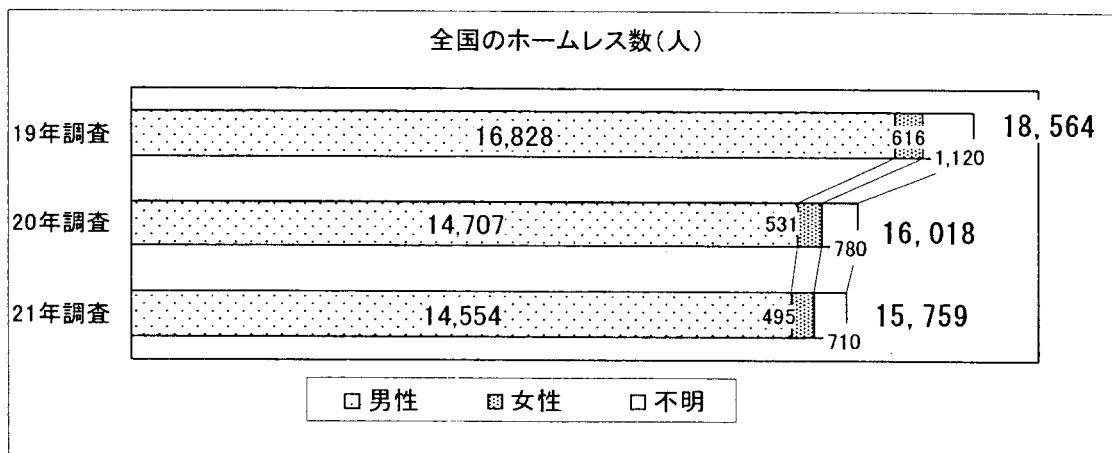
調査の結果、ホームレスが確認された自治体は、全 1,804 市区町村のうち 504 市区町村（20 年調査では 1,820 市区町村のうち 503 市区町村）であった。

全国のホームレス数（表 1）は合計 15,759 人であり、うち男性が 14,554 人、女性が 495 人、不明が 710 人となっている。（目視による調査のため防寒具を着込んだ状態等により性別が確認できない者を「不明」としている。）

増減については、20 年調査と比較すると、259 人（1.6%）減少した。

表 1 全国のホームレス数

	男	女	不明	合計	差引増△減
19年調査	16,828	616	1,120	18,564	△6,732(△26.6%)
20年調査	14,707	531	780	16,018	△2,546(△13.7%)
21年調査	14,554	495	710	15,759	△ 259(△ 1.6%)



2. 都道府県別のホームレス数

各都道府県の状況（表 2）については、全ての都道府県でホームレスが確認され、20 年調査と比較すると、47 都道府県のうち 25 都道府県が減少、19 県が増加、3 県が増減なしであった。

また、減少数の多い順に東京都 368 人減、京都府 48 人減、兵庫県 42 人減であり、増加数の多い順に福岡県 155 人増、神奈川県 84 人増、愛知県 78 人増となっている。

なお、ホームレス数が最も多かったのは大阪府で 4,302 人、次いで東京都が 3,428 人であり、この両都府の合計で全国のホームレス数の約半数を占めている。一方、最も少なかったのは鳥取県で 3 人であった。

表2 都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成21年調査				20年 調査	21-20 増△減	(参考)	
	男	女	不明	計			19年 調査	15年 調査
北海道	95	6	23	124	145	△ 21	161	142
青森県	4	0	4	8	2	6	7	16
岩手県	20	1	0	21	23	△ 2	32	18
宮城県	126	9	5	140	110	30	144	222
秋田県	14	1	0	15	10	5	8	13
山形県	16	2	0	18	7	11	11	24
福島県	19	1	0	20	27	△ 7	15	43
茨城県	57	5	0	62	86	△ 24	78	130
栃木県	68	4	2	74	81	△ 7	79	134
群馬県	94	4	0	98	97	1	96	87
埼玉県	578	17	27	622	597	25	781	829
千葉県	463	23	17	503	524	△ 21	594	668
東京都	3,344	84	0	3,428	3,796	△ 368	4,690	6,361
神奈川県	1,730	43	31	1,804	1,720	84	2,020	1,928
新潟県	33	5	1	39	38	1	51	74
富山県	31	1	0	32	23	9	29	24
石川県	23	1	0	24	21	3	18	22
福井県	27	1	0	28	32	△ 4	41	24
山梨県	24	2	12	38	41	△ 3	42	51
長野県	11	2	0	13	13	0	29	37
岐阜県	61	12	1	74	67	7	59	86
静岡県	265	8	24	297	315	△ 18	370	465
愛知県	735	26	168	929	851	78	1,023	2,121
三重県	52	1	8	61	68	△ 7	61	46
滋賀県	11	1	6	18	20	△ 2	32	57
京都府	305	16	32	353	401	△ 48	407	660
大阪府	4,024	87	191	4,302	4,333	△ 31	4,911	7,757
兵庫県	472	16	45	533	575	△ 42	627	947
奈良県	14	0	0	14	19	△ 5	22	14
和歌山県	49	3	4	56	74	△ 18	70	90
鳥取県	3	0	0	3	3	0	6	13
島根県	4	0	0	4	4	0	7	4
岡山県	63	5	7	75	67	8	85	65
広島県	148	6	0	154	138	16	153	231
山口県	10	1	0	11	21	△ 10	23	33
徳島県	7	0	1	8	13	△ 5	33	14
香川県	27	0	0	27	24	3	34	46
愛媛県	35	3	0	38	40	△ 2	25	85
高知県	13	1	0	14	24	△ 10	23	23
福岡県	1,093	69	75	1,237	1,082	155	1,177	1,187
佐賀県	37	1	1	39	43	△ 4	41	41
長崎県	13	0	0	13	11	2	30	41
熊本県	56	7	10	73	111	△ 38	110	124
大分県	32	4	2	38	35	3	45	39
宮崎県	29	2	0	31	27	4	35	22
鹿児島県	51	2	4	57	59	△ 2	62	80
沖縄県	168	12	9	189	200	△ 11	167	158
合計	14,554	495	710	15,759	16,018	△ 259	18,564	25,296

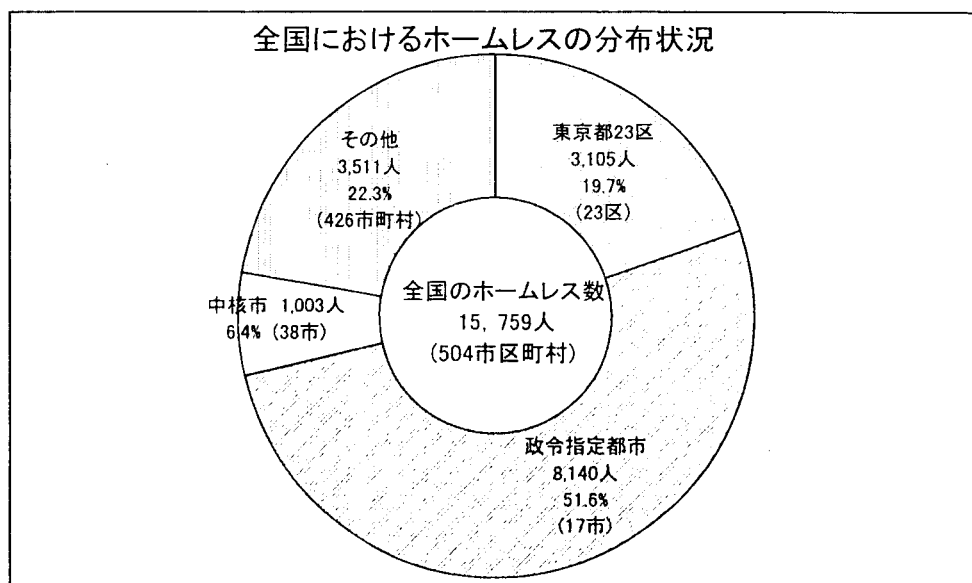
3. 東京都23区及び政令指定都市別のホームレス数

東京都23区及び政令指定都市の状況（表3）については、合計が11,245人であり、全国のホームレス数の約7割を占めている。20年調査と比較すると10人(0.09%)減少した。

各市区別の増減については、減少数の多い順に東京都23区331人減、京都市48人減、千葉市19人減であり、増加数の多い順に福岡市187人増、大阪市77人増、川崎市56人増であった。

表3 東京都23区及び政令指定都市のホームレス数

自治体名	21年調査				20年調査	21-20 増△減	(参考)	
	男	女	不明	計			19年調査	15年調査
東京都23区	3,030	75	0	3,105	3,436	△331	4,213	5,927
札幌市	73	3	23	99	109	△10	132	88
仙台市	113	9	2	124	100	24	132	203
さいたま市	104	3	13	120	121	△1	179	221
千葉市	69	1	2	72	91	△19	103	126
横浜市	685	12	0	697	649	48	661	470
川崎市	659	19	13	691	635	56	848	829
新潟市	18	5	1	24	23	1	40	53
静岡市	43	2	11	56	61	△5	88	137
浜松市	81	1	3	85	100	△15	115	140
名古屋市	459	16	166	641	608	33	741	1,788
京都市	289	15	31	335	383	△48	387	624
大阪市	3,473	68	183	3,724	3,647	77	4,069	6,603
堺市	85	5	2	92	96	△4	133	280
神戸市	145	5	1	151	149	2	135	323
広島市	107	4	0	111	103	8	115	156
北九州市	127	16	6	149	162	△13	249	421
福岡市	855	46	68	969	782	187	784	607
合計	10,415	305	525	11,245	11,255	△10	13,124	18,996



4. 中核市別のホームレス数

中核市の状況（表4）については、合計が1,003人であり、全国のホームレス数の6.4%を占めている。20年調査と比較すると105人(9.5%)減少した。各市別の増減については、減少数の多い順に熊本市39人減、和歌山市18人減、東大阪市14人減であり、増加数の多い順に岡崎市19人増、西宮市7人増、宮崎市6人増であった。

表4 中核市別のホームレス数

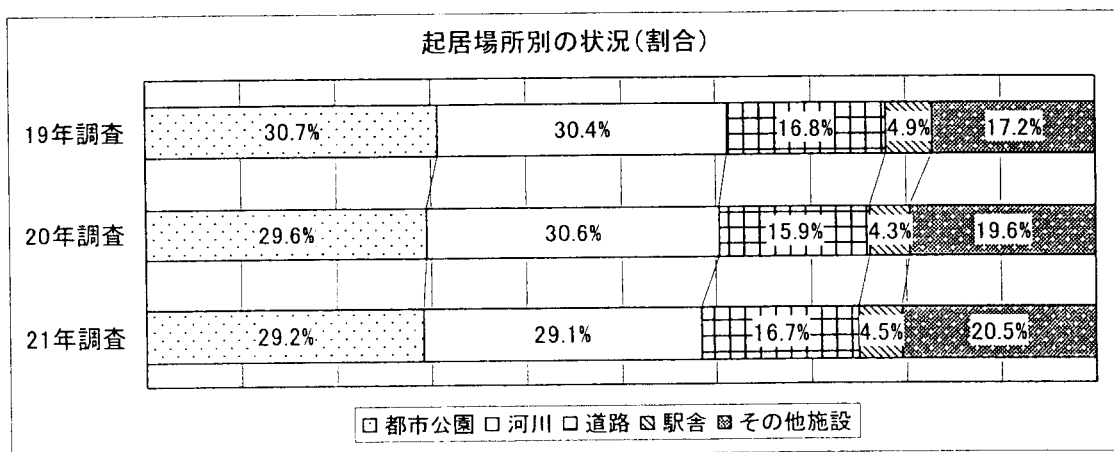
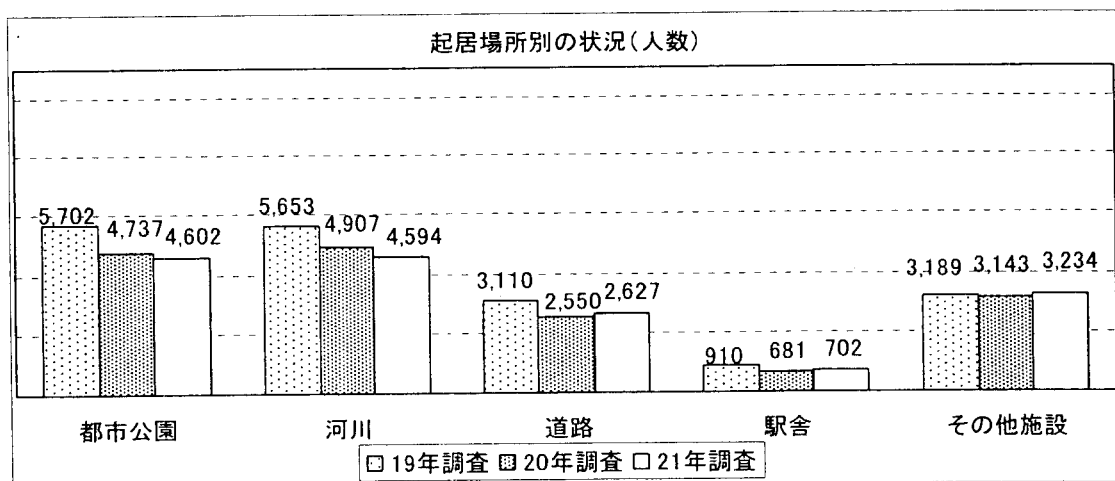
自治体名	21年調査				20年調査	21-20増△減	(参考)	
	男	女	不明	計			19年調査	15年調査
旭川市	4	0	0	4	13	△9	10	21
函館市	10	2	0	12	13	△1	7	25
青森市	2	0	0	2	1	1	3	2
盛岡市	13	0	0	13	15	△2	23	12
秋田市	13	1	0	14	9	5	7	11
郡山市	7	0	0	7	4	3	2	8
いわき市	1	0	0	1	2	△1	1	5
宇都宮市	40	1	0	41	42	△1	38	69
川越市	18	0	3	21	28	△7	39	29
船橋市	54	1	0	55	52	3	57	82
柏市	19	0	0	19	22	△3	39	45
横須賀市	7	0	0	7	12	△5	26	44
相模原市	16	1	11	28	29	△1	32	45
富山市	16	1	0	17	16	1	15	19
金沢市	21	1	0	22	19	3	16	22
長野市	6	2	0	8	7	1	5	18
岐阜市	28	5	0	33	42	△9	41	44
豊橋市	53	4	0	57	55	2	59	58
岡崎市	32	1	0	33	14	19	20	23
豊田市	16	0	0	16	16	0	12	12
高槻市	13	0	0	13	20	△7	19	41
東大阪市	60	1	0	61	75	△14	89	90
姫路市	16	1	21	38	46	△8	51	57
西宮市	80	3	5	88	81	7	91	130
奈良市	11	0	0	11	14	△3	19	7
和歌山市	43	3	4	50	68	△18	58	75
岡山市	43	2	1	46	53	△7	60	38
倉敷市	11	2	1	14	9	5	18	15
福山市	25	1	0	26	24	2	27	51
下関市	0	0	0	0	0	0	1	5
高松市	16	0	0	16	16	0	16	23
松山市	24	1	0	25	31	△6	14	73
高知市	7	1	0	8	21	△13	19	22
久留米市	53	4	0	57	62	△5	49	58
長崎市	9	0	0	9	6	3	14	15
熊本市	38	3	10	51	90	△39	94	104
大分市	19	3	1	23	20	3	29	12
宮崎市	22	2	0	24	18	6	19	15
鹿児島市	29	0	4	33	43	△10	44	66
合計	895	47	61	1,003	1,108	△105	1,183	1,491

5. 起居場所別のホームレス数

起居場所別の状況(表5)については、都市公園、河川で減少したが、道路、駅舎、その他施設では増加している。起居場所別の割合に大きな変化は見られなかった。

表5 起居場所別の状況

	21年調査 人数(割合)	20年調査 人数(割合)	21-20 増△減	19年調査 人数(割合)	15年調査 人数(割合)
都市公園	4,602 (29.2%)	4,737 (29.6%)	△ 135 (△ 2.8%)	5,702 (30.7%)	10,310 (40.8%)
河川	4,594 (29.1%)	4,907 (30.6%)	△ 313 (△ 6.4%)	5,653 (30.4%)	5,906 (23.3%)
道路	2,627 (16.7%)	2,550 (15.9%)	77 (3.0%)	3,110 (16.8%)	4,360 (17.2%)
駅舎	702 (4.5%)	681 (4.3%)	21 (3.1%)	910 (4.9%)	1,254 (5.0%)
その他施設	3,234 (20.5%)	3,143 (19.6%)	91 (2.9%)	3,189 (17.2%)	3,466 (13.7%)
合計	15,759 (100.0%)	16,018 (100.0%)	△ 259 (△ 1.6%)	18,564 (100.0%)	25,296 (100.0%)



ホームレス対策事業の拡充について

目的

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等によるホームレス等の増加に対応するため、次のとおりホームレス対策事業の拡充を行う。

内容

ホームレス緊急一時宿泊事業の拡充

- 旅館・社員寮や簡易宿泊所等既存建築物の借り上げによる事業の実施を可能とする。

➡ 地方自治体において緊急かつ柔軟な対応が図られる。

- 旅館・社員寮等の借り上げに係る国庫補助の算定について、
現行の緊急一時宿泊事業の国庫補助基準額に、利用人員毎の基準額を新たに設定する。

【基準額】 利用者1人1日当たり約3,000円(食費込)

ホームレス総合相談推進事業の充実

- 巡回相談員を増員し、
 - ① 借り上げ方式による緊急一時宿泊施設の利用者に対して巡回相談等を実施する。
 - ② 就労が定着できるよう、就労自立後においても継続的な訪問等による相談支援を実施する。

留意事項

- 当面、平成21年度の緊急措置とする。また、既存のホームレス対策事業についても特例として国の負担(補助率10/10)で実施する。

生活福祉資金貸付事業の見直しについて

現下の厳しい雇用失業情勢の中、今後、失業者、低所得者が急増することが見込まれ、これらの者に対するセーフティネット施策の一つである生活福祉資金貸付事業がさらに活用しやすく、低所得者等に対する効果的な支援を実施できるよう、抜本的な見直しを行う。

(参考)生活福祉資金貸付事業について

- 低所得者、高齢者、障害者等に対して、安定した生活を送れるよう、資金の貸付と必要な援助指導を行う事業
- 実施主体：都道府県社会福祉協議会(窓口は市町村社会福祉協議会)

1 資金種類等の整理・統合

- 現行の資金種類を統合し、利用者にとってわかりやすく、かつ、利用者の資金ニーズに応じた柔軟な貸付を行う。(別紙1参照)
(現行)10種類 → (見直し後)4種類
- 生活に困窮している者に対し、継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付を行う総合支援資金(仮称)を創設することにより、生活の立て直しを支援する。(別紙2参照)

(別紙1)見直し後の資金種類について

【現行】

資金種類	限度額
1 更生資金(年3%)	
生業費(低所得世帯)	280万円
生業費(障害者世帯)	460万円
技能習得費(低所得世帯)	110万円
技能習得費(障害者世帯)	130万円
2 福祉資金(年3%)	
福祉費	50万円 ※住宅改築等は250万円
障害者等福祉用具購入費	120万円→170万円
障害者自動車購入費	200万円→250万円
中国残留邦人等国民年金追納費	470.4万円
3 修学資金(無利子)	
修学費	高校 月3.5万円 短大・高専 月6万円 大学 月6.5万円
就学支度費	50万円
4 療養・介護等資金(無利子)	170万円
5 緊急小口資金(年3%)	10万円
6 災害援護資金(年3%)	150万円
7 離職者支援資金(年3%)	単身世帯 月10万円 複数世帯 月20万円
8 長期生活支援資金(長プラ)	月30万円
9 要保護世帯向け長期生活支援資金(長プラ)	生活扶助額の1.5倍
10 自立支援対応資金(年3%)	月10万円



【見直し案】

資金種類	限度額
1 総合支援資金(仮称) (継続的な支援必須)	
生活支援費 ※ 最長1年間の生活費	(複数)月20万円以内 (単身)月15万円以内
住宅入居費 ※ 敷金、礼金等	40万円以内
一時生活再建費 ※ 一時的な需要に対応	60万円以内
2 福祉資金	
福祉費	500万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定
緊急小口資金	10万円以内 ※保証人不要
3 教育支援資金(仮称)	
教育支援費(仮称)	月6.5万円以内
就学支度金	50万円以内
4 不動産担保型生活資金(仮称)	
(一般世帯向け)	月30万円以内
(要保護世帯向け)	生活扶助額の1.5倍

総合支援資金(仮称)の概要

貸付対象者

- 生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる者であって、次のいずれにも該当するもの
 - ① 低所得者世帯(市町村民税非課税程度)であって、失業や収入の減少等により生活に困窮していること
 - ② 公的な書類等で本人確認が可能であること
 - ③ 現に住居を有していること又は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 - ④ 実施主体及び関係機関から、継続的な支援を受けることに同意していること
 - ⑤ 実施主体が貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還を見込めること
 - ⑥ 他の公的給付又は公的な貸付により、生活費を賄うことができないこと

貸付内容

- 継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)とセットで以下の資金を貸付
 - 1 生活支援費(20万円以内/月) ※単身世帯の場合は、15万円以内/月
※ 生活再建までの間に必要な生活費(最長1年間)
 - 2 住宅入居費(40万円以内)
※ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費
 - 3 一時生活再建費(60万円以内)
※ 就職活動費、技能習得費、滞納の一時立て替え(家賃、公共料金等)、債務整理弁護士費用 等

貸付条件

- 連帯保証人:原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても貸付可能
- 利子 :連帯保証人を確保した場合は無利子
連帯保証人を確保できない場合は年1.5%
- 据置期間 :最終貸付の日から6月以内
- 償還期間 :据置期間経過後20年以内
- その他 :関係機関と連携し、継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)を実施

2 連帯保証人要件の緩和

○ 原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても、貸付を行えるようにする。

※ 教育支援資金(仮称)(現行の修学資金)及び不動産担保型生活資金(仮称)(現行の長期生活支援資金)については、現行の取扱いのとおり

3 貸付利子の引き下げ

○ 失業や減収等により生活が困窮している者の借り入れに伴う負担を軽減し、本貸付事業の利用の促進を図るため、利子について、現行の年3%から引き下げを行う。

- ・ 連帯保証人を確保した場合は無利子
- ・ 連帯保証人を確保できない場合は年1.5%に引き下げ

※ 緊急小口資金については、連帯保証人を確保できない場合であっても無利子

※ 教育支援資金(仮称)(現行の修学資金)及び不動産担保型生活資金(仮称)(現行の長期生活支援資金)については、現行の取扱いのとおり

臨時特例つなぎ資金貸付事業の創設について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者等に対しては、その状況に応じて失業等給付、就職安定資金融資、住宅手当等の公的な給付や貸付による支援を行うこととしている。

こうした公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者に対し、その生活に必要な費用を貸し付ける「臨時特例つなぎ資金貸付事業」を創設する。

実施主体

都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）

貸付対象者

- 住居のない離職者であって、次のいずれにも該当するもの
 - ① 失業等給付、住宅手当、生活保護等の公的給付又は就職安定資金融資、生活福祉資金貸付等の公的貸付の申請を受理されている者であり、かつ、当該給付等の開始までの生活に困窮しているもの
 - ② 金融機関の口座を有していること

貸付内容・条件

貸付限度額： 10万円以内

連帯保証人： 不要

利 子： 無利子

償 還： 申請中の公的給付等が決定し、支給等が行われた時点で一括又は分割で償還